

第4期亀岡市障がい者基本計画
及び
第6期亀岡市障がい福祉計画

【最終案】

ごあいさつ

○亀岡市「福祉都市」宣言

昭和57年3月29日

告示第19号

健康で文化的な生活の基礎的条件が確保されることにより、生涯にわたり人間に値する生活と人格の自由な発展がひとしく保障される社会こそ、福祉社会といえる。

市民の福祉は、市が、社会的な環境や条件の整備等その責務を積極的に果たすとともに、市民が、地域社会の一員として、みずからの生活をみずからの英知、創意、努力によって高めるという主体的な自覚と市民相互の連帯を強め、福祉の向上に寄与するよう努力をすることによってもたらされるものである。

このような自覚と認識に立って、わたくしたち亀岡市民は、ともに力を合わせ平和で豊かなまちづくりに前進したいと思う。

ここに、決意を新たにして、すべての亀岡市民とともに亀岡市を「福祉都市」とすることを宣言する。

目次

第1章 総論	1
1. 計画の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	3
3. 計画の策定体制	4
(1)各種会議等での審議	4
(2)アンケート調査の実施	4
(3)ヒアリング調査の実施	4
(4)これまでの計画の評価・検証の実施	4
(5)パブリックコメントの実施	4
4. 計画の基本理念	5
5. 計画の視点	6
6. 基本目標	8
7. 施策の基本方針	9
8. 計画の推進体制	12
(1)市民・事業者・地域などとの協働の推進	12
(2)個々の障がい特性にそつたきめ細やかな相談・支援体制の実施	12
(3)計画の達成状況の点検及び評価	12
9. 施策体系	13
10. 横断的視点に基づく計画全体の重点施策	14
(1)親亡き後を見据えた障がいのある人の重度化・高齢化に対する包括的支援	14
(2)常時の看護や介護を必要とする重度障がいのある児童に対する包括的支援	14
(3)新たな感染症の拡大時や大規模災害の発生時等における障がいのある人の安心・安全の確保のための支援	14
(4)施策体系一覧表	15
第2章 各論	19
1. ふれあいと交流による「顔の見える」関係づくり	19
(1)障がいを理由とする差別の解消	21
(2)学校・家庭・地域における福祉教育の推進	24
(3)交流・ふれあいの場の充実	26
(4)ボランティア活動などへの支援	27
(5)地域で支える基盤づくり	28
(6)権利擁護の推進	29
2. 地域生活を生涯にわたり支える体制づくり	31
(1)在宅福祉サービスの充実	32
(2)居住支援の充実	36
(3)経済的支援の充実	38
(4)保健・医療の充実等	39

(5) 高齢で障がいのある人への支援の充実	41
3. 障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実...	42
(1) 療育・保育・教育における支援体制の充実	44
(2) インクルーシブ教育システムの構築	46
4. 生きがいをもっていきいきと活動できる社会づくり	49
(1) 総合的な就労支援	50
(2) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保	53
(3) 文化芸術活動・スポーツ等の振興	55
5. 安全・安心な環境づくり	58
(1) 福祉のまちづくりの推進	60
(2) 移動条件の整備	62
(3) 防災対策の推進	65
(4) 防犯対策の推進、消費者トラブルの防止及び被害からの救済	67
6. 相談体制・情報提供の仕組みづくり	69
(1) 相談体制の充実	71
(2) 情報アクセシビリティ(情報の利用しやすさ)の向上	74
7. 行政サービス等における合理的配慮の推進	77
(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等	78
(2) 事業実施における配慮	79
第3章 障がい福祉計画	80
1. 計画の基本的な考え方	81
(1) 基本理念	81
(2) 計画の視点(第5期障害福祉計画策定以降の制度変更)	83
(3) 基盤整備方針(継続)	84
2. 成果目標	86
(1) 施設入所者の地域生活への移行(継続)	86
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	87
(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実(継続・新規)	89
(4) 福祉施設から一般就労への移行及び定着(継続・新規)	90
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等(継続・新規)	91
(6) 相談支援体制の充実・強化等(新規)	92
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制の構築(新規)	93
(8) 発達障がい者等に対する支援(新規)	94
3. 各種サービスの実情と見込み量	95
(1) 訪問系サービス	95
(2) 日中活動系サービス	96
(3) 居住系サービス	100
(4) 相談支援	101
(5) 障がい児への支援	102

4. 地域生活支援事業の実情と見込み量.....	105
(1) 必須事業.....	105
(2) 任意事業.....	113
 第4章 資料編.....	 115
1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向.....	116
(1) 障がいのある人の人数の推移.....	116
(2) アンケート調査、関係団体調査結果概要.....	123
2. 亀岡市障害者施策推進協議会条例等.....	147
3. 各種会議等名簿.....	150
4. 計画策定経過.....	152
5. 関係法令等.....	153
6. 用語の解説.....	168

○障害の「害」の字のひらがな表記について

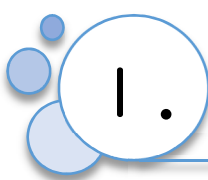
障がいのある人への人権尊重のための法整備が進む中、障害の「害」という漢字について、人の状態に対して使用することが適切ではないとの観点から、亀岡市では「障害」という用語が人の状態を指す場合は、ひらがなを用いた「障がい」という表記を使用しています。

これに則り、本計画書においても、原則ひらがな表記の「障がい」を使用しています。

ただし、法令、条例等の名称や法令、条例等に基づく表記、機関名、団体名等の固有名詞については、これまで通りの漢字表記としています。

第1章

総論



1. 計画の背景と趣旨

- 本市においては、平成27年3月に「第3期亀岡市障害者基本計画」を策定し、『「障害者がキラリ、かめおか“きすな”プラン」笑顔で心かよう あたたかいまちをつくろう』を基本目標とし、障がい福祉に係る施策を計画的に推進してきたところです。また、平成18年度に「亀岡市障害福祉計画」を策定し、以後3年毎に新規策定を行い、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保などに努めてきました。
- その間、国においては、「障害者基本法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」をはじめとする関連法の改正が行われ、障がいのある人への差別を禁止する「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に必要な国内法の整備が整い、平成26年1月20日に国連事務局に批准書が寄託され、同年2月19日に「障害者権利条約」が発効となりました。平成23年8月に改正された「障害者基本法」では障がい者の定義を見直したほか、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」では、制度の谷間のない支援をめざすとともに、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念が掲げられています。また、平成25年6月に成立した「障害者差別解消法」（平成28年4月施行）では、障がいを理由とする差別の禁止や人権被害の救済などが規定されました。
- このほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成30年4月）」、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年6月）」、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年12月）」の施行など、障がい者関連の法律・制度も大きく変容しています。
- このような状況を踏まえ、障がいのある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現に向け、障がいのある人やその家族のニーズの多様化に対応するとともに、法制度の変化に的確に対応し、障がい福祉施策を総合的・計画的に推進するため、令和2年度で計画期間が終了する現行計画を改定し、新たに「第4期亀岡市障がい者基本計画及び第6期亀岡市障がい福祉計画」を策定します。

障がい福祉制度の変遷（国の動向）

平成 18 年 4 月 「障害者自立支援法」 施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 利用者負担額の定率化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入 等

平成 19 年 9 月 「障害者の権利に関する条約」に署名

- 内容（全 50 条） 障がい者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用などの社会保障に関する権利の保障、アクセス手段の確保、障がいに基づく差別の禁止など。

平成 22 年 6 月 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」 閣議決定

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

平成 22 年 12 月 17 日の「障がい者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

「障害者基本法」改正

- 平成 23 年 8 月 5 日 公布・施行
- ・差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

「障害者自立支援法」の一部改正

- 平成 22 年 12 月 10 日 公布・施行
- 平成 23 年 10 月 1 日 施行
- 平成 24 年 4 月 1 日 施行
- ・利用者負担額にかかる、定率負担から応能負担原則への見直し
- ・障害福祉サービスにかかる、支給決定プロセスの見直し

「障害者総合支援法」施行・一部改正

- 平成 25 年 4 月 1 日 施行

平成 26 年 2 月 「障害者権利条約」発効

「児童福祉法」一部改正

- 平成 30 年 4 月 1 日 施行
- ・障がい児支援のニーズにきめ細かく対応するために環境を整備

- 平成 26 年 4 月 1 日 施行

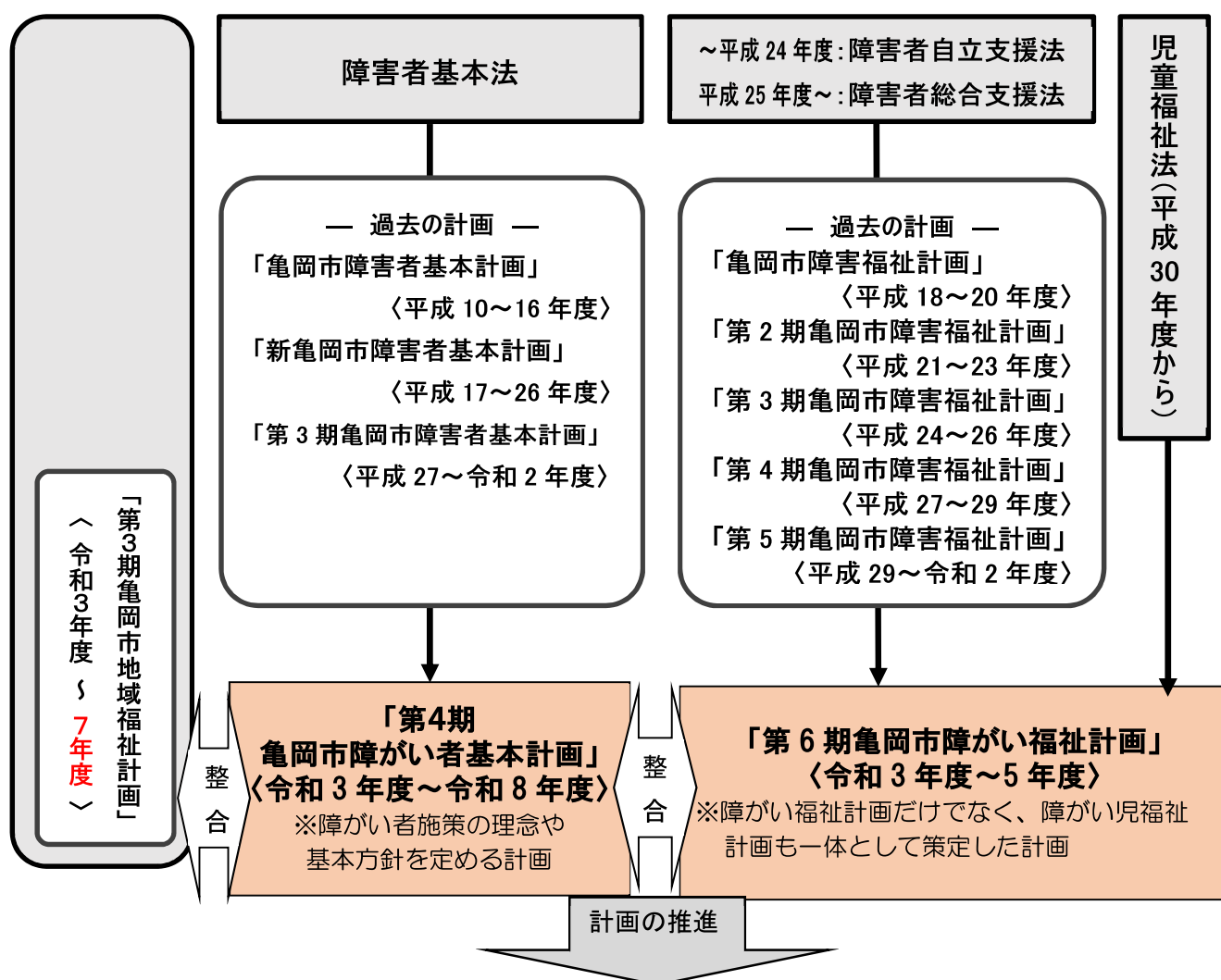
- 平成 30 年 4 月 1 日 施行
- ・障がい者が自らの望む地域生活を営むための支援を拡充
- ・高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進

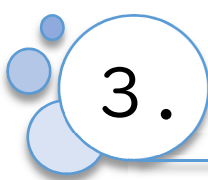
「障害者差別解消法」制定

- 平成 28 年 4 月 1 日 施行
- ・差別の禁止、人権被害救済などを規定

2. 計画の位置づけと期間

- 「第4期亀岡市障がい者基本計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。数値目標については、亀岡市障がい福祉計画において具体的な数値目標の設定を行います。また、国の「障害者基本計画（第4次）」及び本市の「第5次亀岡市総合計画」、「第3期亀岡市地域福祉計画」を上位計画とし、これらの上位計画に掲げる障がい者福祉施策を推進するための分野別計画として、策定しています。なお、施策の変更等に応じて、計画の見直しを行っていきます。
- 「第6期亀岡市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。





3. 計画の策定体制

(1) 各種会議等での審議

○計画策定にあたっては、「亀岡市障害者施策推進協議会」、「ワーキンググループ会議」、「障害者相談支援ネットワーク会議」及び庁内の関係各課による「庁内検討委員会」において、各種調査の実施内容や結果、計画内容などを検討しました。

(2) アンケート調査の実施

○障がいのある人の生活状況やニーズを把握するため、郵送配布・郵送回収による「障がいのある人対象調査（身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者）」、各機関の協力のもと、「児童対象調査（特別支援学校通学者、地域の小・中学校の特別支援学級通学者）」を実施しました。

(3) ヒアリング調査の実施

○これまでの本市の施策や今後の課題などに関する意見を把握するため、24 箇所の関係事業所・団体・学校・保育所などを対象としたヒアリング調査を実施しました。

(4) これまでの計画の評価・検証の実施

○「第3期亀岡市障害者基本計画」の各施策・事業にかかわる事項について、庁内関係各課や各関係機関に照会し、施策の現状や進捗状況などについての評価・検証を実施しました。また、評価・検証結果については、「亀岡市障害者施策推進協議会」において審議しました。

(5) パブリックコメントの実施

○計画策定に当たっては、ホームページ等において計画案を公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

4. 計画の基本理念

- 「インクルーシブ」と「リハビリテーション」の理念に基づき、一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら生活し、障がいのある人に対する差別を禁止し、合理的な配慮を行う社会をめざします。
- また、「ユニバーサルデザイン」や「セーフコミュニティ」の考え方を施策推進の基本とし、障がいのある人もない人も、若者も高齢者も、男性も女性も、外国の人も、すべての人が暮らしやすいような、人づくり、まちづくりを進めます。

インクルーシブ

「包み込む」という意味で、「包容する」「包摂する」「包含する」などと訳されている。1980年代以降、アメリカの障がい児教育で注目された考え方で、障がいの有無にかかわらず一人ひとりが社会に受け入れられ、支援を受けられること。

リハビリテーション

障がいのある人の身体的・精神的・社会的な適応能力回復のための技術的訓練だけでなく、普通の生活を営むことが可能となるように援助する、障がいのある人の自立と社会参加をめざす考え方のこと。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など、人々がもつさまざまな特性や違いを越えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、まちづくりやものづくりを行っていくという考え方。バリアフリーは現にあるバリア（障壁）を取り除くという発想で、ユニバーサルデザインは最初から誰にとってもバリアのない社会をめざしていくという考え方。

セーフコミュニティ

事故やけがは偶然に起こるのではなく、予防できるという理念のもと、行政と地域住民など多くの主体の協働により、すべての人たちが安全に安心して暮らすことができるまちづくりを進めるという考え方。

5. 計画の視点

○亀岡市では以下の4つの視点により総合的かつ計画的に取り組を進めます。

視点1 障がいのある人の完全参加と平等の視点

1981年に国連において当年を「国際障害者年」として指定された際、「障害者の完全参加と平等」がテーマとして掲げられました。

その後、2014年に国において批准・発効された「障害者権利条約」の理念「私たちの事を私たち抜きに決めないで」、2015年の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)」の「誰も置き去りにしない」の理念などにより、障がいのある人の平等と基本的自由は保障されるべき当然の権利として、時代の変遷と共にその理念は世界的に浸透し、深化を遂げています。

私たちは障がい児者施策を進めていく上で原点とも言うべきこの理念に基づき、障がいのある人の声に積極的に耳を傾ける中で、社会参加を阻んでいるあらゆる障壁（バリア）を取り除き、アクセシビリティ（利用のしやすさ）の向上を実現することを目指します。

その結果として、障がいのある人のみならず、マイノリティや子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らしていくことのできるインクルーシブなまちづくりを社会全体で進めていきます。

視点2 「心のバリアフリー」推進の視点

障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという、障がいの「社会モデル」の視点を「人権モデル」として根付かせるとともに、自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、市民一人ひとりが、他者が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うことを目指します。

また、「心のバリアフリー」の理念の浸透を通じ、生産性や効率性のみを価値指標とせず、誰もが「ありのままの自分」でいることのできる社会の実現につなげます。

視点3 「地域共生社会」づくりの視点

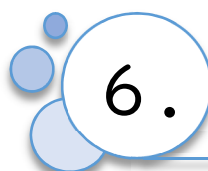
様々な特性、困難を抱える人たちが住み慣れた地域で生涯にわたり暮らししていくことができるよう、包括的な支援体制を構築し、地域の支え合い、助け合いにより誰もが安心感や生きがい、希望を持って生活を送ることができる社会の実現を目指します。

また、障がいのある人が安心して暮らすことのできるまちの実現に向け、「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」に基づき、地域全体で意思疎通支援等のコミュニケーション支援の推進を目指します。

**視点4 「変わらない日常生活」を保障するための
安心・安全の確保の視点**

新たな感染症の拡大や、地球規模の気候変動等により多発する想定外の災害等、現在の私たちは日常の当たり前の生活がある日突然送れなくなるリスクと向き合いながら生活をしています。障がいのある人にとって、このような状況下での生活様式の変化は健常者以上に大きな影響を及ぼし、場合によっては生命の危機に直面するような事態も想定されます。

このことから、障がいのある人の福祉の推進を目指すことはもとより、急激に変容する社会に柔軟に対応し、いかなる状況下においても、障がいのある人の変わらない日常生活を保障し、安心・安全を確保することを目指します。



6. 基本目標

【基本目標】**「ええやん かめおか 生きがいプラン」**

自分らしさ、その人らしさを認め合う あたたかいまちをつくろう

- 障がいのあるなしに関わらず、全ての人が一人の個人として尊重され、お互いの“きずな”を結ぶ中で、自分らしく暮らしていくことのできる亀岡市を目指します。
- 一人ひとりが障がいの特性を理解し、受容し、地域全体で支えていくことにより、障がいのある人が一人の市民として「自分らしさ」を損なうことなく、生きがいをもって生きていくことができるまちを実現できるものと考えます。
- 亀岡市は当計画に掲げる施策の展開により、障がいのある人を個人や家族だけではなく、地域全体で理解し、支え合う体制を整えることで、障がいが「個性」として市民一人ひとりに受容される多様性のあるまちづくりを目指していきます。

7. 施策の基本方針

○基本目標の実現に向け、障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に実施するために、以下の7つの施策の基本方針を定めます。

○また、基本方針の達成を目指し、各種施策を推進するにあたり、施策を以下の3つに区分して取り組みます。（各項目の区分は第2章に掲載）

重 点 本計画において、特に力を入れて取り組むべきと考える項目です。

新 規 本計画から、新たに取り組む項目です。

継 続 前期計画から、引き続き取り組む項目です。

基本方針1 ふれあいと交流による「顔の見える」関係づくり ～差別の解消、交流活動、権利擁護の推進～

福祉教育の充実や交流・ふれあいの場の充実、ボランティア活動の活性化等を通じ、障がいのある人にとっての「社会的障壁」を取り除き、障がいのある人に対する理解を進めます。

差別解消のため、障害者差別解消法や障害者雇用促進法に基づき、啓発・広報、交流活動、権利擁護、社会参加、わかりやすい情報提供などの取組を進めます。

基本方針2 地域生活を生涯にわたり支える体制づくり ～生活支援、保健・医療～

一人ひとりの障がいの種別や程度、多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、グループホームなど地域における生活基盤の整備に引き続き取り組みます。

障がいや疾病があっても住み慣れた地域で心豊かに、健やかに安心して暮らすことができるよう、自立生活に必要な保健・医療等のサービスを適切に受けられる環境の整備に努めます。

基本方針3

障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実 ～療育・保育・教育～

障がいのある子どもへの療育・保育の実施にあたっては、各関係機関との情報共有・連携により、個別のニーズに対応した支援が行える体制の整備を図ります。

また、「インクルーシブ教育システム（※）」の理念を踏まえ、すべての子どもたちが充実した時間を過ごし、生きる力を身につけられるよう学びの場を工夫し、一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努めます。

※インクルーシブ教育システムとは、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています（「障害者権利条約第24条」より）。

基本方針4 生きがいをもっていきいきと活動できる社会づくり

～雇用・就業、文化芸術活動・スポーツ等～

障がいのある人が生きがいを持って社会参加するために、就労の場の確保、自分に合った就労スタイルの確認、就労後のフォローなど、就労を支援する体制を整備するとともに、適正な工賃の確保に向けた関係機関の取組を支援します。

自分の興味やライフスタイルに応じて、文化芸術活動・スポーツ等を行える環境を整備するとともに、当事者の活動や、それを支援するNPO・ボランティアなどの活動に対する支援への取組を充実させることにより社会参加を促進します。

基本方針5 安全・安心な環境づくり

～生活環境、安全・安心～

障がいのある人の活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するために、ハード・ソフト両面での社会のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めます。

また、安全・安心な暮らしを確保するために、福祉避難所の設置推進や、避難支援体制の確立に向けた仕組みづくり、消費者トラブルの防止や救済のための支援体制づくりを進めます。

基本方針6 相談体制・情報提供の仕組みづくり

～相談体制・情報提供～

障がいのある人が利用できる各種福祉サービスはもとより生活にかかわる情報まで、広報紙やインターネットなどを通じて的確な情報提供を行います。

また、視覚障がいや聴覚障がいなどにより情報の入手が困難な人にもわかりやすく、利用しやすい情報提供に努めます。

基本方針7 行政サービス等における合理的配慮の推進

障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、障がいのある人に対する理解の促進に市職員等が努めるとともに、選挙における障がいのある人への配慮に努めます。

8. 計画の推進体制

(1) 市民・事業者・地域などとの協働の推進

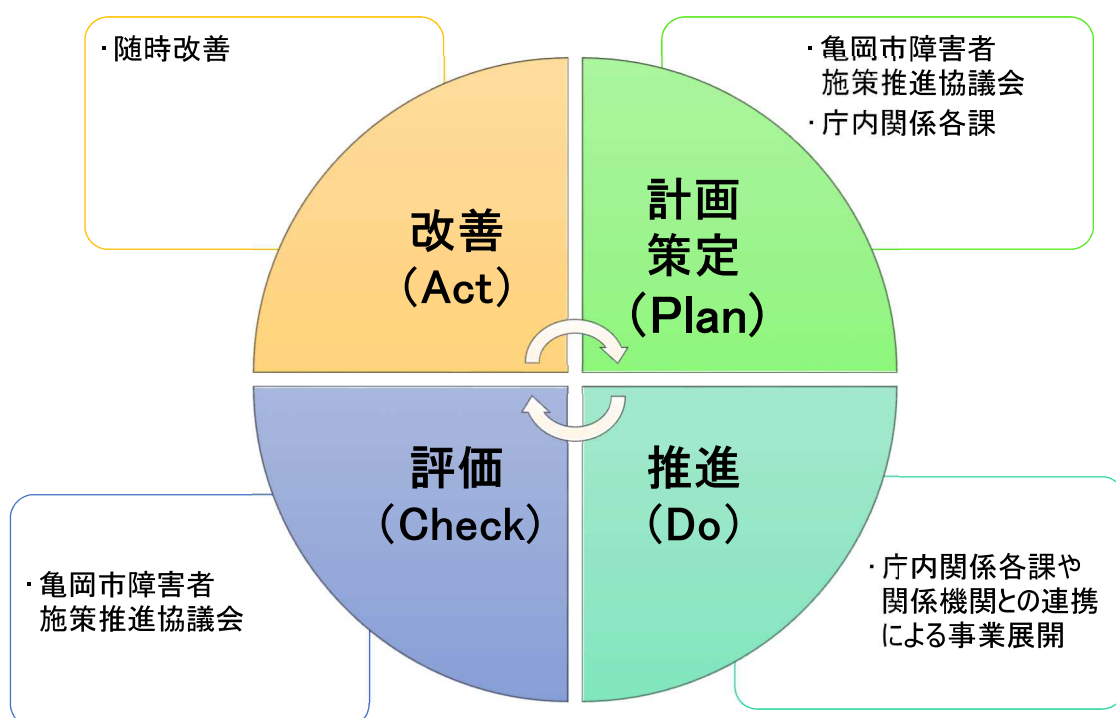
○障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど、さまざまな団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

(2) 個々の障がい特性にそったきめ細やかな相談・支援体制の実施

○障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制などの充実を図っていきます。

(3) 計画の達成状況の点検及び評価

○各施策の実施状況などの主な数値目標については、第6期亀岡市障がい福祉計画において示していますが、計画の進捗管理については、亀岡市障害者施策推進協議会などに随時意見を聴きながら定期的に行います。



9. 施策体系

基本目標 「ええやん かめおか 生きがいプラン」

自分らしさ、その人らしさを認め合う あたたかいまちをつくろう

視点	基本方針	施策の内容
「変わらない日常生活」を保障するための安心・安全の確保の視点 「障がいのある人の完全参加と平等の視点」 「心のバリアフリー」推進の視点 「地域共生社会」づくりの視点	1. ふれあいと交流による「顔の見える」関係づくり ～差別の解消、交流活動、権利擁護の推進～	(1) 障がいを理由とする差別の解消 (2) 学校・家庭・地域における福祉教育の推進 (3) 交流・ふれあいの場の充実 (4) ボランティア活動などへの支援 (5) 地域で支える基盤づくり (6) 権利擁護の推進
	2. 地域生活を生涯にわたり支える体制づくり ～生活支援、保健・医療～	(1) 在宅福祉サービスの充実 (2) 居住支援の充実 (3) 経済的支援の充実 (4) 保健・医療の充実等 (5) 高齢で障がいのある人への支援の充実
	3. 障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実 ～療育・保育・教育～	(1) 療育・保育・教育における支援体制の充実 (2) インクルーシブ教育システムの構築
	4. 生きがいをもっていきいきと活動できる社会づくり ～雇用・就業、文化芸術活動・スポーツ等～	(1) 総合的な就労支援 (2) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (3) 文化芸術活動・スポーツ等の振興
	5. 安全・安心な環境づくり ～生活環境、安全・安心～	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 移動条件の整備 (3) 防災対策の推進 (4) 防犯対策の推進、消費者トラブルの防止及び被害からの救済
	6. 相談体制・情報提供の仕組みづくり ～相談体制・情報提供～	(1) 相談体制の充実 (2) 情報アクセシビリティ（情報の利用しやすさ）の向上
	7. 行政サービス等における合理的配慮の推進	(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等 (2) 事業実施における配慮



Ⅰ0. 横断的視点に基づく計画全体の重点施策

○現在の社会情勢や、令和元年度実施の「第4期亀岡市障がい者基本計画」及び「第6期亀岡市障がい福祉計画」策定に係る基礎調査の分析結果等に基づき、本市における最重点課題の解決に向け、当計画の計画期間に取り組むべき施策を下記のとおり定めました。

○下記の施策については、前項7「施策の基本方針」にて示した7つの基本方針における全ての分野にまたがる総合目標として、今後重点的に取り組むこととします。

(1) 親亡き後を見据えた障がいのある人の重度化・高齢化に対する包括的支援

○障がいのある人の重度化、高齢化や、障がいのある人を支える家族の高齢化が進む中、「親亡き後」を見据えた障がいのある人の生活の安心の確保が喫緊の課題となっています。

亀岡市では、障がいのある人が住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らすことができるよう、関係機関間の連携強化を図り、障がいのある人やそれを支える家族の緊急時等における支援体制の構築や、地域全体で障がいのある人の生活を支える体制づくりに取り組みます。

(2) 常時の看護や介護を必要とする重度障がいのある児童に対する包括的支援

○重度の障がいを抱える児童や医療的ケアを必要とする児童が、自らが生活する地域において、他の児童と共に成長し、成人した後も自らの望む生活を送ることができるよう、福祉、保健、医療、保育、教育等、様々な分野から切れ目のない支援の提供に努めます。また、児童を支える家族の心身の負担軽減を図るための支援に取り組みます。

(3) 新たな感染症の拡大時や大規模災害の発生時等における障がいのある人の安心・安全を確保するための支援

○新たな感染症の拡大時や大規模災害の発生等、急激な社会の変容時においても、障がいのある人の変わらない生活を保障するため、各分野において障がいのある人の安心・安全の確保のための支援に取り組みます。

(4) 施策体系一覧表

1. ふれあいと交流による「顔の見える」関係づくり			
	(1) 障がい者を理由とする差別の解消	重点	②精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいのある人、難病患者などへの理解の促進
		継続	①障がい者差別解消への取組の充実 ③差別解消のための事業主等に対する理解促進 ④亀岡市障がい者基本計画及び障がい福祉計画の広報及び分析・評価結果の公表 ⑤障がいを理由とする差別を解消するための啓発活動 ⑥さまざまな情報媒体を活用した啓発情報の発信 ⑦障がい者関係団体による啓発活動 ⑧障がいに関するシンボルマーク等の普及
		新規	⑨障がい福祉分野におけるSDGsの理念の普及 ⑩「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」の普及啓発 ⑪新たな感染症の拡大時等における障がいのある人への理解促進
	(2) 学校・家庭・地域における福祉教育の推進	重点	③意思疎通支援研修の実施 ④学校における人権・福祉教育
		継続	①生涯学習を通じた社会参加の促進 ②障がいのある人への理解を促進するイベントの充実
		新規	⑤地域における人権・福祉教育
	(3) 交流・ふれあいの場の充実	継続	①障がい者ふれあい事業 ②障がい者ふれあいサロンの実施 ③障がい者福祉大会の開催
	(4) ボランティア活動などへの支援	継続	①福祉ボランティア活動の促進 ②障がい者福祉団体援護事業 ③企業の社会貢献活動の促進
	(5) 地域で支える基盤づくり	継続	①地域の見守り・支え合い活動の活発化 ②市民、事業者、ボランティア・NPOなどの連携推進 ③地域資源の活用
	(6) 権利擁護の推進	重点	①権利擁護事業の推進 ②成年後見制度の利用促進 ③障がい者虐待への対応
		新規	④障がいのある人の意思決定の支援
	2. 地域生活を生涯にわたり支える体制づくり		
(1) 在宅福祉サービスの充実	重点	⑩福祉人材の確保・定着	
	継続	①訪問系サービスの充実 ②日中活動の場の確保と支援 ③短期入所の充実 ④地域生活支援拠点等の整備の推進及び運用の検証 ⑤日中一時支援及びその他の日常生活支援の充実 ⑥移動支援の充実 ⑦入浴サービスに対する支援 ⑧補装具、日常生活用具等の給付 ⑨難病、発達障がい、高次脳機能障がいなどに対する支援	
	新規	⑪新たな感染症の拡大時等における事業所の運営支援	
(2) 居住支援の充実	継続	①居住支援の充実 ②地域生活への移行促進 ③住宅の改修助成 ④公営住宅の優先入居、公営住宅のグループホームへの活用に向けた取組	

10. 横断的視点に基づく計画全体の重点施策

(3) 経済的支援の充実	継続	①各種福祉手当の支給（特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当・児童扶養手当） ②各種減免制度の周知 ③生活福祉資金貸付
(4) 保健・医療の充実等	継続	①各種健（検）診の充実 ②健康づくりの普及啓発 ③医療・給付制度の適切な運用 ④医療機関との連携 ⑤医療的ケアの充実 ⑥リハビリテーション体制の充実
	新規	⑦新たな感染症の感染・拡大防止のための支援の充実
(5) 高齢で障がいのある人への支援の充実	新規	①高齢で障がいのある人への支援体制の充実 ②障がい福祉サービスと介護保険サービスとの機能的連携

3. 障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

(1) 療育・保育・教育における支援体制の充実	継続	①早期発見・療育体制の充実 ②相談体制の充実 ③児童発達支援の提供体制の充実 ④保育所（園）・認定こども園・幼稚園の受入れの充実 ⑤保育施設への支援の促進
(2) インクルーシブ教育システムの構築	重点	①障がいのある子どもに対する教育の充実 ⑤放課後等の支援の充実
	継続	②教育環境の整備 ③就学相談・教育相談（発達検査等）の実施 ④特別支援教育の充実に向けた取組 ⑥特別支援教育修了後の支援の充実
	新規	⑦ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築

4. 生きがいをもっていきいきと活動できる社会づくり

(1) 総合的な就労支援	重点	①総合的な就労支援体制の確立
	継続	②、③ジョブコーチなど就労支援の推進 ④障がいのある人の就労のための経済的支援 ⑤、⑥公的機関における雇用拡大の推進 ⑦民間企業における雇用拡大の促進 ⑧就労の場の整備
(2) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	重点	①日中活動事業所の運営基盤強化への支援 ③福祉的就労から一般就労への移行促進
	継続	②地域活性化事業との連携
	新規	④農福連携事業の推進 ⑤地域資源を活用した新たな就労機会の創出・拡大 ⑥障がい者就労支援施設製品等の販売・受注支援
(3) 文化芸術活動・スポーツ等の振興	重点	①文化・芸術活動への支援 ②生活・文化活動等の情報発信機会の提供 ⑦スポーツ環境の整備
	継続	④学習機会の充実 ⑤障がい者教室開催事業
	新規	③高い芸術性を有する障がいのある芸術家への支援 ⑥地域資源を活用した障がい者スポーツの推進 ⑧東京パラリンピック開催後のパラスポーツの振興

5. 安全・安心な環境づくり			
	(1) 福祉のまちづくりの推進	継続	①公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 ②民間施設の整備 ③住宅の整備（公営住宅の整備） ④道路など交通環境の整備
	(2) 移動条件の整備	継続	①福祉タクシー制度 ②公共交通の充実 ③ガイドヘルパーの養成とネットワーク化 ④自動車の利用に対する支援 ⑤バリアフリー基本構想の推進 ⑥交通安全教育 ⑦盲導犬の普及 ⑧ボランティアによる移動支援の充実
	(3) 防災対策の推進	重点	①障がい特性に配慮した災害情報の伝達 ③「避難行動要支援者名簿」制度の啓発・活用 ⑥避難先での支援
		継続	④災害発生後における福祉・医療サービスの提供体制の維持 ⑤消防緊急通報システムの充実
		新規	②福祉避難所・福祉避難コーナーの設置・運営に向けた取組の推進
	(4) 防犯対策の推進、消費者トラブルの防止及び被害からの救済	継続	①防犯対策の推進 ②消費者トラブルの防止及び被害からの救済
		新規	③SNS 被害の防止及び被害からの救済
	6. 相談体制・情報提供の仕組みづくり		
	(1) 相談体制の充実	重点	①相談支援事業の充実
		継続	②身体障がい者相談員・知的障がい者相談員・精神障がい者相談員活動の充実 ④専門相談機能の充実 ⑤生活困窮者への相談対応 ⑥地域自立支援協議会の機能強化 ⑦相談窓口の充実 ⑧民生委員・児童委員の相談活動の充実
		新規	③「ほっとネット」のネットワーク強化と活動の推進 ⑨ピアカウンセリングの充実 ⑩支援の届きにくい人へのセーフティネットの構築 ⑪レスパイトケアの充実 ⑫障がいのある女性・子ども・高齢者の複合的困難に配慮した支援
	(2) 情報アクセシビリティ（情報の利用しやすさ）の向上	継続	①保健・医療・福祉サービスの情報提供 ②声の広報 ③情報機器・備品の設置促進 ④多様な手法による情報提供の充実 ⑤意思疎通支援事業 ⑥要約筆記者派遣事業の周知と利用促進
		新規	⑦ICT 等を活用したコミュニケーション支援ツール等の普及
		7. 行政サービス等における合理的配慮の推進	
	(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等	重点	①市職員等の障がい者理解の促進等
	(2) 事業実施における配慮	継続	①選挙における配慮 ②市議会傍聴における配慮

第 2 章

各 論



1. ふれあいと交流による「顔の見える」関係づくり

～差別の解消、交流活動、権利擁護の推進～

現 状

- ✧ 障がいのある人への理解については、一見しただけではわかりにくい障がい特性の人ほど、日常生活で差別や偏見を感じている傾向があります。地域住民の一定の理解は進んでいますが、発達障がいや精神障がいなどに関する新しい多様な知識が不十分で、差別を意識せず配慮に欠ける対応をしてしまっている状況がうかがえます。
- ✧ 第3期亀岡市障害者基本計画期間中の障がい者理解は、合理的配慮の認知度の上昇、成年後見制度の認知など、わずかながら進んでいます。
- ✧ 特別な支援を必要とする子どもの増加の傾向が指摘されており、学校や地域における障がいの理解のため、低年齢からの福祉教育の必要性や、受け入れ体制の整備が求められています。

(アンケート・ヒアリング調査結果から)

課 題

- ✧ 障がい者が日常生活又は社会生活で受ける制限は心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じる「社会モデル」の考えの浸透を図ることが必要です。
- ✧ 持続可能な開発目標（SDGs）に謳う「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、あらゆる場面において「心のバリアフリー」の取組を展開することが必要です。
- ✧ 「障害者差別解消法」の施行から4年が経過し、「合理的配慮」の理念の浸透に係る取組が風化しないよう、継続的に啓発活動に取り組むことが必要です。
- ✧ 障がい者差別解消に係る世代間の意識格差を無くし、障がいのある人への社会障壁の除去は社会の責務であるという意識を市民一人ひとりが理解することが必要です。

1. ふれあいと交流による「顔の見える」関係づくり

- ◇ 身体障害者手帳所持者では「交通機関の利用」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「人間関係」など、障がい特性上の苦手とする場面において差別や偏見を感じている傾向があります。地域住民が個々の障がいの特性を理解し、対応方法を知ることが重要です。
- ◇ 障がい者差別の解消には、小学校低学年期における早期の人権・福祉教育の実施が重要です。
- ◇ 障がいへの理解を進めるために、当事者による経験を共有する機会の整備が求められています。たとえば、ピアサポートのような、同じ悩みを持ち、同じような立場にある仲間と支え合う事業を推進することが必要です。
- ◇ ボランティア活動等を支援するために、支援者の高齢化に対応した、新たな人材の確保が課題とされています。
- ◇ 成年後見制度の活用が相談支援体制の充実に取り組む中で増加しており、権利擁護支援のさらなる充実が求められています。
- ◇ 「障害者虐待防止法」に基づく取組の充実が必要です。

（アンケート・ヒアリング調査結果から）

- ◇ 市ホームページや広報紙等の情報媒体を活用するとともに、「障害者週間」や「人権週間」を契機とした啓発活動などにより障がいの理解の促進に努めています。
- ◇ 手話講座・手話研修の実施などを通じて、ボランティアやNPO、当事者団体の育成及び活動の促進を図っています。
- ◇ 市内の小・中学校において、障がいのある人に対する理解教育を実施しており、その際、障がい者関係団体や各事業所の協力をいただき、事業の充実に結びついています。
- ◇ 障がい者ふれあいサロンを亀岡市障害者相談支援センター「お結び」のサロンにて開催しました。
- ◇ 社会福祉協議会では、ボランティアセンターの運営やボランティアの育成等を実施しています。
- ◇ 地域では、さまざまな交流や活動、情報交換の機会を通じて、障がいのある人やその家族の暮らしを支える仕組みづくりが行われています。

（市等の取組状況）

(1) 障がいを理由とする差別の解消

今後の方向性

○障がいのある人が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないため暮らしにくさを感じたりすることがないように、差別解消に向けた取組を充実します。

基本的な施策

①障がい者差別解消への取組の充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部・こども未来部・産業観光部）
施策の内容	○引き続き、「障害者基本法」や「障害者差別解消法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念の周知・啓発に努めます。 ○ハード・ソフト両面から社会的障壁の除去をより強力に推進するとともに、差別解消に向けた環境整備に継続的に取り組みます。 ○雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止等を定めた「障害者雇用促進法」について、関係機関と連携し、労政広報紙の活用等により周知・啓発に努めます。		

②精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいのある人、難病患者などへの理解の促進

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○精神障がいのある人、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、難病患者などの特性や、必要な配慮に対する市民の理解促進に努めます。		

③差別解消のための事業主等に対する理解促進

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部・産業観光部）社会福祉協議会
施策の内容	○地域社会における障がいのある人に対する差別を解消するため、差別禁止や合理的な配慮（窓口における手話通訳者の設置など）について、事業主・自治会・民生委員・児童委員等への啓発を積極的に行います。		

④亀岡市障がい者基本計画及び障がい福祉計画の広報及び分析・評価結果の公表

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障がい者基本計画及び障がい福祉計画がすべての市民の福祉向上につながるよう、各種広報媒体（新聞、テレビ、ラジオ、行政広報紙など）により情報提供を行います。 ○定期的に計画の分析・評価を行い、課題等がある場合には、随時、対応するとともに、定期的にその進捗状況を把握し、広報します。		

⑤障がいを理由とする差別を解消するための啓発活動

区分	継続	推進主体	市（生涯学習部・健康福祉部・産業観光部）
施策の内容	○「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「人権週間」（12月4日～12月10日）、「障害者雇用支援月間（9月）」など、市民が障がい者福祉に関心を持ちやすい時期に、啓発活動を展開します。		

⑥さまざまな情報媒体を活用した啓発情報の発信

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○行政広報紙等の紙媒体以外に、SNS やデジタルサイネージなど新しい情報媒体を積極的に活用し、障がい者福祉に関する啓発メッセージを広く市民に発信するよう努めます。		

⑦障がい者関係団体による啓発活動

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）、社会福祉協議会
施策の内容	○障がい者福祉について理解を深めるために、障がい者関係団体に委託し、啓発活動を展開します。また、各団体におけるホームページの作成など、啓発機会の拡充を促進します。		

⑧障がいに関するシンボルマーク等の普及

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○国際シンボルマークをはじめ、さまざまなシンボルマークや表示について正しい理解と普及に努めます。		

⑨障がい福祉分野における SDGs の理念の普及

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○国際的な共通目標である SDGs（持続可能な開発目標）が掲げる「誰一人取り残さない」の理念の普及を通じ、障がいのある人が様々な場面、分野で活躍できる社会の実現を目指します。		

⑩「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」の普及啓発

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○平成30年4月に施行した「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」の普及啓発を通じ、市民一ひとりが多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、障がいのある人の社会的障壁の主因である「コミュニケーション障壁」の除去に努めます。		

⑪新たな感染症の拡大時等における障がいのある人への理解促進

区分	新規	推進主体	市（生涯学習部、健康福祉部）
施策の内容	○障がいのある人はその特性により、新たな感染症の拡大時においてマスクの着用ができない場合や、大規模災害発生時に統制のとれた行動ができない場合等があります。このような急激に社会が変容する状況下において、障がいのある人への理解不足による不当な差別が生じることのないよう、社会の変容に応じた障がい者理解の取組や、差別を発生させないための啓発活動、情報発信に努めます。		

(2) 学校・家庭・地域における福祉教育の推進

今後の方向性

○学校・家庭・地域など市民の身近な場で人権や福祉について学ぶ機会が増え、障がいのある人を支える人や組織の活動が充実するように支援します。

基本的な施策

①生涯学習を通じた社会参加の促進

区分	継続	推進主体	市（生涯学習部）、教育委員会
施策の内容	○地域における生涯学習活動などへの障がいのある人の参加促進を図ります。また、障がいのある人の人権を学習活動や啓発の重要な課題として位置づけ、社会参加の促進を図ります。		

②障がいのある人たちへの理解を促進するイベントの充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障がいのある人たちへの理解を促進するイベントを開催するとともに、障がいのない市民との交流が図れるよう、イベント内容の充実に努めます。		

③意思疎通支援研修の実施

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○身近な地域で市民が参加できる手話を始めとする意思疎通支援に関する教室を開催するとともに、自治会や医療機関など関係機関を対象とした個別の教室・研修の開催を検討します。また、市や学校など、公的機関の職員に対する意思疎通研修を実施し、合理的配慮の理念の浸透に努めます。		

④学校における人権・福祉教育

区分	重点	推進主体	教育委員会
施策の内容	○特別支援学校や特別支援学級と通常の学級に在籍する子どもが学習や活動を通して交流し合う場や、精神障がいも含めたすべての障がいについての理解を深めるために、障がい者団体の方のお話を聴く機会や障がい者施設と交流する機会など、体験的な活動を取り入れた学習の場を設定します。		

⑤地域における人権・福祉教育

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）、教育委員会
施策の内容	○地域において、特別な支援の必要な子どもたちとそうでない子どもたちの交流機会を増やすとともに、地域行事等において障がいのある人もない人も共に参加できる環境を整備することにより、障がい特性や必要な配慮に対する市民の理解促進に努めます。		

(3) 交流・ふれあいの場の充実

今後の方向性

○障がいのある人となない人が交流し、ふれあうことのできる場を充実することで、お互いを理解し尊重しあう意識と障がいのある人の支援について関心を高めていきます。

基本的な施策

①障がい者ふれあい事業

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○市民福祉のつどいや京都府障害者ふれあい広場などへの参加を促進し、レクリエーション事業などを振興します。		

②障がい者ふれあいサロンの実施

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障がいのある人と地域住民との交流を活発にし、地域における日常的なかかわりあいの中で暮らしていくことができるよう、障がい者ふれあいサロンを実施します。		

③障がい者福祉大会の開催

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障がいのある人や障がい者福祉団体、ボランティアなど市民全体が参加できる福祉大会を開催し、交流を促進するとともに、障がい者福祉についての周知・普及を図ります。		

(4) ボランティア活動などへの支援

今後の方向性

○ボランティア活動や障がい者関係団体などの活動に対する援助をはじめ、これらの活動や団体の育成・支援に努めます。

基本的な施策

①福祉ボランティア活動の促進

区分	継続	推進主体	社会福祉協議会
施策の内容			○亀岡市社会福祉協議会が運営している亀岡市ボランティアセンターにおいて、相談、援助、登録（ボランティア人材バンク）、紹介のほか、講座等を開催し、福祉ボランティアへの市民理解を促進するとともに、誰でもボランティア活動に参加できる機会の充実を図ります。 ○ボランティアコーディネーターを中心に、ボランティア活動の支援及び団体間のネットワーク化の促進に努めます。 ○災害時のボランティア活動の体制づくりを行います。

②障がい者福祉団体援護事業

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○障がい者団体や福祉サービス事業者などが主体となって実施する事業の支援を行うとともに、各団体相互のネットワーク化を支援します。

③企業の社会貢献活動の促進

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○企業による、地域における障がい者福祉に関する社会貢献活動を促進します。

(5) 地域で支える基盤づくり

今後の方向性

○障がいのある人が地域社会で自立していくには、地域の見守りが不可欠であるため、地域での支援ネットワークづくりの充実に努めます。

基本的な施策

①地域の見守り・支え合い活動の活発化

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○見守り・支え合いが必要な障がいのある人に対して、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員・社会福祉協議会、自治会などによるネットワークの形成や連携の強化を図ります。 ○障がいのある人等の要配慮者の孤立化防止のための制度の周知・推進を図ります。

②市民、事業者、ボランティア・NPOなどの連携推進

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）、社会福祉協議会
施策の内容			○地域福祉の視点に基づき、市民、事業者、ボランティア・NPO及び市・社会福祉協議会が互いに連携し、協力しながら、地域における障がい者福祉を推進します。

③地域資源の活用

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○市内には、障がい者福祉施設だけでなく、各種福祉施設、教育関係施設などさまざまな公共的な施設があることから、社会福祉協議会等、関係機関の連携・調整による工夫により、できる限り既存の資源を障がい者福祉の資源として活用していきます。 ○施設だけでなく、専門的な資格や知識・経験を有している市民が活躍できる環境や体制を整備することにより、地域の福祉人材の確保にも努めます。

(6) 権利擁護の推進

今後の方向性

- 権利擁護、権利行使や福祉サービス利用の援助を行う関係機関やその事業内容の周知に努め、障がいのある人が、どんなときも、だれでも持っている権利が守られるようにしていきます。
- 障がいのある人の虐待の防止、養護者への支援等に関する施策を推進しま

基本的な施策

①権利擁護事業の推進

区分	重点	推進主体	社会福祉協議会
施策の内容	○障がい特性等により判断能力が十分ではない人が、地域で適切なサービスが受けられるよう、権利擁護にかかる相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを行う権利擁護事業を推進します。		

②成年後見制度の利用促進

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○意思決定の困難な障がいのある人が財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないよう、成年後見制度等の利用支援を行います。 ○市民後見人の養成や法人後見事業を実施する団体への支援などを検討します。		

③障がい者虐待への対応

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○虐待対応の窓口となる各相談支援センターの体制の充実を図るとともに、障がい者虐待通報の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発などを推進します。		

④障がいのある人の意思決定の支援

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障害者権利条約の理念を尊重し、障がい者施策の意思決定過程において障がいのある人の参画を促し、障がいのある人の意思決定を支援します。 ○障がい特性により意思を表明することが困難な人に対して、コミュニケーション支援等により意思表明を支援する方策の検討を図ります。		

2. 地域生活を生涯にわたり支える体制づくり

～生活支援、保健・医療～

現 状

- ◇ 知的障がい、重度障がいのある人のグループホームの利用、精神障がいのある人の就労継続支援A型の利用など、障がい特性や程度に応じた、適切な福祉サービスの提供や支援に対するニーズがあります。
- ◇ 訪問系サービス、日中活動系サービス、地域生活支援事業、居住支援など、地域での生活を支える多様な支援について、一層の充実を求める意見があります。

（アンケート・ヒアリング調査結果から）

課 題

- ◇ 相談体制について、満足している人が一定数おられる一方で、身近で気軽に相談できる場や人がないといった不満が依然としてみられ、相談件数の増える状況下での対応の工夫が求められています。
- ◇ 子どもや保護者の地域生活を支える支援の必要性の高まりが指摘されています。保護者のレスパイト支援のための一時預かりなどの整備が必要になります。

（アンケート・ヒアリング調査結果から）

- ◇ 民間の障がい福祉サービス事業所等の拡大などもあり、障がい福祉サービスの利用人数及び利用量は増加しています。訪問系サービスは多様なニーズに対応したサービス提供体制が必要です。短期入所は緊急時の利用が困難な状況となっています。
- ◇ 経済的支援については、京都府の制度なども活用しながら、国の制度を補完する事業の実施や国制度も含めて各種手当の支給等に努めています。
- ◇ 疾病等の予防と早期発見を図るための施策については、生活習慣の改善や疾病予防に重点を置いた施策を推進しています。

（市等の取組状況）

(1) 在宅福祉サービスの充実

今後の方向性

- 障がいのある人が必要な支援を受けながら、地域で生活し、社会に参加できるよう、在宅での福祉サービスを充実します。
- 医療的ケアや常時介護が必要な重度の障がいがある人などが、日中活動ができるサービスの確保に努めます。

基本的な施策

①訪問系サービスの充実※

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○障がいのある人の安定した在宅生活を支援するため、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスの充実を図ります。 ○介護者の突然の不在により、介護が受けられなくなった重度障がいのある人への在宅生活支援など、安心して地域生活を送れる環境を確保することができるよう努めます。

②日中活動の場の確保と支援※

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○障がいのある人が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、さまざまなニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。特に、医療的ケアや常時介護が必要な重度障がいがある人及びその家族が安心して地域で生活できるよう、支援の充実に努めます。

③短期入所の充実※

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障がいのある人やその家族のニーズに対応できる短期入所の充実を図ります。また、重症心身障がいを抱える人や医療的ケアを必要とする人について、医療機関や介護保険施設などとの連携を図り、本人及びそれを支える家族の緊急時に受入れ可能となる施設の拡充に向けた取組を推進します。		

④地域生活支援拠点等の整備の推進及び運用の検証※

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障がいのある人が地域において生涯にわたり安心して生活し続けられるよう、京都府の計画との調整を図りながら、南丹圏域での地域生活支援拠点等の整備を推進するとともに、整備後も拠点の運用状況を検証、検討します。		

⑤日中一時支援及びその他の日常生活支援の充実※

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○日中、障がい福祉サービス事業所等で、見守りや一時預かり等を行い、日中の生活を支援します。 ○安心して地域生活を送れる環境を確保するために、入院等、緊急的な対応が必要な場合において、一時的な緊急対応を施し、安定生活へつなげるような支援に努めます。		

⑥移動支援の充実※

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○移動に困難がある障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加の推進を図ります。		

⑦入浴サービスに対する支援※

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○自宅や生活介護事業所での入浴支援、訪問入浴での支援などの充実に努めます。		

⑧補装具、日常生活用具等の給付※

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○補装具や日常生活用具の給付を引き続き実施します。 ○健やかな発達等を支援するため、補装具費支給対象外の軽度・中等度難聴児に係る補聴器購入費用等を助成します。		

⑨難病、発達障がい、高次脳機能障がいなどに対する支援

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○難病患者や発達障がい、高次脳機能障がいのある人等の療養生活を支援するため、各種の医療・福祉のサービスを充実するとともに、関係機関の連携を図り、訪問指導などのきめ細かな支援体制の整備に努めます。 ○障がい福祉サービス等の提供に当たっては、難病や発達障がい、高次脳機能障がい等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した支援に努めます。 ○難病患者や発達障がい、高次脳機能障がいのある人等に対する支援について、関係機関等との連携を図ります。		

⑩福祉人材の確保・定着

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）、教育委員会
施策の内容	○福祉・介護の資格や仕事への関心・理解を促し、人材の確保と定着を図るため、京都府やハローワークなどの関係機関と連携した取組を推進します。 ○学校における福祉教育の推進や、小・中・義務教育学校の児童生徒の福祉体験や職場体験の実施などにより、福祉・介護の資格や仕事への理解と職業観の育成に努めます。 ○障がい福祉サービスの質的向上を図り、利用者のニーズに応じたサービスが提供されるよう、京都府と連携して障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所の職員の人材育成や職員研修の充実を図るとともに、事業所が自主的に業務の向上に努めることのできる環境づくりを推進します。		

⑪新たな感染症の拡大時等における事業所の運営支援

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○新たな感染症の拡大時等において、最大限の感染対策を取りながら必要なサービスを提供している事業所等に対し、国、京都府との連携のもと各種支援制度の利用促進を図り、障がい福祉サービスの継続的な提供体制の確保に努めます。		

※施策に関する現状数値及び数値目標については、亀岡市障がい福祉計画において示しています。

(2) 居住支援の充実

今後の方向性

○入所施設や精神科病院からの地域生活への移行・定着を促進するとともに、家族の高齢化により在宅では必要な支援が得られない、家族から独立して生活したいなど、障がいのある人それぞれの状況に即した地域生活を支援していくため、グループホーム等の「住まいの場」の充実を図ります。

基本的な施策

① 居住支援の充実※

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障がいのある人の地域生活を支援するため、障がい者支援施設、グループホーム、福祉ホームなどの居住支援サービスの充実を図ります。 ○住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施に向けた取組を推進します。		

② 地域生活への移行促進※

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○福祉施設入所者や入院中の精神障がいのある人が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくための必要な支援に引き続き取り組むとともに、自宅で生活している障がいのある人も安心して地域生活が継続できるよう、必要な支援や地域との交流の促進を図ります。		

③住宅の改修助成※

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障がいのある人に対して、障がいゆえに必要な介護が容易となるよう、住宅改修などに要する経費の一部を助成します。		

④公営住宅の優先入居、公営住宅のグループホームへの活用に向けた取組

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部・まちづくり推進部）、府
施策の内容	○公営住宅への入居について、入居機会の確保に努めます。 ○障がいのある人の地域生活への移行を促進するため、公営住宅本来の事業に支障のない範囲において、空き住戸をグループホームとして活用する取組について検討を図ります。		

※施策に関する現状数値及び数値目標については、亀岡市障がい福祉計画において示しています。

(3) 経済的支援の充実

今後の方向性

○障がいのある人が安定した生活を送り、自立や社会参加をさらに進めるためには、経済的に安定することが大変重要です。このため、各種手当制度などの周知等に努めます。

基本的な施策

①各種福祉手当の支給（・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・特別児童扶養手当 ・児童扶養手当）

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）、府
施策の内容	○在宅で生活する障がい児・者の生活安定を図るため、各種福祉手当などの制度周知等を図るため、国に対して制度の充実を要望します。		

②各種減免制度の周知

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○所得税・住民税の障がい者控除、自動車税・軽自動車税種別割及び環境性能割の減免などのほか、ＪＲ・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金などの各種割引・減免制度の周知・普及に努めます。		

③生活福祉資金貸付

区分	継続	推進主体	社会福祉協議会
施策の内容	○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人に属する世帯に生活福祉資金を貸し付けます。		

(4) 保健・医療の充実等

今後の方向性

○障がいの原因となる疾病の予防と早期発見に取り組むとともに、心と体の健康づくりを支える適切な保健サービスなどを提供し、健康づくりの支援を行います。

○地域において必要かつ適切な保健・医療サービスを利用できるよう、今後とも体制の整備を図っていきます。

基本的な施策

①各種健(検)診の充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○生活習慣病を予防するための健診やがん検診をはじめとする各種健(検)診について、受けやすくするための整備を図っていきます。		

②健康づくりの普及啓発

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○各種健康教育などの充実を図り、生活習慣病の予防や健康増進、心の健康づくりなど健康に関する意識の普及啓発に努めます。		

③医療・給付制度の適切な運用

区分	継続	推進主体	市（環境市民部・健康福祉部）
施策の内容	○医療費の助成や自立支援医療の公費負担を行うとともに、制度の周知に努めます。		

④医療機関との連携

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部、こども未来部）
施策の内容			○専門的な医療を必要とする障がいのある乳幼児や障がいのある人、難病患者に適切に対応するため、専門医の把握などに努めるとともに、医療機関や訪問看護ステーションなどと連携を図っていきます。特に、精神障がいのある人の支援については、ケース会議などを通じて主治医との連携に努めます。 ○難病患者とその家族が安心して在宅療養ができるよう、医療機関、訪問看護ステーションなどと連携を図り、重症難病患者に対する訪問診療や訪問看護の課題を検討し、在宅療養体制の充実をめざします。

⑤医療的ケアの充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）、府
施策の内容			○常時、医療的ケアを必要としている人へのサービスの充実を図ります。 ○医療的ケアに対する講習・研修について、京都府や関係機関等と連携して充実を図ります。

⑥リハビリテーション体制の充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○障がい等により身体の機能が低下している人を対象に、身体機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるための対応の充実に努めます。

⑦新たな感染症の感染・拡大防止のための支援の充実

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○新たな感染症が拡大した際に、障がい等により感染リスクが高い人や施設に対し、感染リスクを軽減するために必要な情報や支援を提供できるように、体制の強化と支援策の充実に努めます。

(5) 高齢で障がいのある人への支援の充実

今後の方向性

○障がいのある人及びそれを支える家族の高齢化に伴う精神的・経済的負担の軽減を図り、親亡き後も住み慣れた地域で安心して生活できる基盤整備を進めます。

○障がい者施策と高齢者施策との連携の強化により、障がいのある人一人ひとりのニーズに合った支援に努めます。

基本的な施策

① 高齢で障がいのある人への支援体制の充実

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）、社会福祉協議会
施策の内容	○障がいのある人及びそれを支える家族の高齢化に対応するため、庁内関係各課、地域包括支援センター、相談支援事業所、医療機関等との連携強化による総合的な支援体制の確立を目指します。 ○障がいのある人や、それを支える家族の緊急事態発生時における相談、受け入れ体制の整備を進めるとともに、親亡き後の生活に備えるための障がいのある人の自立支援に取り組みます。		

② 障がい福祉サービスと介護保険サービスとの機能的連携

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○介護保険の適用年齢に達した障がいのある人について、一人ひとりの生活状況やニーズに即したサービスが継続的に利用できるよう、障がい福祉サービスと介護保険サービスの適切な利用を推進します。		

3.

障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

～療育・保育・教育～

現 状

- ✧ 療育・教育環境の整備について、教職員の障がい特性の理解を深める必要などが指摘されています。行政や医療、福祉事業者など、様々な機関が連携した研修の実施などが考えられます。
- ✧ 文化芸術活動やスポーツについて、振興が望ましい具体的な取り組みが提案されており、自己実現への意識の高まりがみられます。

(アンケート・ヒアリング調査結果から)

課 題

- ✧ 早期発見・早期療育については、引き続き重視する声が多く挙げられています。同時に、特別支援教育の現場での負担の増加などを指摘する声も多く、人員配置の工夫など運営面が課題となります。
- ✧ 必要な療育支援として、就学前と高等学校・特別支援学校高等部では日常のスキルを身に付けるための支援、小学校・小学部と中学校・中学部では社会的なスキルを身につけるための支援のニーズが高くなっており、子どもの成長ステージに合わせて求められる支援が変化していくことへの対応が必要です。
- ✧ インクルーシブ教育システムの構築が強く求められている一方で、子どもの年齢別、家庭状況の違いにより満足度に差が生じており、本人と保護者の希望に沿ったシステムの構築が必要です。
- ✧ 放課後や休日の過ごし方について、個々の意向に沿った多様な過ごし方への希望があり、文化芸術活動やスポーツ等を適切に配分していくことが求められています。
- ✧ 地域活動への参加についても、行事や祭りへの参加などさまざまな希望があり、多様な余暇の過ごし方の整備が必要です。

(アンケート・ヒアリング調査結果から)

3. 障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

- ◇ 発達特性に対する早期発見・早期支援は重要であり、乳幼児に対する乳幼児健康診査や発達相談、保育所巡回相談などにより早期発見に努めるとともに、発達支援が必要と判断される場合には、児童発達支援等での発達支援につなげています。
- ◇ 家庭児童相談室では、児童の養育相談、虐待通告への対応や、さまざまな相談支援を行っています。
- ◇ 市内全校に特別支援教育支援員を配置し、全校的な支援体制を確立することや、通級指導教室での指導・教育、巡回相談などを実施しています。
- ◇ 市内では放課後等デイサービスが実施されています。また、放課後児童会については、支援を要する子どもの受入れも増加傾向にあります。

（市等の取組状況）

(1)療育・保育・教育における支援体制の充実

今後の方向性

- 障がいのある乳幼児及び家族に対する相談支援や、適切な時期に適切な療育を提供できる体制の充実に努めます。
- 「発達障害者支援法」に基づき、限局性学習症（SLD）、注意欠如・多動症（ADHD）、自閉スペクトラム症などをもつ子どもに対して、自立生活力を高めるための支援体制の整備・充実に努めます。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに遊び、学ぶ機会を増やし、双方の豊かな人格の形成をめざした障がい児保育、幼稚園での特別支援教育の充実に努めます。

基本的な施策

①早期発見・療育体制の充実

・乳幼児健康診査・就学前の支援事業

区分	継続	推進主体	市（こども未来部）、教育委員会
施策の内容	○子どもの発達の節目において集団健診等を行い、身体、運動、精神発達を確認し、障がいの早期発見、早期療育の紹介、発達相談等、個別相談により、個々に合わせたきめ細かな対応に努めます。 ○子どもの発達特性の理解や、子どもとの接し方へのアドバイスの機会とし、子ども・保護者・保育者等が安心して就学を迎えられるような支援に努めます。		

3. 障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

②相談体制の充実

・発達相談・家庭児童相談

区分	継続	推進主体	市（こども未来部）
施策の内容	○乳幼児の発達検査及び保護者や家族、保育者等に対して、日常生活指導を含めた相談対応をわかりやすい内容で実施するほか、必要に応じて関係機関の紹介などを行います。 ○Bcome⁺の子ども家庭総合支援拠点機能を活かし、家庭相談員及び母子・父子自立支援員と、児童相談所、保健所など関係機関との連携を強化し、子どもの養育、虐待をはじめさまざまな相談に迅速に対応できるよう、体制の充実に努めます。		

③児童発達支援の提供体制の充実※

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○児童発達支援（児童福祉法による福祉サービス）を必要とする子どもが増加しており、適切な時期に児童発達支援が利用できるよう、提供体制の充実に努めます。		

④保育所（園）・認定こども園・幼稚園の受入れの充実※

区分	重点	推進主体	市（こども未来部）、教育委員会
施策の内容	○保育士や認定こども園・幼稚園の教諭の加配配置等により、障がいのある子どもの受入れ体制の充実に努めます。 ○さまざまな障がいの状態や特性に対応するため、障がいのある子どもの実態に応じた個別指導計画に基づき、保育を進めます。 ○保育所や認定こども園・幼稚園で受入れた障がいのある子どもについては、適切な保育や指導が行えるよう、関係機関の連携に努めます。 ○医療的ケアを必要とする子どもについては、安心して保育所や認定こども園・幼稚園等で過ごすことができるよう、医療機関との連携強化や看護師等の人的配置による受け入れ体制の整備に努めます。		

⑤保育施設への支援の促進

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障がいのある子どもを受入れている保育施設に対する専門機関による支援を促進します。		

(2) インクルーシブ教育システムの構築

今後の方向性

- インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちがともに学べ、一人ひとりの特性・能力に応じた指導が受けられる教育の推進に努めます。
- 障がいのある子どもの居場所づくりや健全な育成、さらに保護者の就労支援の観点から、支援が必要な子どもを対象とする谷間のない放課後対策を進めます。

基本的な施策

①障がいのある子どもに対する教育の充実

区分	重点	推進主体	教育委員会
施策の内容	○障がいのある子どもに対する合理的配慮等の指導・支援については、子ども一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて設置者及び学校と本人・保護者間で合意形成を図ったり、充実させていくよう努めます。 ○「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」に基づき、就学前から小・中学校卒業までの一貫した支援体制の整備に努めます。		

②教育環境の整備

区分	継続	推進主体	教育委員会
施策の内容	○障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援及び教材の提供を推進するとともに、情報通信技術（ICT）の発展等も踏まえつつ、教育的ニーズに応じた支援機器等の充実に努めます。 ○災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、学校施設のバリアフリー化を推進します。		

3. 障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

③就学相談・教育相談(発達検査等)の実施

区分	継続	推進主体	教育委員会
施策の内容	○通級指導教室等において、それぞれの子どもの発達検査・相談を行い、就学相談等につなげることや、学校や幼稚園、保育所等での効果的な保育・指導・支援の方策について助言します。 ○教育、医療、福祉の関係者で構成する亀岡市教育支援委員会において、就学に係る巡回教育相談等を実施し、就学先の支援についての情報提供や具体的な支援方法等について、各学校等と連携しながら保護者からの相談に柔軟に応じます。		

④特別支援教育の充実に向けた取組

区分	継続	推進主体	教育委員会
施策の内容	○特別支援教育支援員等を学校の状況に応じ市内小・中・義務教育学校に配置し、特別な教育的支援が必要な子どもに対し、適切な支援を行います。 ○校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、支援体制の整備に努めます。 ○教職員に対する研修を実施し、障がいの特性に応じた教育を推進します。		

⑤放課後等の支援の充実※

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）、教育委員会
施策の内容	○放課後等デイサービスなど、日中の支援が必要な子どもを対象としたサービスの充実努めます。 ○放課後児童会においては、適切な育成支援が行えるよう、受入れ体制の充実努めます。		

⑥特別支援教育修了後の支援の充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）、教育委員会
施策の内容	○特別支援教育を修了した障がいのある子どもが、就労以外の多様な進路を選択できるよう、自立訓練等の充実など進路選択の支援に努めます。		

3. 障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

⑦ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部、こども未来部）、教育委員会
施策の内容	○乳幼児、小学生、中学生、高校生、就労後などの各ステージで、子どもと密接に関わる関係機関同士が情報を共有し、連携体制を構築することで、支援を必要とする子どもたちに切れ目のない支援を提供することを目指します。		

※施策に関する現状数値及び数値目標については、亀岡市障がい福祉計画において示しています。

4.

生きがいをもって いきいきと活動できる社会づくり

～雇用・就業、文化芸術活動・スポーツ等～

現 状

- ✧ 身体障がいのある人では一般雇用の割合も多いですが、他の障がい種別の人はこれまで通り福祉的就労が多い傾向にあります。また、一般雇用では、知的障がいのある人などで、障がい者雇用の制度を利用している人が多く、制度の適切な運用が望まれます。
- ✧ 雇用・就業のための条件として、長く仕事を続けるための支援があることを挙げる人が多く、就労後の継続支援の必要性が高まっています。

（アンケート・ヒアリング調査結果から）

課 題

- ✧ 将来の就労について一般雇用を希望する人が一定数いる一方で、障がい特性を考慮して福祉的就労を希望する人もいることから、就労継続事業所などの安定した運営は継続して課題となります。
- ✧ 就労後にも継続して支援していく取り組みの重要性を挙げる意見が多く、就労定着支援が課題となります。
- ✧ 就業の機会の確保の観点から、企業等の理解や事業所等の協力を得て、本人や家族への情報提供の推進が必要です。
- ✧ 雇用に関する相談は、公共職業安定所（ハローワーク）、「なんたん障害者就業・生活支援センター」等で行われています。就職後の職場定着を図るための相談・援助体制の確立などに引き続き取り組む必要があります。
- ✧ 法定雇用率については平成30年4月から引き上げられたことに加え、精神障がいのある人の雇用が法定雇用率の算定基礎に加わるなど、支援体制の充実が必要です。

（アンケート・ヒアリング調査結果から）

- ✧ 個性や創造性あふれる障がいのある人の文化・芸術活動の、作品そのものの芸術性を評価する動きが亀岡市でも見られるようになってきています。
- ✧ 障害者福祉センターでは、文化活動を支援する教室やスポーツ教室等が実施されています。

（市等の取組状況）

(1) 総合的な就労支援

今後の方向性

○障がいのある多くの人が働けるよう、働く場を増やします。また、障がいのある人を雇うことについて、企業等の不安をなくします。さらに、障がいのある人の就労のため、関係機関が連携します。

○障がいのある人が長く働き続けることができるよう、また、仕事をやめても再び働けるように支援していきます。

基本的な施策

① 総合的な就労支援体制の確立

区分	重点	推進主体	京都府、公共職業安定所 地域障害者職業センター なんたん障害者就業・生活支援センター 市（各部）
施策の内容	○福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、職場実習や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援が行われるよう、公共職業安定所や京都障害者職業センター、なんたん障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関との連携の緊密化を図ります。 ○京都労働局等と連携して、国等の各種助成制度の周知・広報に努め、障がいのある人を雇用する事業主を支援します。 ○京都障害者職業センター、なんたん障害者就業・生活支援センター等の就労支援施設について周知・広報を行うことにより、その利用促進を図ります。		

② ジョブコーチなど就労支援の推進

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○ジョブコーチ（職場適応援助者）などの周知を図り、利用の促進に努めます。		

③ジョブコーチなど就労支援の推進

区分	継続	推進主体	地域障害者職業センター
施策の内容	○障がいのある人が職場に適應できるよう、ジョブコーチが職場に出向いて直接的専門的支援を行います。		

④障がいのある人の就労のための経済的支援

・生活福祉資金貸付(技能習得費・生業費)

区分	継続	推進主体	社会福祉協議会
施策の内容	○障がいのある人が就労に必要な技能等の習得のための資金援助を行い、自立に向けた経済的支援に取り組みます。		

⑤公的機関における雇用拡大の推進

区分	継続	推進主体	市（関係各部）
施策の内容	○市役所などの公的機関において、障がいのある人の雇用を促進するとともに、既存の公共施設や大規模施設内での店舗委託業務など、職域の拡大を図ります。 ○行政関連業務の委託による障がい者雇用の促進について検討します。		

⑥公的機関における雇用拡大の推進

区分	継続	推進主体	京都労働局、公共職業安定所
施策の内容	○障がいのある人の法定雇用率未達成の公的機関に対して雇用指導を行います。		

⑦民間企業における雇用拡大の促進

区分	継続	推進主体	公共職業安定所、障害者雇用促進協会 市（健康福祉部）、企業
施策の内容	○障がいのある人の法定雇用率未達成の事業所に対し、指導を行うとともに助成金制度などを適用するなど、関係機関と連携しつつ、民間企業における雇用を促進します。		

⑧就労の場の整備

区分	継続	推進主体	公共職業安定所、障害者雇用促進協会 市（健康福祉部）、企業
施策の 内容	○事業主に対して、障がいのある人が仕事をしやすい操作具やスペースなどの作業環境の整備や、医療機関の受診等を考慮した勤務形態の整備などを指導します。 ○職場におけるコミュニケーションを保障するため、手話通訳者などの配置について啓発・指導を行います。		

(2) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

今後の方向性

- いろいろな場で障がいのある人が仕事をできるよう、就労を支援する事業所を充実させていきます。また、工賃の向上をめざします。
- 地域資源を活用した新たな就業機会の提供に向けた取組を進めます。

基本的な施策

① 日中活動事業所の運営基盤強化への支援

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○「障害者優先調達推進法」に基づき、調達方針を作成し目標を定めることや、福祉施設からの製品の購入や業務委託についての計画を作り、毎年実績を公表します。 ○市内の就労支援事業所と連携し、障がいのある人が就労できる仕事の確保に向けて企業等へ働きかけ、ホームページによる情報発信や、市内事業所の共同受注窓口である「亀岡市障害者就労支援共同センター」への支援を継続的に実施します。 ○市民サービスの向上のための市の事業の一部を、障がい者就労支援事業所へ委託することによって仕事の確保を図ります。 ○事業所の充実のため、職員の人材確保・育成に努めます。

② 地域活性化事業との連携

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部、産業観光部）
施策の内容			○市における地域活性化事業との連携を図り、障がいのある人の就労の場の確保につなげます。

③福祉的就労から一般就労への移行促進※

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○福祉的就労から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所への支援・充実を図ります。 ○市内における就労移行支援事業所の参入を促進するため、就労移行支援事業所が抱えている課題等を把握・分析し、状況の改善に努めます。		

④農福連携事業の推進

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部・産業観光部）
施策の内容	○京都府が実施する「京都式農福連携・6次産業化プロジェクト」との連携を図り、市内で農福連携事業に取り組む事業所への支援に取り組みます。 ○市内で栽培された農福連携製品の販売機会の拡充等に取り組み、事業の活性化に向けた取組を推進します。		

⑤地域資源を活用した新たな就労機会の創出・拡大

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部・産業観光部）
施策の内容	○地域資源であるサンガスタジアム by KYOCERA で行われるイベントや事業等において、障がいのある人の新たな就労機会の創出・拡大を図るため、京都府や運営機関等へ働きかけを行います。		

⑥障がい者就労支援施設製品等の販売・受注支援

区分	新規	推進主体	市（各部）
施策の内容	○「亀岡市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、市各部全体で、市内の障がい者就労支援施設からの物品、役務等の受注拡大に取り組みます。 ○障がい者就労支援施設で作られた製品（ほっとはあと製品）の市庁舎販売会の充実や、各種イベント等での販売機会の拡大を図るとともに、製品や販売会についての情報発信に努めます。		

※施策に関する現状数値及び数値目標については、亀岡市障がい福祉計画において示しています。

(3) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

今後の方向性

○文化活動や芸術活動に親しみ、練習や発表会などに参加できるように支援します。

○障がい者スポーツの選手や指導員を育てます。身近な地域でスポーツが気軽に楽しめ参加できるように支援します。

基本的な施策

①文化・芸術活動への支援

区分	重点	推進主体	市（関係各部）
施策の内容	○障がいのある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努め、限られた関係者によって支えられてきた活動を、社会的・組織的にサポートできる体制の整備に努めます。		

②生活・文化活動等の情報発信機会の提供

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障がいのある人の文化活動などの成果を発表・紹介し、広く市民が障がい者福祉への理解を深めることのできる機会の提供に努めます。		

③高い芸術性を有する障がいのある芸術家への支援

区分	新規	推進主体	市（関係各部）
施策の内容	○「かめおか霧の芸術祭」や「京都とっておきの芸術祭」等の機会を通じ、高い芸術性を有する障がいのある芸術家の発掘や発表機会の提供に努め、「アート」としての障がい者の芸術作品の発信に努めます。		

④学習機会の充実

区分	継続	推進主体	市（関係各部）
施策の内容	○生涯学習の拠点である「ガレリアかめおか」は、バリアフリー化に対応し、障がいのある人をはじめ誰もが利用しやすい施設となっています。今後、障がいのある人の社会参加を促すため、「ガレリアかめおか」のさらなる利用を促進するとともに、市内の各生涯学習施設を活用し、障がいのある人が生涯を通じて学習できる機会を提供します。		

⑤障がい者教室開催事業

区分	継続	推進主体	教育委員会
施策の内容	○社会教育指導員の指導のもとに各種教室を開催し、障がいのある人に学習機会の提供、社会参加の促進を図ります。 ＜障がい者成人学級＞ ・かめのご学級 ・かめの会 ・ふれあい学級		

⑥地域資源を活用した障がい者スポーツの推進

区分	新規	推進主体	市（生涯学習部・健康福祉部）
施策の内容	○サンガスタジアム by KYOCERAをはじめ、競技者向けスポーツ、一般市民向けスポーツともに充実を図るとともに、障がい者スポーツの普及、参加者の拡大に努めます。 ○障がい者スポーツ指導者の養成を行うとともに、障がい者関係団体やボランティアなどとの連携を強化し、障がい者スポーツの活性化に向けたPRに努めます。		

⑦スポーツ環境の整備

区分	重点	推進主体	市（生涯学習部・健康福祉部・まちづくり推進部）
施策の内容	○身近で気軽に利用できる地域スポーツ施設や用具の整備など、障がいのある人や高齢者が四季を通じて（いつでも）、身体状況に応じて（誰もが）スポーツを楽しみ、生きがいがあるスポーツ環境の充実に努めます。		

4. 生きがいをもっていきいきと活動できる社会づくり

⑧東京パラリンピック開催後のパラスポーツの振興

区分	新規	推進主体	府、市（生涯学習部・健康福祉部）
施策の内容	○東京パラリンピック開催後のパラスポーツの競技人口の増加を見据え、 パラスポーツの普及、支援に努めます。		

5. 安全・安心な環境づくり

～生活環境、安全・安心～

現 状

- ◇ 一人では外出できない人がおられ、年齢が高く、障がいが重度になるほど、外出は困難になっています。
- ◇ 車椅子でも利用できるトイレや、障がい者用駐車場など、公共施設等の一層の整備が求められています。また、モニターや案内表示など、街中や道路での情報の提供の重要性も指摘されています。

(アンケート・ヒアリング調査結果から)

課 題

- ◇ 移動条件には地域差があるとの意見があり、財政などの制限があるなかで、格差を減らしていく方法の検討が課題となります。
- ◇ 成人では外出時の緊急事態の対応、児童では外出時の周囲の理解不足や、周囲とのコミュニケーションの困難などに、不安を抱えている人が多くおられます。道路や公共施設のバリアフリー化などを継続して進めるとともに、地域住民の「こころのバリアフリー」も並行して進める必要があります。
- ◇ 災害時にはひとりでは避難できない人が多く、避難所までの避難の支援ということが課題となります。また、災害時の情報提供を求める声が多く、多様な障がい特性に応じた情報提供手段の確保が必要です。
- ◇ 災害時の救援のために障がい者手帳等の情報を事前に提供することについては、許容される人が増えている一方で、個人情報保護の観点から消極的にならざるを得ない意見も一定数あり、行政への信頼を高める施策が課題となります。
- ◇ 消費者トラブルに巻き込まれた人が一定数おられ、予防のための啓発などに一層取り組む必要があります。

(アンケート・ヒアリング調査結果から)

5. 安全・安心な環境づくり

- ◇ 亀岡市は、平成 20 年 3 月に世界保健機関（WHO）協働センターにより国内初となるセーフコミュニティ認証、平成 25 年 2 月に再認証、平成 30 年 11 月には再々認証を取得し、安全・安心なまちづくりへの取組を進めています。
- ◇ 駅前広場、道路等のバリアフリー化の方針を定め、順次整備を行っています。
- ◇ 自動車運転免許の改造に係る経費の助成を行っています。
- ◇ ガイドヘルパーの養成については、京都府と連携してヘルパー養成の機会について情報提供を行っていますが、人材の確保が課題となっています。
- ◇ 亀岡市ふるさとバス、亀岡市コミュニティバス等のバス車両のバリアフリー化を推進しています。
- ◇ 亀岡市福祉有償運送運営協議会を設置・開催し、ボランティアによる移動支援の充実に努めています。

（市等の取組状況）

(1) 福祉のまちづくりの推進

今後の方向性

○安心してまちに出かけられるバリアフリー化を推進します。

基本的な施策

① 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進

区分	継続	推進主体	市（各部）
施策の内容			○京都府福祉のまちづくり条例に基づき、既存の公共施設だけでなく、今後市内に整備される公共施設・大規模施設等においてバリアフリー化を進めるとともに、新設の際には計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、障がいのあるなしにかかわらずだれもが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。 ○公共施設における多目的トイレ、スロープの設置状況等、バリアフリーに関する情報については、ホームページ等に掲載し、広く市民に啓発します。

② 民間施設の整備

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○障がいのある人をはじめ、すべての人が気軽に利用できるように、施設の整備・改善を民間施設に要請していきます。 ＜主な整備項目＞ ・ 出入り口の段差解消 ・ 誘導用ブロックの敷設 ・ 障がい者用トイレの設置 ・ 手すりの設置 ・ 障がい者用駐車区画の設置 など

③住宅の整備（公営住宅の整備）

区分	継続	推進主体	市（まちづくり推進部）、府
施策の内容	○障がいのある人が地域で安心して快適な生活を送れるよう、「亀岡市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、生活や活動の障壁となる段差などを取り除いた公営住宅の計画的な整備を進めます。		

④道路など交通環境の整備

区分	継続	推進主体	市（まちづくり推進部）、府
施策の内容	○障がいのある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、道路など交通環境の整備を推進します。 ○あんしん歩行エリアにおいて、歩行者・自転車利用者が安心して移動できるよう整備を進めます。 ＜主な整備内容＞ ・交通安全対策事業による防護柵・区画線などの設置 ・音響式信号機・弱者感应信号機などの設置推進 ・路上駐輪などの障害物の撤去 ・歩道と車道の切り下げ部の段差解消		

(2) 移動条件の整備

今後の方向性

○障がいのある人が、地域において自立した暮らしができるよう、移動の際の不自由さの解消を進めます。

基本的な施策

①福祉タクシー制度

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○外出などが困難な障がいのある人に「福祉タクシー利用券」を発行し、料金の一部を助成することにより、生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図ります。また、リフト付きタクシーの運行を充実します。

②公共交通の充実

区分	継続	推進主体	市（まちづくり推進部・健康福祉部）
施策の内容			○亀岡市ふるさとバス、亀岡市コミュニティバス、市内路線バスのバス車両について、ノンステップバスの導入を促進します。 ○「亀岡市地域公共交通網形成計画」に基づき、地域に根差した持続可能な公共交通の実現に向け、利便性の向上、市内交通空白地域等への対策に取り組んでいきます。 ○今後、市内における都市計画等の整備により、公共交通機関が混雑した場合、交通弱者である障がいのある人等が優先して公共交通機関を利用できるよう、各関係機関への働きかけを行います。

③ガイドヘルパーの養成とネットワーク化

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）、府
施策の内容	○外出を支援し、社会参加を促進するため、京都府との連携のもと、ガイドヘルパーの養成・確保と新規参入事業者の拡大を図るとともに、事業者同士のネットワーク化を図ります。		

④自動車の利用に対する支援

- ・身体障害者用自動車改造費助成
- ・自動車税・軽自動車税の種別割及び環境性能割の減免
- ・駐車禁止規制適用除外

区分	継続	推進主体	市（総務部・健康福祉部）、府、警察
施策の内容	○障がいのある人の自動車の利用を支援するため、自動車改造費の助成、自動車税などの減免措置を行います。		

⑤バリアフリー基本構想の推進

区分	継続	推進主体	市（まちづくり推進部）、国、府
施策の内容	○「亀岡市交通バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区内における駅前広場、道路等のバリアフリー化の方針を定め、順次整備を行っていきます。 ○重点整備地区以外の地域についても、幅広い歩道の整備や歩道の段差解消、視覚障がい者用誘導ブロックの設置を進めます。 ○ＪＲ千代川駅周辺地区を重点整備地区とした「亀岡市バリアフリー基本構想（千代川駅周辺地区）」を指針として、駅東側広場、鉄道施設、道路等の一体的・連続的なバリアフリー整備を推進します。		

⑥交通安全教育

区分	継続	推進主体	市（各部）、警察
施策の内容	○事故やけがは予防できるという理念のもと、公共施設や地域における事業や福祉活動の場等を利用し、関係各課・関係機関の協働により交通安全教育を行います。		

⑦盲導犬等の普及

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、盲導犬、聴導犬、介助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知などに努めます。 ○盲導犬総合訓練センターが行う地域交流事業への補助を継続するとともに、ふるさと納税を活用したセンターの運営支援のための交付金制度の創設、運用を通じて、盲導犬等の普及促進につなげます。		

⑧ボランティアによる移動支援の充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）、社会福祉協議会
施策の内容	○「道路運送法」に基づく福祉有償運送の実施のため、福祉有償運送運営協議会を開催し、障がいのある人などの移動支援の充実に努めます。		

(3) 防災対策の推進

今後の方向性

○障がいのある人を災害から守るため、避難や避難場所での支援などの仕組みづくりを進めます。

○亀岡市ふれあいネットワーク制度の見直しに合わせ、施策についても必要に応じて見直しを行います。

基本的な施策

①障がい特性に配慮した災害情報の伝達

区分	重点	推進主体	市（各部）、各自治会、民生委員・児童委員、消防、警察 など
施策の内容			○要配慮者及び避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう、地域・消防等との連携強化により、避難行動に時間を要する人に早めの避難を促すとともに、迅速・的確な避難情報の伝達に取り組みます。 ○自然災害発生時や発生前の緊急対応時において、ICT 等、障がい特性に応じた情報伝達ツールの活用により、迅速かつ着実に災害情報が伝達されるよう、情報伝達ツールの充実に努めます。

②福祉避難所・福祉避難コーナーの設置・運営に向けた取組の推進

区分	新規	推進主体	市（総務部・健康福祉部）
施策の内容			○障がい等により特別な支援と配慮を必要とする人の災害時の避難所生活の身体的・精神的負担の軽減を図るため、関係機関との連携のもと、障がい特性等に配慮した福祉避難所・福祉避難コーナーの設置・運営に向けた取組を推進します。 ○防災訓練や防災研修等を通じ、福祉避難所・福祉避難コーナーの設置・運営に携わるスタッフの養成、ノウハウの習熟に努めます。

③「避難行動要支援者名簿」制度の啓発・活用

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○災害時における「避難行動要支援者名簿」制度の効果的な運用のため、制度の周知啓発に努めます。また、障がい等により特別な支援と配慮を必要とする人（名簿登載者）の個別避難計画の作成に取り組みます。		

④災害発生後における福祉・医療サービスの提供体制の維持

区分	継続	推進主体	市（関係各部）
施策の内容	○災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障がい者支援施設・医療機関等との連携を図ります。		

⑤消防緊急通報システムの充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部・総務部）、消防
施策の内容	○災害及び緊急事故が発生した場合、消防隊・救急隊などが迅速・的確に活動できるよう、関係機関との連絡網を充実します。		

⑥避難先での支援

区分	重点	推進主体	市（関係各部）、京都府
施策の内容	○避難所等のバリアフリーに配慮するとともに、避難所等において障がいのある人が、必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制の整備を促進します。 ○避難所等に意思疎通支援者（手話通訳者等）を派遣できるよう、体制の構築に努めます。 ○府が設置するところの健康に関する相談窓口及び精神科救護所の運営に協力します。		

(4) 防犯対策の推進、消費者トラブルの防止及び被害からの救済

今後の方向性

○障がいのある人が、犯罪や悪質商法などの被害にあわないように、情報提供などを進めます。

基本的な施策

①防犯対策の推進

区分	継続	推進主体	市（総務部）、警察
施策の内容		○警察と地域の障がい者団体、福祉施設等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。 ○京都府警察メール 110 番・FAX110 番（聴覚言語障がい者用 110 番）の利用を促進することにより、緊急時の連絡体制の充実を図るとともに、事案の内容に応じた迅速・適切な対応を行います。	

②消費者トラブルの防止及び被害からの救済

区分	継続	推進主体	市（環境市民部）、警察
施策の内容		○障がいのある人の消費者トラブルに関する情報の収集・発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障がいのある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。 ○障がい者団体、福祉関係団体等と連携し、気軽に消費生活センターに相談できる環境を整え、障がいのある人の消費者トラブルの防止及び早期発見・解決に取り組みます。 ○消費者トラブルの防止及び障がいのある人の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、障がいのある人及び支援を行う者の消費者生活に関する講座等への参加の促進等により、消費者教育を推進します。	

③SNS 被害の防止及び被害からの救済

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）、警察
施策の内容	○増加する SNS を介した犯罪トラブルについて、障がい者団体、相談支援事業所等と連携し、早期発見と被害拡大の防止に努めます。 ○SNS に関する正しい理解や使用上のリスクについての研修等の実施により、障がいのある人及び支援を行う者が SNS を介した犯罪トラブルに巻き込まれないよう、支援します。		

6. 相談体制・情報提供の仕組みづくり

～相談体制・情報提供～

現 状

- ◇ 意思疎通支援に関わる亀岡市の施策について、一定の評価する声があります。また、相談支援について、件数の増加などに対応して、質の向上の必要性が指摘されています。
- ◇ コミュニケーション支援の利用しやすさを推進するために、視覚障がいのある人や精神障がいのある人、発達障がいのある人の特性に合わせた、情報伝達の工夫やツール、デジタル技術の普及などが求められています。

（アンケート・ヒアリング調査結果から）

課 題

- ◇ 相談先となる、相談機関や相談窓口の認知度には、居住地域や障がい種別によって差がみられるため、情報の利用しやすさを格差のないように向上させる取り組みが課題となります。
- ◇ 介助や困ったことなどについて相談する相手、また障がい福祉サービスなどの情報を入手する相手として、相談支援事業所や教職員などが多く挙げられるとともに、家族や友人も多く挙げられています。行政や相談支援事業所からも、より利用しやすいように情報を提供する方法を検討する必要があります。

（ヒアリング調査結果から）

6. 相談体制・情報提供の仕組みづくり

-
- ✧ 障がい者相談支援センター「お結び」については、「基幹相談支援センター」の機能を果たすとともに、虐待対応窓口、権利擁護窓口機能を含めて整備を進めています。
 - ✧ 相談員制度については、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員のほかに、市独自の精神障がい者相談員を設置し、障がい者相談支援員体制の充実を図っています。
 - ✧ 障がいのある人の情報入手手段を確保するため、市ホームページや広報紙、「障がい者福祉のてびき」の活用のほか、点字・音声・情報通信技術の利用など、多様な媒体やツールを活用して、わかりやすい情報提供に努めています。
 - ✧ 水道使用水量の検針結果情報は、専用アプリを使用して2次元コードを読み込み、使用量や請求予定額を音声で読み上げることが可能な Uni-Voice に対応しています。

（市等の取組状況）

(1) 相談体制の充実

今後の方向性

○相談支援事業、障がい者相談員の活動などを充実させることにより、地域の中で障がいのある人を支えていく仕組みを強化します。

基本的な施策

①相談支援事業の充実※

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○既存の障がい者相談支援機関への支援を通じ、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置を促進し、相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の各相談支援事業者との連絡調整を強化し、相談支援の充実を図ります。 ○必要に応じて複数のサービスを適切に結び付けるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、計画相談支援事業として、利用者本位の視点に十分配慮した「サービス等利用計画」の作成を行い、障がいのある人のサービス利用を支援します。 ○「サービス等利用計画」を作成する指定特定相談支援事業所の設置促進に取り組みます。 ○相談後においてもきめ細かな支援ができるよう、相談支援事業者と身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員との連携を図ります。

②身体障がい者相談員・知的障がい者相談員・精神障がい者相談員活動の充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○地域の住民が相談員となり、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力してその解決にあたる身体障がい者相談員・知的障がい者相談員・精神障がい者相談員の活動に対して、必要な情報の提供を行うなどの支援に努め、相談活動の充実を図ります。

③「ほっとネット」のネットワーク強化と活動の推進

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）、府（保健所等）
施策の内容	○南丹圏域における障がい児者の総合支援ネットワークである「ほっとネット」の活動の推進を図り、圏域の相談支援事業所等のネットワークにより支援体制の強化を図ります。		

④専門相談機能の充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○京都府リハビリテーション支援センター、発達障害者支援センター（花ノ木医療福祉センター）、京都府難病相談・支援センターなどとの連携を図ることで、個別のニーズに応じた相談支援を行います。		

⑤生活困窮者への相談対応

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○生活困窮者への自立支援のため、関係機関が連携しながら、窓口での相談支援や就労につながる支援などを行います。		

⑥地域自立支援協議会の機能強化

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障がいのある人に対する保健・医療・福祉・教育などのサービスに関する全体調整機関として地域自立支援協議会の体制や活動内容を充実し、当事者の視点による適切なサービスが提供されるよう、関係機関との連携及び調整機能の強化を図ります。		

⑦相談窓口の充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障害者差別解消法や障害者雇用促進法に則り、市民が障がい者福祉に関して気軽に相談できるよう、相談窓口の強化に努めます。 ○障がい者福祉に関する相談窓口のある関係各課間の連携強化を図ります		

⑧民生委員・児童委員の相談活動の充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○市内の各地域において、障がいのある人をはじめ、高齢者・児童・母子・生活困窮者など援助を必要とする人の相談・指導・助言など個別援助活動を行っている民生委員・児童委員の相談活動に対して、社会福祉協議会と連携を図りながら必要な情報の提供を行うなどの支援に努め、相談活動の充実を図ります。		

⑨ピアカウンセリングの充実

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障がいのある人やそれを支える人同士が、それぞれの悩みや不安を共有し、自己肯定感を育んでいくことで地域での自立した生活に繋げていくことを目指します。		

⑩支援の届きにくい人へのセーフティネットの構築

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）、府
施策の内容	○ひきこもりやギャンブル依存症など、従来の障がい福祉施策の枠組みでは支援の難しい人たちへの支援を進めるため、各関係機関が情報を共有する仕組みを構築し、横断的且つ継続的な支援に取り組みます。		

⑪レスパイトケアの充実

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）、府
施策の内容	○重度の障がいを抱える子どもの保護者や障がいのある人の介助者の心身の負担軽減のためのレスパイト（休息）がとれるよう、相談体制の充実を図り、適切なサービスの提供に努めます。		

⑫障がいのある女性・子ども・高齢者の複合的困難に配慮した支援

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障がいのある女性・子ども・高齢者は複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、それぞれの事情に配慮し、各支援機関が緊密な連携を図ることで、きめ細かい支援に繋がります。		

(2) 情報アクセシビリティ(情報の利用しやすさ)の向上

今後の方向性

○十分な情報・コミュニケーションを確保し、知りたいことがわかるように支援します。また、人との会話をわかりやすくする支援をします。

基本的な施策

①保健・医療・福祉サービスの情報提供

区分	継続	推進主体	市（各部）
施策の内容			○障がいのある人やその家族への保健・医療・福祉の情報提供のため、「障がい者福祉のてびき」の内容を充実するとともに、広報紙や市ホームページなどを活用し、必要な情報提供を行います。 ○委託相談支援事業所においても、福祉サービスを中心とした情報提供に努めます。

②声の広報

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○市の広報を録音し、配布します。

③情報機器・備品の設置促進

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）、教育委員会
施策の内容			○主な公共施設内にパソコンや公衆FAXなど、情報機器・コミュニケーション機器の設置を促進します。また、図書館には大活字本や点字本・音声拡大読書器を設置しており、今後、より一層大活字本などの充実を図ります。

④多様な手法による情報提供の充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○市が発行する文書や広報紙等は、点字版・音声案内版の発行や、手話・字幕付きの動画の作成など、市ホームページ等へのウェブ・アクセシビリティをより向上させることにより、視覚や聴覚等に障がいのある人が必要な情報を入手できるよう利便性を高める工夫と細やかな支援を進めます。

⑤意思疎通支援事業※

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○「障害者総合支援法」に基づき、聴覚や視覚障がいなどにより、意思疎通が困難な障がいのある人の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等を行います。

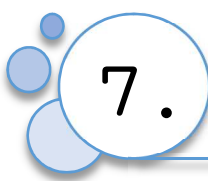
⑥要約筆記者派遣事業の周知と利用促進※

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○要約筆記者を十分活用してもらえるよう、広報に努めます。

⑦ICT 等を活用したコミュニケーション支援ツール等の普及

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○障がい福祉分野におけるICTの普及、活用促進を図り、コミュニケーション障壁の除去や、事業所等の活動支援に繋がります。 ○スマートフォン、タブレット端末等の新たな情報機器の普及に伴い、市が発行する文書や広報紙等に視覚障がい者用の音声コードの添付や、窓口等でのコミュニケーション支援アプリ（UD トーク）の活用等、新たなコミュニケーション支援ツールの普及を促進します。 ○障がいのある人のコミュニケーション支援のため、スマートフォン、タブレット端末等の新たな情報機器の取扱いについての助言、相談等を行います。 ○聴覚障がいのある人の生活向上と、手話通訳サービスの利用拡大を図るため、スマートフォン、タブレット端末等を活用した遠隔手話通訳サービスの普及に努めます。

※施策に関する現状数値及び数値目標については、亀岡市障がい福祉計画において示しています。



7. 行政サービス等における合理的配慮の推進

現 状

- ✧ 亀岡市の施策の選挙における配慮については、満足度は他の施策に比べ高くなっています。

(アンケート・ヒアリング調査結果から)

課 題

- ✧ 行政機関等における配慮の促進について、障がい者手帳の切り替え時期の連絡や、点訳・ヒアリンググループの活用など、具体的な取組の提案がありました。
- ✧ 職員等の資質の向上を一定評価する意見と、さらなる理解の促進を求める声がありました。
- ✧ 市の事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）に基づき、障がいのある人が必要とする配慮を行うことが必要です。
- ✧ 選挙事務を行うに当たっては、障がいのある人が、その権利を円滑に行使することができるよう留意することが必要です。

(アンケート・ヒアリング調査結果から)

- ✧ 視覚障がいのある人によりよい環境で投票してもらうよう、選挙公報の点字版・音声案内版を作成しています。

(市等の取組状況)

(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

今後の方向性

○障がいのある人が適切な配慮を受けることができるように、行政機関の職員等への障がい者理解の促進に取り組みます。

基本的な施策

①市職員等の障がい者理解の促進等

区分	重点	推進主体	市（関係各部）
施策の内容			○事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人が必要とする制度や習慣などの社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。 ○窓口等における障がいのある人への対応の充実を図るため、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する亀岡市職員対応要領」に基づき、障がいのある人への合理的配慮の提供についての認識を深めるための職員研修を実施します。 ○行政情報の提供等に当たっては、情報の利用しやすさに配慮した情報提供に努めます。

(2) 事業実施における配慮

今後の方向性

○障がいのある人がその権利を適正に行使することができるように、事業実施時における障がいのある人への配慮に努めます。

基本的な施策

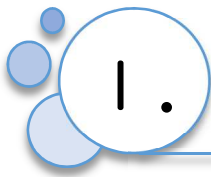
①選挙における配慮

区分	継続	推進主体	市（総務部）
施策の内容			○点字による候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。 ○移動に困難を抱える障がいのある人等に配慮した投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障がいのある人等が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。 ○指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保に努めます。

②市議会傍聴における配慮

区分	継続	推進主体	市（総務部、議会事務局）
施策の内容			○障がい特性に応じた市議会傍聴に関する配慮の提供に努めます。 ○車椅子で移動する人については、車椅子に乗った状態での傍聴ができるように配慮します。 ○あらかじめ依頼いただくことにより、手話通訳者や要約筆記者の配置を行います。

第3章 第6期亀岡市障がい福祉計画



Ⅰ. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

○「亀岡市障がい福祉計画」は、障がい福祉サービスや相談支援、障がい児支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する、本市の計画的な地域基盤の整備を進めていくものです。国が示している基本指針の理念『自立と共生社会の実現及び障害児通所支援等の円滑な実施』や「第4期亀岡市障がい者基本計画」を踏まえ、次の理念に基づき策定します。

①障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

○共生社会の実現のため、障がいのある人などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを目的に、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

②障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

○障がい福祉サービスの対象となる障がいのある人などの範囲を、身体障がい、知的障がいもしくは精神障がいのある人又は難病患者等であって、18歳以上の人及び障がいのある児童とし、地域において均等にサービスの充実を図ります。

○発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人については、従来から精神障がいのある人に含まれるものとして、法に基づく給付の対象となっていることや、難病患者等についても引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

③障がいのある人が選べる暮らし、生きがいを持って働ける、それぞれに適したサービスの提供体制の整備

○障がいのある人にとって、地域生活の場所（グループホーム等）を選択できる、65歳到達時に一人ひとりの生活状況やニーズに即して、障がい福祉サービスや介護保険サービスが継続的に利用できる、生きがいを持って働けるように就労支援するなど、それぞれに適したサービスの提供体制を計画的に整備します。

④地域共生社会の実現に向けた取組

○地域のあらゆる住民が、支える側と支えられる側に分かれることなく、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むためのしくみづくり、地域の実情に応じた制度の横断的な運用による柔軟なサービス確保等の取組及び医療的ケア児が保健、医療、福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築などを計画的に推進し、住民団体等によるインフォーマル活動への支援等を行い、地域、暮らし、生きがいを共に創出し、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。

⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援

- 障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児通所支援及び障がい児相談支援については障がい種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等を充実することにより、地域支援体制の構築を図ります。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関連機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- 障がい児支援を利用することにより、障がい児の社会適応力を高め、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいのあるなしに関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

(2) 計画の視点 (第5期障害福祉計画策定以降の制度変更)

○令和2年5月に示された基本指針に基づき、本計画において踏まえるべき視点について次に示します。

① 重度化・高齢化に対応した地域生活の支援

○地域での生活を希望する人が、暮らしを継続するために必要な障がい福祉サービス等の提供体制を整備することが必要であり、特に、重度化・高齢化した障がい者が地域生活を希望する場合の対応として、居住支援をはじめ、常時の支援体制を確保することが求められています。

② 地域共生社会の実現に向けた取組・仕組み

○「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が主体的に地域づくりに取り組む「地域共生社会」の実現に向けた取組が必要です。

① 中心的機能を備えた相談支援（包括的な支援体制の構築）

相談支援が地域の様々な相談を受け止め、自ら対応または多機関につなぐ中核の機能を持つこと

② 多様な社会参加に向けた支援（制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保）、相談支援と就労支援、居住支援を一体的に行うこと

③ 常時の看護や介護を必要とする重度障がいのある児童への支援

○短期入所の実施に関する家庭環境や家族のニーズの把握、多様なニーズに対応する役割の検討。

○コーディネーターに求められる具体的な役割の検討。

(3) 基盤整備方針(継続)

○障がい福祉サービスなどの提供体制については、見込み量確保のための方策に加えて、障がいのある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援及び障がい児支援体制の整備等の施策展開が求められており、次の方針のもと計画を進めます。福祉現場においては、人材確保、定着が課題となっており、課題解決に向けて更なる検討が必要です。市内や南丹圏域内における相談状況を鑑みながら、今後は地域の実状に応じて相談支援及びサービス提供体制等を整備していくことも検討します。なお、基盤整備にあたっては、障がい、介護分野だけでなく、児童福祉等の関係機関を含めて行うこととします。

① 必要な訪問系サービスの保障

○訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

② 希望する日中活動系サービスの保障

○希望する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）を保障します。

④ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○精神障がいのある人が、地域で安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

④ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

○地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

○また、各関係機関の連携のもと、居住支援や地域支援等の機能を集約することにより、地域生活支援拠点の整備を図ります。

⑤ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

○就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

○就労定着支援事業により、障がいのある人と企業や関係機関等との調整により障がいのある人が長く働き続けるための支援を行います。

⑥相談支援体制の充実

○障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、障がい特性に合わせた障がい福祉サービスの提供体制や相談支援体制の充実が不可欠です。そのためには、相談支援体制の整備として、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言等、幅広い関係機関と連携しながら必要な施策の確保等を行い、サービスの支給決定前に利用計画を作成できる体制を確保します。

⑦障がい児支援体制の整備

- 障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の整備を進めます。
- 医療的ケア児に関して、保健・医療・福祉等の関係機関との協議の場における検証、検討及びコーディネーターの配置により、医療的ケア児の地域での生活を支援します。

2. 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行(継続)

■ 第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	○地域生活移行者数：令和元年度末入所者数の6%以上 ○施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減
亀岡市の方針	○本市には、施設入所を必要とする人が多いため、目標数値を設定せず、ニーズに応じて地域生活へ移行するための支援に努める。

■ 第5期計画の達成状況

	項 目	数 値	考 え 方
第5期計画	平成28年度末時点の施設入所者(A)	78人	
	【目標】地域生活移行者数	増やす	(A)のうち、令和元年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	【実績】地域生活移行者数	0人	令和元年度末までの結果 【未達成】
	【目標】令和元年度末時点の施設入所者数	減らす	(A)の時点から、令和元年度末時点における施設入所者の削減目標値
	【実績】令和元年度末時点の施設入所者数	83人 +5人	令和元年度末までの結果 【未達成】



■ 第6期計画の目標設定

	項 目	数 値	考 え 方
第6期計画	令和元年度末時点の施設入所者(B)	83人	
	【目標】地域生活移行者数	増やす	(B)のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	【目標】令和5年度末時点の施設入所者数	減らす	(B)の時点から、令和5年度末時点における施設入所者の削減目標値

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健・医療・福祉関係者等による協議の場の整備(継続)

■ 第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	○市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
亀岡市の方針	○保健・医療・福祉関係者等による協議の場を活用し、南丹圏域 2 市 1 町（亀岡市、南丹市、京丹波町）の状況を鑑みながら、地域の課題について検証、検討する。

■ 第5期計画の達成状況

	項 目
第5期計画	【目標】 南丹圏域 2 市 1 町（亀岡市、南丹市、京丹波町）の状況を鑑みながら、保健、医療福祉関係者による協議の場の整備
	【実績】 南丹圏域自立支援協議会の精神保健福祉部会を保健・医療・福祉関係者等による協議の場として位置づけ、地域課題の抽出及び具体的取組等について、年に2～3回部会を開催し、継続的に協議している。



■ 第6期計画の目標設定

	項 目	目標
第6期計画	【目標】 南丹圏域 2 市 1 町（亀岡市、南丹市、京丹波町）の状況を鑑みながら、保健・医療・福祉関係者等による協議の場の整備	1箇所

■ その他活動指標

	項 目	目標
第6期計画	保健・医療・福祉関係者等による協議の場の開催回数	2～3回/年
	保健・医療・福祉関係者等による協議の場への参加人数	各1人以上
	保健・医療・福祉関係者等による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回/年

②退院後一年以内の地域における平均生活日数(新規)

■第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	○退院後一年以内の地域における平均生活日数：316日以上
亀岡市の方針	○精神障がいのある人のニーズに応じて地域における生活支援を 行 っ ているが、対象者の把握が難しいため目標値は設定せず、今後も 京都府との連携により地域における生活支援に努める。

③精神病床における一年以上長期入院患者数(継続)

■第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	○精神病床における一年以上長期入院患者数：10.6万人～12.3万人
亀岡市の方針	○精神科病院への長期入院患者数、期間等については、対象者の把握 が難しいため目標値は設定せず、京都府との連携のもと地域生活へ の移行促進に努める。

④精神病床における早期退院率(継続)

■第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	○入院中の精神障がい者の退院に関する目標値として次の①～③を 基本に設定 ① 令和5年度における入院後3か月時点の退院率：69% ② 令和5年度における入院後6か月時点の退院率：86% ③ 令和5年度における入院後1年時点の退院率：92%
亀岡市の方針	○精神科病院への入院者については、対象者の把握が難しいため目標 値は設定 せず 、今後も京都府との連携により円滑な地域生活への移 行支援に努める。

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実(継続・新規)

① 地域生活支援拠点等の整備

■ 第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	○障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証、検討。
亀岡市の方針	○南丹圏域2市1町(亀岡市、南丹市、京丹波町)において地域生活支援拠点を整備(面的整備)・運用するとともに、年1回以上運用状況を検証、検討する。

■ 第5期計画の達成状況

	項 目
第5期計画	【目標】 南丹圏域2市1町(亀岡市、南丹市、京丹波町)で地域生活支援拠点を整備する。
	【実績】 南丹圏域2市1町(亀岡市、南丹市、京丹波町)で地域生活支援拠点での整備を検討中。



■ 第6期計画の目標設定

	項 目	目標
第6期計画	地域生活支援拠点の整備(南丹圏域において面的整備を行う)	整備
	地域生活支援拠点の運用状況の検証、検討	1回/年以上

(4) 福祉施設から一般就労への移行及び定着(継続・新規)

■ 第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	○福祉施設から一般就労への移行者数：令和元年度の 1.27 倍以上 ・うち就労移行支援事業：1.3 倍 ・就労継続支援 A 型事業：1.26 倍 ・就労継続支援 B 型事業：1.26 倍 ○就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち 7 割以上の利用者 ○就労定着支援率 8 割以上の就労定着支援事業所：7 割以上
亀岡市の方針	○市内に就労移行支援事業所が少なく、また、就労定着支援事業所が開設されていないことから、国が示す目標数値の設定は困難であるが、就労については重要な課題として位置づけ、目標達成に向け、引き続き支援に努める。

■ 第5期計画の達成状況

	項 目	目標	実績
第5期計画	福祉施設から一般就労への移行者数	17 人	4 人
	就労移行支援事業の利用者数	30 人	17 人
	就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数	1 箇所	0 箇所
	就労定着支援事業所の新規利用者のうち 令和 2 年度末までの職場定着率	50%	71.4%



■ 第6期計画の目標設定

	項 目	数値	考 え 方
第 6 期 計 画	福祉施設から一般就労への移行 者数	18 人	令和元年度時点の一般就労への移行者 数の 1.3 倍に、第5期計画の未達成分 を加える
	就労移行支援事業利用者数	8 人	
	就労継続支援 A 型事業利用者数	6 人	
	就労継続支援 B 型事業利用者数	4 人	
	就労定着支援事業利用者	7割以上	国の方針に基づく

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等(継続・新規)

■ 第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	○児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 ○難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保 ○保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 ○医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
亀岡市の方針	○障がい児支援については、重要な課題として位置づけ、目標達成に向け、引き続き支援に努める。 ○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について市内に1か所を設置しているが、令和5年度末までに支援に必要な設置数を検討する。 ○医療的ケア児の支援については、令和2年度に圏域で協議の場を設置。関係機関等と今後の具体的な支援について検討する。

■ 第5期計画の達成状況

	項 目	目標	実績
第5期計画	児童発達支援センター数	1箇所	1箇所
	保育所等訪問支援の提供ができる事業所	1箇所	1箇所
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1箇所	1箇所
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1箇所	1箇所
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1箇所	1箇所



■ 第6期計画の目標設定

	項 目	目標
第6期計画	児童発達支援センター数	1箇所
	難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	検討
	保育所等訪問支援の提供ができる事業所	1箇所
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1箇所
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1箇所
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1箇所
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	整備

(6) 相談支援体制の充実・強化等(新規)

■ 第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	令和5年度末までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを基本とする。 ○総合的・専門的な相談支援の実施の有無 ○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ○地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
亀岡市の方針	多様化する相談や専門性を要する相談に対応するため、相談支援事業所による協議の場を充実するとともに、今後の国の動向を鑑みながら総合的・専門的な相談支援を実施するための中核的役割について検討する。

■ 第6期計画の目標設定

	項 目	目標
計 画 第 6 期	障がいのある人が生涯にわたり利用できる、より総合的・専門的な相談支援を実施する機関	1 箇所

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築(新規)

■ 第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。 ○都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数 ○障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
亀岡市の方針	○障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進する観点から都道府県が実施する研修に市職員が積極的に参加できる支援体制の構築に努める。 ○障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、市内の事業所を中心に共有できる体制の設置について、検証、検討する。

■ 第6期計画の目標設定

	項 目	目標
第6期計画	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加人数	5人/年
	障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を市内の事業所を中心に共有する体制	検討

(8) 発達障がい者等に対する支援(新規)

■ 第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	○現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
亀岡市の方針	○発達障がい児者及びその家族に対し、現行のペアレントトレーニング等による支援を継続するとともに、支援体制の構築について検討する。

■ 第6期計画の目標設定

	項 目	目 標
第6期計画	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	10人以上／年

3. 各種サービスの実情と見込み量

(1) 訪問系サービス

【サービス概要】

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる支援
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人の外出時における移動支援
行動援護	行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援
重度障がい者等包括支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他の包括的な介護

【実績】

月平均利用量、実人数

サービス名		利用時間			利用人数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
居宅介護	計画値	4,256	4,288	4,320	133	134	135
重度訪問介護							
同行援護	実績値	4,376	4,346	4,254	133	134	132
行動援護							
重度障がい者等包括支援	達成率	102.8%	101.3%	98.4%	100.0%	100.0%	97.7%

【見込み量】

月平均利用量（時間）、月平均実利用人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間	4,354	4,389	4,424
重度訪問介護				
同行援護	人	136	137	138
行動援護				
重度障がい者等包括支援				

(2) 日中活動系サービス

【サービス概要】

サービス名	内 容
生活介護	障がい者支援施設などの施設で日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会の提供
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供
就労移行支援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供
就労継続支援 A型＝雇用型 B型＝非雇用型	通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練の提供
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人のうち、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人に対して、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援の提供
療養介護	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護

【実績】

月平均利用量、実人数

サービス名		利用日数			利用人数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
生活介護	計画値	4,883	4,921	5,035	257	259	265
	実績値	4,811	5,000	5,051	251	258	259
	達成率	98.5%	101.6%	100.3%	97.6%	99.6%	97.7%
自立訓練(機能訓練)	計画値	5	5	5	1	1	1
	実績値	16	11	2	2	1	1
	達成率	320.0%	220.0%	40.0%	200.0%	100.0%	100.0%
自立訓練(生活訓練)	計画値	90	90	90	5	5	5
	実績値	216	160	183	11	10	10
	達成率	240.0%	177.7%	203.3%	220.0%	200.0%	200.0%

3. 各種サービスの実情と見込み量

就 労 移 行 支 援	計画値	459	476	510	27	28	30
	実績値	250	254	266	15	14	14
	達成率	54.4%	53.3%	52.1%	55.5%	50.0%	46.6%
就労継続支援（A型）	計画値	1,197	1,273	1,349	63	67	71
	実績値	969	973	1,209	53	55	65
	達成率	80.9%	76.4%	89.6%	84.1%	82.0%	91.5%
就労継続支援（B型）	計画値	2,952	3,078	3,168	164	171	176
	実績値	3,029	3,351	3,465	165	188	199
	達成率	102.6%	108.8%	109.3%	100.6%	109.9%	113.0%
就 労 定 着 支 援	計画値	22	24	26	11	12	13
	実績値	1	9	5	1	6	5
	達成率	4.5%	37.5%	19.2%	9.0%	50.0%	38.4%
療 養 介 護	計画値				20	20	20
	実績値				19	17	17
	達成率				95.0%	85.0%	85.0%
短 期 入 所	計画値	303	303	303	53	53	53
	実績値	345	276	219	55	53	39
	達成率	113.8%	91.0%	72.2%	103.7%	100.0%	73.5%

【見込み量】

■生活介護

支援学校卒業生の受入れ先として、利用者の増加が年々見込まれるため、今後も利用が増加することを見込んでいます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サ ー ビ ス 名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生 活 介 護	人日	5,187	5,339	5,510
	人	273	281	290

■自立訓練

自立訓練については、機能訓練、生活訓練とも制度上、利用期間が限定されていることから、必要最小限の見込量としています。

月平均利用量、月平均実利用人数

サ ー ビ ス 名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	人日	18	18	18
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日	198	216	216
	人	11	12	12

3. 各種サービスの実情と見込み量

■就労移行支援

令和5年度末における成果目標を踏まえての見込み量としています。今後も雇用後の職場定着の支援に力を入れていきます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人日	272	272	289
	人	16	16	17

■就労継続支援

A型事業所及びB型事業所の利用者増加を令和5年度末における成果目標として設定しています。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	人日	1,250	1,288	1,327
	人	66	68	70
就労継続支援（B型）	人日	3,500	3,588	3,678
	人	200	205	210

■就労定着支援

年間の一般就労移行件数、定着人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人日	9	9	9
	人	6	6	6

■療養介護

医療が必要な重度心身障がい児者が対象となり、必要量を見込んでいます。

月平均実利用人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人	19	20	21

3. 各種サービスの実情と見込み量

■短期入所

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	日	305(104)	310(109)	315(113)
	人	53(18)	54(19)	55(20)

※（ ）は医療型短期入所の見込み量

(3) 居住系サービス

【サービス概要】

サービス名	内 容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた人で一人暮らしに移行した人に対して、定期的に訪問、電話、メール等により必要な助言や医療機関等との連絡調整
共同生活援助 (グループホーム)	グループホームで夜間に行われる相談や入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助
施設入所支援	施設に入所している人に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護

【実績】

月平均実人数

サービス名		利 用 人 数		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度（見込）
自立生活援助	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
共同生活援助 (グループホーム)	計画値	86	96	91
	実績値	79	85	89
	達成率	91.8%	88.5%	97.8%
施設入所支援	計画値	78	77	76
	実績値	78	83	82
	達成率	100.0%	107.7%	107.8%

【見込み量】

月平均実利用人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助	人	90	92	94
施設入所支援	人	83	82	81

(4) 相談支援

【サービス概要】

サービス名	内 容
計 画 相 談 支 援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のための、サービス等利用計画を作成する。また、一定期間ごとに計画内容の見直しを行う。
地 域 移 行 支 援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。
地 域 定 着 支 援	地域生活へ移行した後の地域への定着、現に地域で生活している障がいのある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるように、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

【実績】

月平均実人数

サービス名		利 用 人 数		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度（見込）
計 画 相 談 支 援	計画値	548	563	581
	実績値	500	529	577
	達成率	91.2%	93.9%	99.3%
地 域 移 行 支 援	計画値	1	1	1
	実績値	1	0	0
	達成率	100.0%	0.0%	0.0%
地 域 定 着 支 援	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

【見込み量】

年間実利用人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画 相 談 支 援	人	580	597	614
地 域 移 行 支 援	人	1	1	1
地 域 定 着 支 援	人	1	1	1

(5) 障がい児への支援

【サービス概要】

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行う。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重症心身障がい児等に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。
障がい児相談支援	上記のサービスを利用する児童に、支給決定又は支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に関して、保健・医療・福祉等の関係機関との協議の場における検証、検討及びコーディネーターの配置により、医療的ケア児の地域での生活を支援する。

3. 各種サービスの実情と見込み量

【実績】

月平均利用量、実人数

サービス名		利用日数			利用人数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
児童発達支援	計画値	273	300	330	91	100	110
	実績値	294	341	341	92	106	106
	達成率	107.6%	113.6%	103.3%	101.0%	106.0%	96.3%
放課後等デイサービス	計画値	2,353	2,821	3,380	181	217	260
	実績値	2,173	2,420	2,680	194	219	247
	達成率	92.3%	85.7%	79.2%	107.1%	100.9%	95.0%
保育所等訪問支援	計画値	5	10	15	1	2	3
	実績値	1	1	1	1	1	1
	達成率	20.0%	10.0%	6.6%	100.0%	50.0%	33.3%
居宅訪問型児童発達支援	計画値	5	10	15	1	2	3
	実績値	0	0	0	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

年間実利用人数・配置者数

サービス名		利用人数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
障がい児相談支援	計画値	273	319	373
	実績値	351	394	414
	達成率	128.5%	123.5%	110.9%
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター	計画値	1	2	3
	実績値	5	2	2
	達成率	500.0%	100.0%	66.3%

3. 各種サービスの実情と見込み量

【見込み量】

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日	375	413	454
	人	117	129	142
放課後等デイサービス	人日	3,001	3,342	3,722
	人	250	280	313
保育所等訪問支援	人日	1	1	1
	人	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日	1	1	1
	人	1	1	1

年間実利用人数・配置者数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	人	455	501	551
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	2	2	2

4. 地域生活支援事業の実情と見込み量

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

【サービス概要】

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する。

【実績】

事業実施の有無

サービス名		実 施 の 有 無		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度（見込）
理解促進研修・啓発事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
自発的活動支援事業	計画値	有	有	有
	実績値	無	無	無
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

【見込み量】

事業実施の有無

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

② 相談支援事業

【サービス概要】

サービス名	内 容
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担う。
基幹相談支援センター等 機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行う。

【実績】

事業実施の有無

サービス名		実 施 の 有 無		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
基幹相談支援センター	計画値	有	有	有
	実績値	無	無	無
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
基幹相談支援センター等 機能強化事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
住宅入居等支援事業	計画値	有	有	有
	実績値	無	無	無
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

【見込み量】

事業実施の有無

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

③成年後見制度利用支援事業

【サービス概要】

サ ー ビ ス 名	内 容
成年後見制度 利用支援事業	知的または精神障がい等で、成年後見制度の利用が 必要な人に対し、申立て・報酬助成等の経費の補助 を行う。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う。

【実績】

年間あたり利用件数、実施の有無

サ ー ビ ス 名		利 用 件 数		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度（見込）
成年後見制度利用支援 事業	計画値	5	6	7
	実績値	6	3	7
	達成率	120.0%	50.0%	100.0%
サ ー ビ ス 名		実 施 の 有 無		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度（見込）
成年後見制度法人後見 支援事業	計画値	有	有	有
	実績値	無	無	無
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

【見込み量】

年間あたり利用件数、実施の有無

サ ー ビ ス 名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件	7	7	7
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

④意思疎通支援事業

【サービス概要】

サ ー ビ ス 名	内 容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、又は聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置する。

【実績】

年間あたり派遣件数、設置者数

サ ー ビ ス 名		派 遣 件 数		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	計画値	626	676	730
	実績値	610	624	250
	達成率	97.4%	92.3%	34.2%
サ ー ビ ス 名		設 置 者 数		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
手話通訳者設置事業	計画値	4	4	4
	実績値	4	5	4
	達成率	100.0%	125.0%	100.0%

※令和2年度の設置者数は4月のみ5人

【見込み量】

年間あたり派遣件数、設置者数

サ ー ビ ス 名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	653	668	683
手話通訳者設置事業	人	5	5	5

⑤日常生活用具給付等事業

【サービス概要】

サービス名	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、収尿器、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【実績】

年間あたり給付件数

サービス名		給 付 件 数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
介護・訓練支援用具	計画値	15	15	15
	実績値	11	10	5
	達成率	73.3%	66.7%	33.3%
自立生活支援用具	計画値	40	40	40
	実績値	25	17	20
	達成率	62.5%	42.5%	50.0%
在宅療養等支援用具	計画値	15	15	15
	実績値	8	13	15
	達成率	53.3%	86.7%	100.0%
情報・意思疎通支援用具	計画値	25	25	25
	実績値	14	23	25
	達成率	56.0%	92.0%	100.0%
排泄管理支援用具	計画値	2,460	2,630	2,800
	実績値	2,159	2,005	2,200
	達成率	87.8%	76.2%	78.6%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	計画値	3	3	3
	実績値	1	5	7
	達成率	33.3%	166.7%	233.3%

4. 地域生活支援事業の実情と見込み量

【見込み量】

年間あたり給付件数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	15	15	15
自立生活支援用具	件	40	40	40
在宅療養等支援用具	件	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	件	25	25	25
排泄管理支援用具	件	2,200	2,240	2,280
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	7	7	7

⑥手話奉仕員養成研修事業

【サービス概要】

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う。

【実績】

年間あたり利用実人数

サービス名		利 用 実 人 数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
手話奉仕員養成研修事業	計画値	37	46	57
	実績値	24	34	47
	達成率	64.9%	73.9%	82.5%

【見込み量】

年間あたり利用実人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人	48	49	50

⑦移動支援事業

【サービス概要】

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行う。

【実績】

年間あたり利用実人数、利用量

サービス名		利用実人数			利 用 量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)
移動支援事業	計画値	145	145	145	9,591	9,591	9,591
	実績値	109	104	47	6,622	5,214	1,000
	達成率	75.2%	71.7%	32.4%	69.0%	54.4%	10.4

【見込み量】

年間あたり利用実人数、利用量

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人	107	110	113
	時間	5,920	6,100	6,280

⑧地域活動支援センター

【サービス概要】

サ ー ビ ス 名	内 容
地域活動支援センター	障がいのある人に、創作活動又は生産活動の機会の提供、地域社会との交流の促進等を行う。

【実績】

年間あたり実施箇所数、利用実人数

サ ー ビ ス 名		実 施 箇 所 数			利 用 実 人 数		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込)	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込)
地域活動支援センター	計画値	2	2	2	60	60	60
	実績値	2	2	2	43	36	40
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	71.7%	60.0%	66.7%

【見込み量】

年間あたり実施箇所数、利用実人数

サ ー ビ ス 名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	箇所	2	2	2
	人	43	45	47

(2) 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

【サービス概要】

サ ー ビ ス 名	内 容
訪問入浴サービス事業	自宅浴槽での入浴が困難な身体障がいのある人を対象に、居宅において移動入浴車による入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持や心身機能の維持を図る。

【実績】

年間あたり利用回数

サ ー ビ ス 名		利 用 回 数		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
訪問入浴サービス事業	計画値	97	97	97
	実績値	7	22	10
	達成率	7.2%	22.7%	10.3%

【見込み量】

年間あたり利用回数

サ ー ビ ス 名		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問入浴サービス事業	回	53	53	53

② 日中一時支援事業

【サービス概要】

サ ー ビ ス 名	内 容
日 中 一 時 支 援 事 業	障がいのある人の日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援する。

【実績】

年間あたり利用実人数

サ ー ビ ス 名		利 用 実 人 数		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
日 中 一 時 支 援 事 業	計画値	96	103	110
	実績値	89	71	65
	達成率	92.7%	68.9%	59.1%

【見込み量】

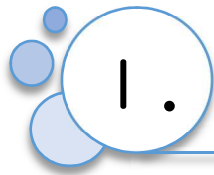
年間あたり利用実人数

サ ー ビ ス 名		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日 中 一 時 支 援 事 業	人	89	92	95

第 4 章

資 料 編

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向



1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

(1) 障がいのある人の人数の推移

1-1-1 手帳所持者の状況

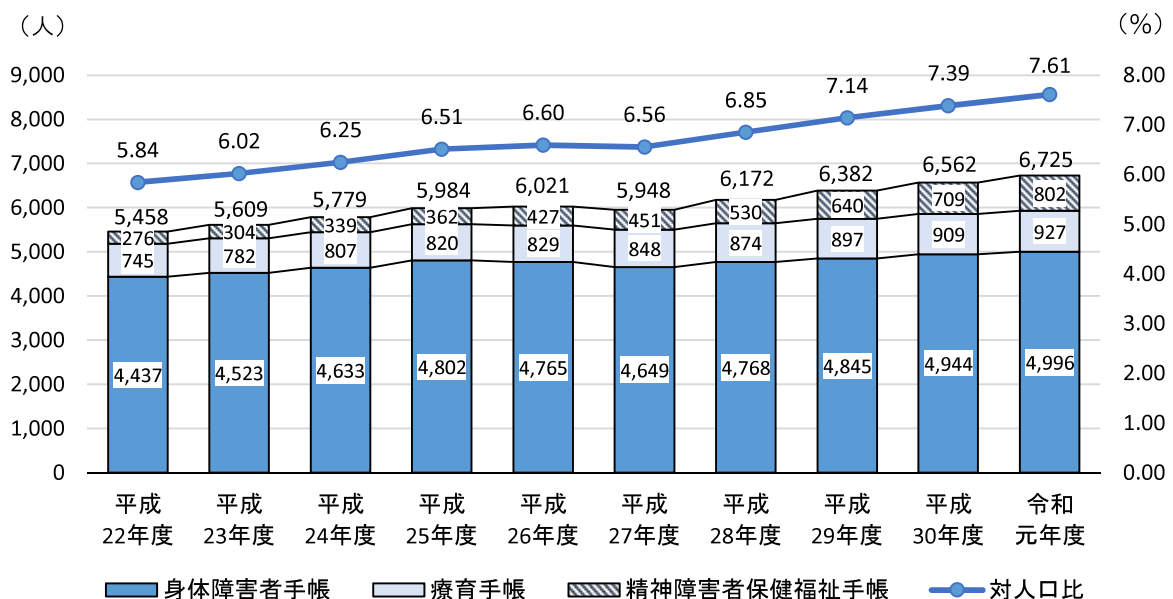
○亀岡市の手帳所持者数は、平成 27 年を除いて、年々増加しており、平成 22 年度の 5,458 人が令和元年度では 6,725 人となっています。また、人口に対する割合も年々上昇し、平成 22 年度の 5.84%が令和元年度では 7.61%となっています。

【亀岡市の人口・手帳所持者数】

単位 人、%

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
人 口	93,393	93,140	92,472	91,910	91,259	90,694	90,107	89,407	88,833	88,320
身体障害者 手 帳	人	4,437	4,523	4,633	4,802	4,765	4,649	4,768	4,845	4,996
	構成比	4.75	4.86	5.01	5.22	5.22	5.12	5.29	5.42	5.66
療 育 手 帳	人	745	782	807	820	829	848	874	897	927
	構成比	0.80	0.84	0.87	0.89	0.91	0.94	0.97	1.00	1.04
精神障害者 保 健 福 祉 手 帳	人	276	304	339	362	427	451	530	640	709
	構成比	0.30	0.33	0.37	0.39	0.47	0.50	0.59	0.72	0.80
手 帳 所 持 者 数	5,458	5,609	5,779	5,984	6,021	5,948	6,172	6,382	6,562	6,725
対 人 口 比	5.84	6.02	6.25	6.51	6.60	6.56	6.85	7.14	7.39	7.61

各年度 3 月 31 日現在



1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

1-1-2 身体障害者手帳

①年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

【身体障害者手帳所持者数の年齢階層別の推移】

単位 上段：人、下段：%

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
18 歳未満	59	56	55	57	49	54	55	58	59	62
	1.3	1.3	1.2	1.2	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
18 歳以上	4,378	4,467	4,578	4,745	4,716	4,595	4,713	4,787	4,885	4,934
	98.7	98.7	98.8	98.8	99.0	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8
合 計	4,437	4,523	4,633	4,802	4,765	4,649	4,768	4,845	4,944	4,996
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

各年度 3 月 31 日現在

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

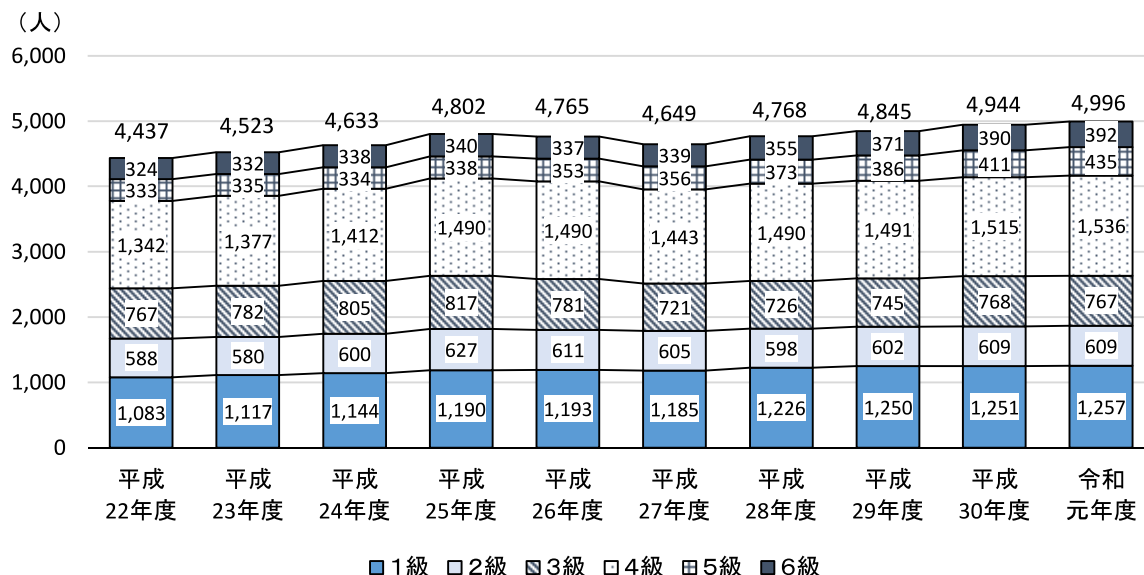
②身体障害者手帳所持者数の障がい等級別の推移

【身体障害者手帳所持者数の障がい等級別の推移】

単位 上段：人、下段：%

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
1 級	1,083 24.4	1,117 24.7	1,144 24.7	1,190 24.8	1,193 25.0	1,185 25.5	1,226 25.7	1,250 25.8	1,251 25.3	1,257 25.2
2 級	588 13.3	580 12.8	600 13.0	627 13.1	611 12.8	605 13.0	598 12.5	602 12.4	609 12.3	609 12.2
3 級	767 17.3	782 17.3	805 17.4	817 17.0	781 16.4	721 15.5	726 15.2	745 15.4	768 15.5	767 15.4
4 級	1,342 30.2	1,377 30.4	1,412 30.5	1,490 31.0	1,490 31.3	1,443 31.0	1,490 31.3	1,491 30.8	1,515 30.6	1,536 30.7
5 級	333 7.5	335 7.4	334 7.2	338 7.0	353 7.4	356 7.7	373 7.8	386 8.0	411 8.3	435 8.7
6 級	324 7.3	332 7.3	338 7.3	340 7.1	337 7.1	339 7.3	355 7.5	371 7.6	390 8.0	392 7.8
合 計	4,437 100.0	4,523 100.0	4,633 100.0	4,802 100.0	4,765 100.0	4,649 100.0	4,768 100.0	4,845 100.0	4,944 100.0	4,996 100.0

各年度 3 月 31 日現在



1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

③身体障害者手帳所持者数の障がい部位別の推移

【身体障害者手帳所持者数の障がい部位別の推移】

単位 上段:人、下段:%

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
視 覚 障 害	258 5.8	262 5.8	262 5.7	268 5.6	258 5.4	256 5.5	258 5.4	263 5.4	271 5.5	274 5.5
聴覚・平衡機能 障 害	378 8.5	384 8.5	393 8.5	413 8.6	403 8.5	402 8.7	406 8.5	407 8.4	422 8.6	421 8.4
音声・言語障害	45 1.0	46 1.0	49 1.1	48 1.0	45 0.9	44 1.0	47 1.0	49 1.0	51 1.0	49 1.0
肢 体 不 自 由	2,300 51.8	2,326 51.4	2,402 51.8	2,447 50.9	2,423 50.8	2,345 50.4	2,359 49.5	2,385 49.2	2,398 48.5	2,413 48.3
運動機能障害	39 0.9	39 0.9	38 0.8	37 0.8	37 0.8	38 0.8	39 0.8	36 0.8	36 0.7	36 0.7
内 部 障 害	1,417 31.9	1,466 32.4	1,489 32.1	1,589 33.1	1,599 33.6	1,564 33.6	1,659 34.8	1,705 35.2	1,766 35.7	1,803 36.1
合 計	4,437 100.0	4,523 100.0	4,633 100.0	4,802 100.0	4,765 100.0	4,649 100.0	4,768 100.0	4,845 100.0	4,944 100.0	4,996 100.0

各年度 3 月 31 日現在

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

1-1-3 療育手帳(知的障がい者の状況)

①療育手帳所持者数の年齢階層別の推移

【療育手帳所持者数の年齢階層別の推移】

単位 上段:人、下段:%

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
18 歳未満	160 21.5	164 21.0	165 20.4	168 20.5	150 18.1	144 17.0	143 16.4	150 16.7	140 15.4	157 16.9
18 歳以上	585 78.5	618 79.0	642 79.6	652 79.5	679 81.9	704 83.0	731 83.6	747 83.3	769 84.6	770 83.1
合 計	745 100.0	782 100.0	807 100.0	820 100.0	829 100.0	848 100.0	874 100.0	897 100.0	909 100.0	927 100.0

各年度 3 月 31 日現在

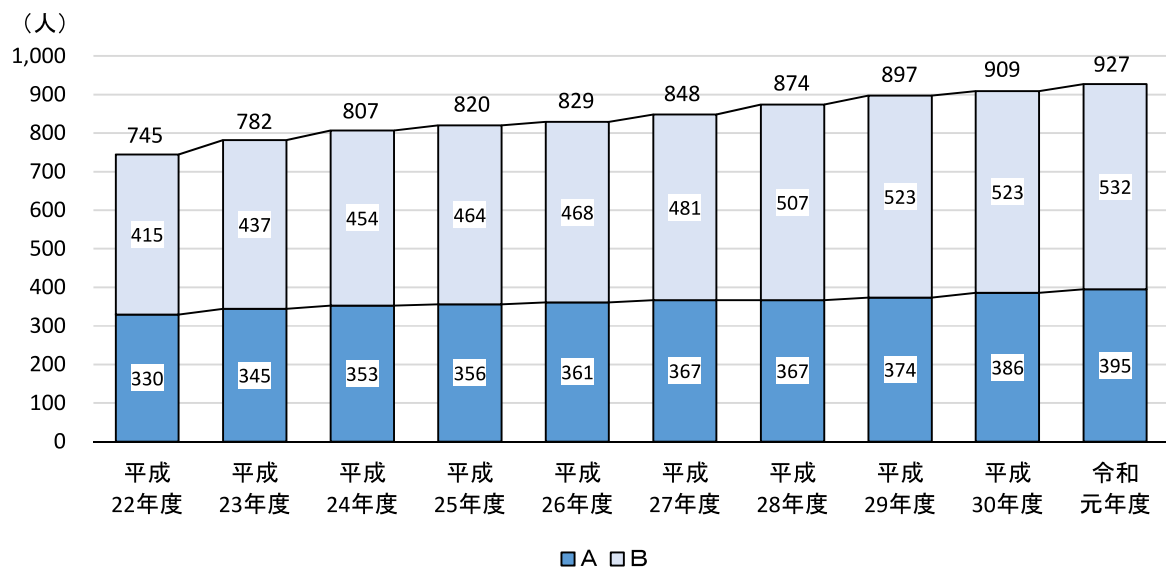
②療育手帳所持者数の等級別の推移

【療育手帳所持者数の等級別の推移】

単位 上段:人、下段:%

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
A	330 44.3	345 44.1	353 43.7	356 43.4	361 43.5	367 43.3	367 42.0	374 41.7	386 42.5	395 42.6
B	415 55.7	437 55.9	454 56.3	464 56.6	468 56.5	481 56.7	507 58.0	523 58.3	523 57.5	532 57.4
合 計	745 100.0	782 100.0	807 100.0	820 100.0	829 100.0	848 100.0	874 100.0	897 100.0	909 100.0	927 100.0

各年度 3 月 31 日現在



1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

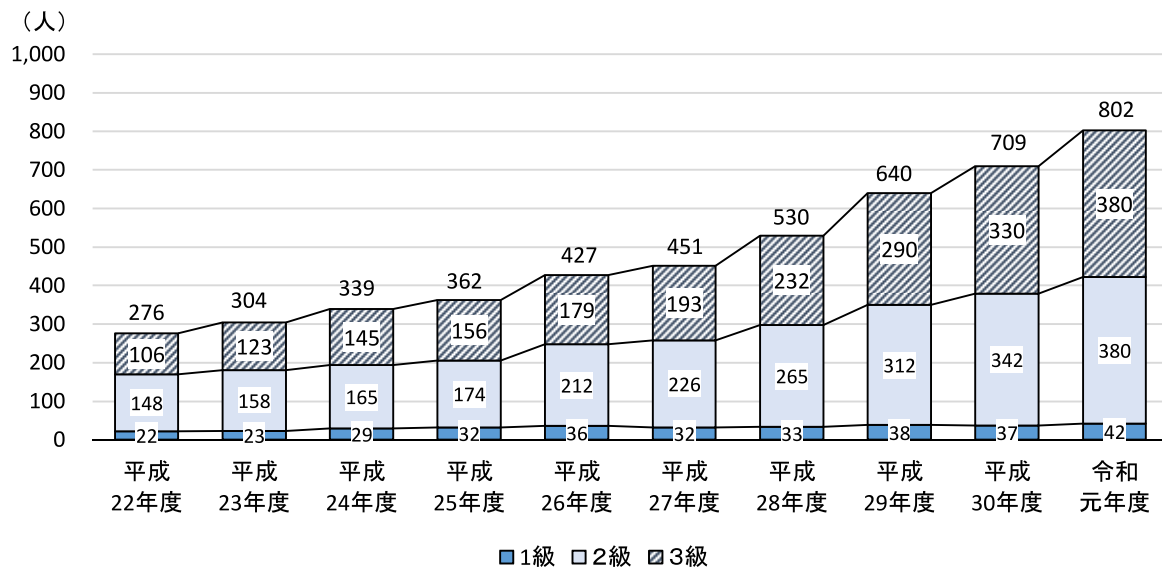
1-1-4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移】

単位 上段:人、下段:%

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
1 級	22 8.0	23 7.5	29 8.5	32 8.8	36 8.4	32 7.1	33 6.2	38 5.9	37 5.2	42 5.2
2 級	148 53.6	158 52.0	165 48.7	174 48.1	212 49.7	226 50.1	265 50.0	312 48.8	342 48.2	380 47.4
3 級	106 38.4	123 40.5	145 42.8	156 43.1	179 41.9	193 42.8	232 43.8	290 45.3	330 46.6	380 47.4
合 計	276 100.0	304 100.0	339 100.0	362 100.0	427 100.0	451 100.0	530 100.0	640 100.0	709 100.0	802 100.0

各年度 3 月 31 日現在



1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

1-1-5 障がい支援区分(障がい程度区分)認定者数の推移

○障がい福祉サービスを利用するために必要な区分認定を受けた人は、令和2年度では、合計で429人となっています。内訳としては、「区分6」の125人が最も多くなっています。

○平成24年度からの推移をみると、「区分3」以上は減少傾向にありますが、「区分4」、「区分6」については増加傾向にあります。

【障がい支援区分（障がい程度区分）認定者数の推移】

単位 人

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
区分1	4	3	6	4	3	1	1	1
区分2	63	55	46	37	36	37	44	45
区分3	122	132	132	122	116	112	93	89
区分4	61	68	73	88	93	104	105	105
区分5	71	71	72	69	65	62	64	64
区分6	82	81	86	99	111	112	118	125
合 計	403	410	415	419	424	428	425	429

各年度3月31日現在

(2) アンケート調査、関係団体調査結果概要

① アンケート調査実施概要

① -1 調査の対象について

障がい者人口の諸変化（高齢化による 65 歳人口の割合増加、少子化等による 18 歳未満人口の割合減、18 歳未満での障がい者手帳の不所持者増など）と、これまでの回収率を考慮し、少数の階層等の人たちの実態と意向が反映できるように、機械的な障がい者手帳所持者の無作為抽出方法で調査対象を抽出していません。

- 人口が少ない 18 歳未満と人口が多い 18 歳以上の 2 種類の調査用紙をつくり、人口が少ない 18 歳未満の方の独自項目による調査を実施しました。
- 人口が多い 65 歳以上の身体障がい者を考慮して、身体障がい者については、18 歳以上 39 歳まで、40 歳以上 64 歳まで、65 歳以上と年齢階層によって抽出規準を操作しました。

■図表：障がい者手帳所持者の抽出数、率等

		身体障害者 手帳所持者	療育 手帳所持者	精神障害者 保健福祉 手帳所持者	総計
18歳未満	手帳所持人数(A)	40人	133人	15人	188人
	抽出人数(B)	40人	133人	15人	188人
	割合(B/A)	100%	100%	100%	100%
18歳以上 39歳以下	手帳所持人数(A)	88人	362人	138人	588人
	抽出人数(B)	88人	362人	138人	588人
	割合(B/A)	100%	100%	100%	100%
40歳以上 64歳以下	手帳所持人数(A)	708人	176人	262人	1,146人
	抽出人数(B)	335人	176人	262人	773人
	割合(B/A)	47%	100%	100%	67%
65歳以上	手帳所持人数(A)	3,131人	50人	69人	3,250人
	抽出人数(B)	200人	50人	69人	319人
	割合(B/A)	6%	100%	100%	10%
総計	手帳所持人数(A)	3,967人	721人	484人	5,172人
	抽出人数(B)	663人	721人	484人	1,868人
	割合(B/A)	17%	100%	100%	36%

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

調査対象者を抽出するにあたり、障がい種別の手帳所持人数は、重複手帳所持者に複数の調査用紙を配布しないように算出しました。

- なお手帳不所持者の協力呼びかけについては、18歳未満については丹波支援学校、及び小中学校の特別支援学級に依頼、最終的に手帳所持者を除く53人を対象としました。18歳以上については公共施設等に留置き依頼をしました。

①-2 回収状況

- 調査方法：手帳所持者；郵送配布・郵送回収（一部直接回収）
手帳不所持者；直接配布・郵送回収（一部直接回収）
- 調査期間：令和2年1月16日（木）から1月31日（金）
令和2年2月12日（水）回収分までを受付

■図表：回収状況（手帳所持者・18歳以上）

		配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
身体	18歳以上	623	264	42.4%	264	42.4%
	18～39歳	88	—	—	27	30.7%
	40～64歳	335	—	—	129	38.5%
	65歳以上	200	—	—	103	51.5%
	年齢無回答	—	—	—	5	—
療育	18歳以上	588	255	43.4%	252	42.9%
	18～39歳	362	—	—	130	35.9%
	40～64歳	176	—	—	73	41.5%
	65歳以上	50	—	—	39	78.0%
	年齢無回答	—	—	—	10	—
精神	18歳以上	469	158	33.7%	155	33.0%
	18～39歳	138	—	—	36	26.1%
	40～64歳	262	—	—	89	34.0%
	65歳以上	69	—	—	24	34.8%
	年齢無回答	—	—	—	6	—
総計	18歳以上	1,680	677	40.3%	671	39.9%
	18～39歳	588	—	—	193	32.8%
	40～64歳	773	—	—	291	37.6%
	65歳以上	319	—	—	166	52.0%
	年齢無回答	—	—	—	21	—

■図表：回収状況（手帳不所持者を含む）

	配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
18歳未満	241	114	47.3%	113	46.9%
手帳所持者	188	—	—	80	42.6%
手帳不所持者	53	—	—	33	62.3%
18歳以上	—	680	—	674	—
手帳所持者	1,680	677	40.3%	671	39.9%
手帳不所持者	—	3	—	3	—

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

②関係団体調査実施概要

障がいのある人の関係団体に対して、亀岡市の現状と課題や今後の意向を把握し、亀岡市の障がい福祉のニーズや課題を整理することを目的として実施しました。

□事業所・団体名

1	社会福祉法人 松花苑
2	社会福祉法人 亀岡福祉会
3	社会福祉法人 花ノ木
4	社会福祉法人 信和福祉会
5	社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会
6	特定非営利活動法人 自立支援センター かめおか
7	亀岡市障害者相談支援センター お結び
8	なんたん障害者就業・生活支援センター
9	有限会社 ハーモニーケア
10	公益財団法人 関西盲導犬協会
11	特定非営利活動法人 諸星塾
12	亀岡市肢体障害者協会
13	亀岡市視覚障害者協会
14	口丹聴覚者協会亀岡支部
15	亀岡市難聴者協会
16	亀岡市障害児者を守る協議会

□学校・保育所名

17	亀岡小学校(通級指導教室)
18	詳徳小学校(通級指導教室)
19	南つつじヶ丘小学校(通級指導教室)
20	千代川小学校(通級指導教室)
21	東輝中学校(通級指導教室)
22	第六保育所
23	東部保育所
24	川東保育所

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

③アンケート、関係団体調査結果概要

③-1 啓発・広報

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
障がいのある人への理解	●発達障がいの診断を受けている人、難病の認定を受けている人、精神障害者保健福祉手帳所持者などに差別や偏見を感じる人が多い。	●18歳以上では、日常生活で差別や偏見を感じるかについて、「感じる」(「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計)は31.6%で、前回H25調査(33.1%)よりわずかに減少している。発達障がい・難病・精神では約4割でやや多く、身体では3割弱でやや少ない。年齢別には、18～39歳では4割強、65歳以上では1割強と、年齢層が低いほど差別や偏見を感じる人が多い。《「18歳以上」問27》 ●18歳未満では、日常生活で差別や偏見を感じるかについて、「感じる」は54.2%となっている。特性グループ別には、療育手帳所持者で約7割、手帳重度者で6割強とやや多い。《「18歳未満」問24》
	●「人間関係」「街のなかでの視線」において、差別や偏見を感じる人が多い。 ●18歳以上では「仕事や収入」、18歳未満では「教育」に差別を感じる人が多い。 ●身体障害者手帳所持者は「交通機関の利用」や「街のなかでの視線」、精神障害者保健福祉手帳所持者・難病の認定を受けている人は「人間関係」に差別を感じる傾向にある。	●18歳以上では、差別や偏見を感じる場面について、「人間関係」(49.8%)が最も多く、次いで「街のなかでの視線」(39.0%)、「仕事や収入」(37.6%)で、前回H25調査とほぼ同様の傾向となっている。「人間関係」は精神(62.9%)・難病(61.1%)で多く、「交通機関の利用」は身体(41.6%)で多い。《「18歳以上」問28》 ●18歳未満では、差別や偏見を感じる場面について、「教育」(47.5%)、「人間関係」(45.9%)が多くなっている。特性グループ別には、「街のなかでの視線」は身体手帳所持者(62.5%)・手帳重度者(60.0%)で多い。《「18歳未満」問25》
	●差別や偏見を感じることは減ったと思う人が、増えたと思う人よりも多い。	●18歳以上では、差別や偏見を感じることはこの5年間で変わったと思うかについて、「減ったと思う」(9.1%)が「増えたと思う」(4.7%)を上回っている。難病以外の各障がい種別でも同じ傾向にある。《「18歳以上」問29》 ●18歳未満では、差別や偏見を感じることはこの5年間で変わったと思うかについて、「減ったと思う」(13.3%)が「増えたと思う」(3.5%)を上回っている。身体手帳所持者・要介護家族あり以外の各特性グループでも同じ傾向にある。《「18歳未満」問26》
合理的配慮等の認知度	●合理的配慮について、あまりよく知らない人が多いが、認知度は少し上がっている。 ●若い世代ほど合理的配慮の認知度が高い傾向にある。	●合理的配慮の認知度について、「まったく知らない」(52.7%)が最も多く、次いで「聞いたことはある」(17.7%)、「多少は知っている」(12.8%)、「よく知っている」(4.7%)となっている。「よく知っている」・「多少は知っている」・「聞いたことはある」それぞれの割合は前回H25調査(3.7%・9.2%・16.1%)よりわずかに増加している。また、「よく知っている」・「多少は知っている」・「聞いたことはある」の合計は、18～39歳では約4割、65歳以上では2割台半ばと、年齢層が低いほど認知度が高い。《「18歳以上」問30》

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

質問項目	傾向・特徴	集計結果
	●「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」について、あまり知らない人が多い。	●「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」の認知度について、「まったく知らない」(69.6%)が最も多く、次いで「聞いたことはある」(11.0%)、「多少は知っている」(7.0%)、「よく知っている」(4.3%)となっている。「よく知っている」・「多少は知っている」・「聞いたことはある」の合計は、難病で3割強、身体で3割弱とやや多いが、年齢別にはどの年齢層もあまり差がない。《「18歳以上」問31》
権利擁護の支援	●療育手帳所持者・発達障がいの診断を受けている人は、金銭管理をできない人が多い。	●日常生活で金銭管理ができるかについて、「できない」が知的(55.1%)・発達障がい(45.1%)で多くなっている。他の障がい種別では「一人でできる」が約4～6割で最も多い。全体の傾向は前回H25調査と大きな差はない。《「18歳以上」問43》
	●消費者トラブルに巻き込まれた経験のある人は約1～2割で、少し増加している。	●消費者トラブルに巻き込まれた経験について、「ある」が10.4%で、前回H25調査(7.8%)よりやや多い。精神(22.0%)・発達障がい(15.7%)で多くなっている。《「18歳以上」問44》
	●成年後見制度を利用している人は1割未満で、約4～6割は利用する必要がないと回答している。 ●制度内容や利用の仕方がわからない人は1割前後で、やや減っている。	●成年後見制度の利用状況について、「利用する必要はない」が54.7%で、前回H25調査(48.2%)よりやや多い。「利用している」は3.4%で、難病(8.9%)で最も多くなっている。「制度内容や利用の仕方がわからない」が12.0%で、精神(15.8%)で最も多くなっており、各障がい種別の割合は前回H25調査よりわずかに減少している。《「18歳以上」問45》

(2) 関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
●ここ数年の間に市民の意識が変わってきたという感じがある。 ●イベント等の開催を通じて、差別解消の取り組みが進んでいると感じる。 ●うつ病等の疾患への理解は進んでいる。 ●ヘルプマークの効果も公共交通利用時等に感じる。 ●まだまだ合理的配慮の理念は浸透していないと思う。どういったことが差別なのか、当事者も市民も分かっていない。 ●「発達障がい」の話題はよく取り上げられるが、統合失調症はそこまで至っていない。 ●日々障がい者とふれあう機会の無い多くの一般市民は障がい者は怖いという意識があるのではないかと感じる。特に精神障がいや自閉症の方の特性に対する理解が不十分だと感じる。 ●精神障がいの方は怖いという偏見があるように感じる。	障がいを理由とする差別の解消
●特別な支援が必要な子ども達もそうでない子ども達も一緒に保育しているので、自然と子ども達に「守ってあげたい」という意識が醸成されている。 ●障がい者への理解の取り組みについては、保護者の方への研修会を開催したり、差別解消に係る講演を聞いてもらったりしている。 ●早期の福祉教育の実施が障がい者差別解消には重要。小学校低学年なら障がいのあるなしに関わらず一緒に過ごせるが、小学校高学年になると「あいつは変なやつだ」という視点が芽生え始める。	学校・家庭・地域における福祉教育の推進

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

ご意見	計画における課題
●通常学級と特別支援学級(支援学校)が各々の地域で交流を図る事業(地域学校)が実施されているが、夏の猛暑の時期に実施していることや、地域によっては支援学級(学校)通学者がいないこともあり、年々規模が縮小している。こういった就学期の取組は重要であり、地域学校の取組を推進してほしい。 ●聴覚障がいを抱える方は手話以外にもコミュニケーション手段があるということを教育の現場で伝えてほしい。 ●精神障がいについては身体・知的の障がいのように学校での学習機会が無い。学校の福祉学習の場で精神障がいを抱える方の発表機会を設けてほしい。	
●交流サロンに地域の人が5年くらいかかってやっと来てくれるようになった。 ●高齢者のサロンに障がい者の人も遊びにいけるような仕組み作りが必要。 ●市の成人式に丹波支援学校卒業生のブースがあれば、支援学校の卒業生が参加しやすいのではないかと。 ●ヒューマンライブラリーの取り組みを推進し、1対1で障がいを抱える方の話が聞けるような場をつくってほしい。 ●精神の方に関しても、体験談を発表する場があるというのは本人の自信にも繋がり、啓発にもなると思う。	交流・ふれあいの場の充実
●点訳ボランティアの確保が必要と感じるが、これからの時代はボランティアにも報酬が必要になってくるのではないかと。 ●長年亀岡市に住んでいる方でも盲導犬協会の存在を知らない方もいる。盲導犬協会の活動実績・内容を知らない方も多い。 ●手話通訳をする人の高齢化問題とコミュニティーづくり。	ボランティア活動等への支援
●地域によっては作業所が運動会を実施する際に自治会がテントを貸してくれる。 ●民生委員の方々に障がい者への理解を深めてほしい。高齢者ばかりに注目が集まりがちになるが、障がいを抱える方の状況も理解し、積極的に関与してほしい。 ●事業所として地域への情報発信が遅れていると思う。 ●グループホームを作る時、地価が下がる等の理由でうちの近所だけはやめてほしいと言われる。いわゆる総論賛成、各論反対の状況である。	地域で支える基盤づくり
●権利擁護は待ちの状態。相談内容が多岐に渡っている。 ●社協の権利擁護事業はニーズが多すぎて、申請してから2～3年かかる。即応性がない。	権利擁護の推進
●特別な支援を必要とするお子さんの人数が増えている。 ●人員不足もあり、特別な支援や、グレーゾーンのお子様が増えている中きめ細やかな対応が難しいが、できる限り保育所での受け入れを進めていきたいと考えている。 ●小学生の時はクラスも少人数で問題なく過ごせていたのが、中学生になった途端生徒数が増え、また、色々な生徒が各小学校からやってくることもあり、いじめの対象になってしまった事例もあると聞く。	支援の必要な子どもの増加への対応
●会議に参加しても拡大文字の資料が無かったり、点字資料が無かったりする。 ●昨年自治会の組長の役があたり、会議の際は通訳を頼んでいるが、ヒアリングループがあればなお良い。	啓発・広報に関わる施設や制度の整備

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

③-2 生活支援

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
現在の生活での不安なこと	●若い世代では将来の生活、中高年では経済的なこと、高齢者では健康・医療のことに不安を抱えている人が多い。	●現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、18～39歳では「将来の生活のこと」、40～64歳では「経済的なこと」、65歳以上では「健康・医療のこと」がそれぞれ最も多くなっている。《「18歳以上」問37》
	●介助者は、精神的な負担への不安を抱えている人が多く、40歳代では経済的負担や仕事・家事への負担が大きい。	●介助（介護）について困っていることは、「心身が疲れる」が最も多くなっている。介助者が40～49歳では「経済的負担が大きい」「仕事・家事が十分にできない」が特に多くなっている。《「18歳以上」問89》
子どもの心身の発達の相談相手	●保護者の約2割が、子どもの心身の発達についての相談相手がいない。	●子どもの心身の発達への課題についての相談相手がいない人は15.9%で、発達障がいでは20.8%とやや多くなっている。《「18歳未満」問28》
サービスの利用意向	●障がい特性によって、利用したいニーズの傾向が異なり、たとえば、知的障がいのある人ではグループホーム、精神障がいのある人では就労継続支援の需要が多い。 ●中学校以下では放課後等デイサービス、高校・高等部ではガイドヘルプのニーズが高い。	●18歳以上では、今後利用したい障がい福祉サービスについて、身体と難病では「居宅介護」、知的では「共同生活援助（グループホーム）」、精神では「就労継続支援〔A型〕」、発達障がいでは「生活介護」がそれぞれ最も多くなっている。《「18歳以上」問74》 ●18歳未満では、今後利用したい福祉サービスについて、「特に利用したいサービスはない」を除いて、高校・高等部では「移動支援事業（ガイドヘルプ）」、中学校以下では「放課後等デイサービス」がそれぞれ最も多くなっている。《「18歳未満」問77》
福祉サービスの利用	●現在障がい福祉サービスを利用している人は、知的障がいのある人、発達障がいのある人、重度の障がいのある人などに多い。	●18歳以上では、障がい福祉サービスの利用状況について、知的と発達障がいでは5割以上が利用している。《「18歳以上」問70》 ●18歳未満では、福祉サービスを利用している人は69.9%となっており、療育と重度では8割を超えている。《「18歳未満」問72》
相談体制	●現在の相談体制については、精神障がいのある人で満足度が低い傾向にある。 ●18歳未満では、2割台半ばの人が満足しており、身体障がいのある人、重度の障がいのある人で満足度が高い傾向にある。	●18歳以上では、現在の困ったときの相談体制について、精神では「近所に相談の場や人がいないので不満である」「気軽に相談できる場や人がいないので不満である」「夜間・休日に相談できる場や人がいないので不満である」が他に比べて多く、不満が多くなっている。《「18歳以上」問38》 ●18歳未満では、現在の相談体制の満足度について、「満足している」は24.8%となっており、身体と重度は比較的満足度が高くなっている。《「18歳未満」問50》

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

(2) 関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
●ヘルパーの不足により、希望してもすぐに派遣されないという現状を耳にする。 ●重度の人ほど訪問系サービスが受けにくい(社会資源が足りない)。 ●重度障がいの方の夜間支援も必要。	訪問系サービスの充実
●生活介護事業所が亀岡市内で数が限られている。 ●在宅福祉サービスに関して、例えば、支援学校の卒業生のうち、軽度の生徒は京都市内の事業所を選択するケースが増えており、重度の障がいのある生徒、行動障がいのある生徒等は亀岡市内の事業所を選択するということが近年見られる。そうした中、生活介護事業所の定員が一杯の状態になっており、B型事業所で生活介護タイプの利用者を受け入れるような状況が生まれている。 ●生活介護の利用者は特性の幅も広く、職員が疲弊している。 ●在宅から福祉センターの事業(さんさん広場や趣味の講座等)に参加するにあたっての送迎サービスがあれば要望したい。また、手話言語でコミュニケーションできる日中活動系のデイサービスがあればいいこの場となる。	日中活動系サービスの充実
●相談支援が一番大事だと思うが、現実には相談支援の件数対応に追われており、個々寄り添った相談支援ができていない。制度上、全てのサービス利用者に相談支援を入れることになっているが、自分でサービスを選んで利用できる人もいるように思う。	相談支援体制の充実
●お子様の一時預かりのニーズが高いが、障がいを抱えるお子様の受け皿が限定されている。 ●重度の行動障がい等で子どもから目が離せない保護者の方の精神的負担を軽減できるよう、ヘルパーや一時預かり等のサービスを気軽に利用できるようになれば良いと思う。 ●重度の自閉症の子は支援が難しいが、重度の自閉症の子の行き場も確保してほしい。 ●ガイドヘルパー利用時、目的地までの公共交通の乗継ぎがスムーズにいかない地域の場合、子どもとヘルパーを乗せて自分の車で目的地に行かなければならないようなケースがある。そのようなケースの場合、制度上ヘルパーが車に乗車している間はサービス提供時間と見なされないため、ボランティア扱いとなる。亀岡の地域性を考慮しガイドヘルプの制度運用について柔軟な対応をしてほしい。 ●放課後等デイサービス事業所が少ない。国のガイドラインに沿った療育支援に市として取り組むべき。	子どもや保護者の地域生活を支える支援
●移動支援の充実に努めてほしい。肢体障がいを抱える人はイベントや催し物に行く方法が無い。特に僻地では公共交通が無く、昼間の催し物に行くとすると、朝に出発し、夜に帰宅するという一日仕事になる。また、肢体障がいの人は停留所に行くことすら難しい。 ●ガイドヘルパーを常にご利用することができないから盲導犬を使っている人もいるが、盲導犬が目的地まで誘導してくれるようになるまでには訓練がいる。毎日違うところに行く人には不向き。また、盲導犬の世話ができる人でなければ利用は難しい。 ●生活介護の事業所が満杯である。日中一時支援は本来一時的に利用するサービスであるはず。日中一時支援事業が国の制度の肩代わりのような状態になっている。地域にあるボランティアサロンが増えて日中一時支援の役割を担っていけるようになればよいと思う。	地域生活支援事業の充実
●グループホームの少なさゆえに一人暮らしの選択の幅が狭められていると思う。 ●生活介護の利用者から重身型グループホームをつくってほしいという要望があ	居住支援の充実

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

ご意見	計画における課題
るが、人の確保が出来ない。市のサポートがほしい。 ● 亀岡市は精神科の病床が無いので、グループホームがあればショートステイ的な役割を担えるのではないかな。 ● グループホームは一定数必要であるが、一つのステップアップであると考えるべき。グループホームで生活する中で、アパート暮らしが出来る人も出てくるのではないかな。	
● 盲導犬はそれを使用する視覚障がい者の社会参加をサポートするものだが、その枝葉、特に医療費にはそれなりの費用がかかり、当協会でその一部助成を行っている。亀岡市様からは、盲導犬使用者に対し、盲導犬の取得にかかる経費を助成いただいているが、盲導犬使用にかかる継続的なサポートをご検討いただけると幸いである。 ● 他の障がい者手帳ではバスが半額になっているが、精神障害者保健福祉手帳では半額にならない。障がい種別で分けずにどの障がいでも半額にしてほしい。	経済的支援の充実
● 保育所で医療的ケアのお子様を受け入れているが、たん吸引が頻繁に必要な状況であり、常に看護師の付き添いが必要となる。保育所に来られる前は保護者が昼夜間問わずたん吸引を行っており、夜も熟睡されることがないと聞いている。入所されてからは、保育所にいる間、体が休められる。仕事もできるようになった。保育所で受け入れている間にも長期入院や手術の可能性もある。体調を崩されることも多い。そういった緊急時に対応してもらえるようなサービスがあれば保護者の方の負担も軽減される。 ● 医療的ケアが必要なお子様の保護者は住んでいる地域の小学校へ行かせたいという思いを持っている。学校のフォロー体制を期待したい。	地域生活を支える保健・医療の充実
● ニーズがあっても人（支援者）がいない。 ● 施設も不足しているが、人材も福祉業界の3Kイメージのため、不足している。 ● 泊まりできてくれる女性職員がいない。	地域生活を支える人材の確保・育成
● 地域の子ども食堂の中に高齢者や障がい者が入っていける仕組みがあればよい。 ● 高齢のデイサービス事業所に手話通訳士をおいてほしいと要望していたが、叶わなかった。	高齢者福祉・児童福祉等との連携

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

③-3 生活環境

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
外出の状況	●年齢層の高い人や、重度の障がいのある人ほど、外出頻度が低い傾向にある。	●外出頻度について、年齢が高いほど、また重度な方ほど外出頻度が低い傾向がみられる。《「18歳以上」問49》
	●知的障がいのある人、難病のある人、重度の障がいのある人では、一人で外出できる人が4割前後となっている。	●一人で外出することができる人の割合は、全体では63.1%で、低いのは知的(42.5%)・難病(44.4%)、また重度の方(37.3%)などとなっている。《「18歳以上」問50》
外出のときに改善が必要だと感じること	●18歳以上の身体障がいのある人を除く多くが、外出時に緊急事態が起こった時の対応に不安がある。 ●18歳未満では、就学前では周囲の理解の不足、小学校・小学部と中学校・中学部では周囲とのコミュニケーションの困難について、外出時の不安がある。	●18歳以上では、外出の際に困ること・改善が必要なことについて、身体では「特にない」、それ以外では「緊急事態が起こった時の対応に不安がある」がそれぞれ最も多くなっている。《「18歳以上」問52》 ●18歳未満では、外出の際に困ること・改善が必要なことについて、「特にない」を除いて、就学前と高校・高等部では「特別支援などに対する理解が不足している(視線などが気になるなど)」「(高校・高等部では「付き添ってくれる介助者、援助者を確保することが困難」も同率)、小学校・小学部と中学校・中学部では「まわりの人とのコミュニケーションを取りにくい」(高校・高等部では「緊急事態が起こった時の対応に不安がある」も同率)がそれぞれ最も多くなっている。《「18歳未満」問23》

(2) 関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
●車椅子が入れるトイレが保育所にはない。 ●保育所の敷地内に障がい者用駐車場が確保できておらず、駐車場が狭い。 ●特別な支援を必要とするお子様の気持ちをクールダウンさせる場所が少ない。 ●お知らせモニターなど、まちの情報が目で見て分かるようなツールが街中にあるとよい。	施設・公共機関等の整備
●20年前と比較し、道路が整備されている。 ●道路の案内表示等を充実してほしい。 ●表面がフラットになっている歩道のタイルは雨天時すべりやすい。転倒防止策を講じてほしい。	道路など交通環境の整備
●亀岡は公共交通網が整備されている方だと思う。 ●移動支援の面では亀岡市は整備されている方だと思う。 ●高齢者と障がい者の移動手段の確保を同時に進めてほしい。 ●山間地域では支援者(家族)の高齢化により、通院等にも支障が生じている。 ●制度上、車にヘルパーを乗せて移動することができない。 ●障がいの特性上、バスの到着時間に合わせるのが難しい人もいるので、移送ボランティアの活動が活発になればよいと思う。 ●山間地等でのボランティア移送に注力してほしい。 ●ボランティア移送は事故時の対応策が未整理であることから、現状のまま普及を図っていくのは難しいと思う。自家用車のカーシェアリングを普及していくような方法を講じるしかないのではないか。	移動条件の整備

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

ご意見	計画における課題
●ふるさとバス・コミュニティバスは児童の通学支援の目的もあると思うが、ふるさとバスについては土日は平日の半分かくらいの本数しか走っていない。平日並みの本数走らせてほしい。 ●京都市内と比較し亀岡市は自転車での行き来が少ないように感じる。自転車が行き来しているまちは盲導犬ユーザーにもやさしいまちだと思う。	
●「移動」は大きな課題だと思う。バリアフリー化など公共交通機関に限定された内容がほとんどだが、そこにたどり着けない人たちがたくさんいることも事実だ。 ●亀岡駅前から市役所までカラー舗装が施されれば良いと思う。道路にカラー舗装があれば、標識等の案内もいらないのではないか。	バリアフリー化の推進

③-4 安全・安心

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
災害時の支援	●18歳以上では、災害時にひとりで避難できない人は約4割で、知的障がいのある人、難病のある人、重度の障がいのある人では6割を超える。 ●18歳未満では、ひとりで避難できる人はいずれの年齢層でも2割台半ば以下である。	●18歳以上では、災害時に「ひとりで避難できないと思う」は全体では43.0%で、知的・難病および重度の方は6割を超えている。《「18歳以上」問54》 ●18歳未満では、災害時にひとりで避難できると思う人は16.8%で、中学校・中学部では26.1%とやや多くなっている。《「18歳未満」問57》
	●災害時の救援のために手帳情報を事前に提供してもよいという人は、前回H25調査から増加している。	●18歳以上では、災害時の救援のための手帳情報の提供をしてもよいという方は69.4%で、前回より1割程度増加している。《「18歳以上」問56》 ●18歳未満では、手帳情報を行政機関や自治会などに事前に伝えてもよいという人は83.2%で、前回(61.1%)から20ポイント以上増加している。《「18歳未満」問59》
	●18歳以上では、災害時には災害情報を知らせてほしい人が多く、知的障がいのある人、難病のある人、重度の障がいのある人では、避難場所までの避難の支援や、避難場所での支援のニーズが多くなっている。 ●18歳未満では、避難場所までの避難の支援のニーズが多い。	●18歳以上では、災害発生時に支援してほしいことについて、「災害情報を知らせてほしい」が40.7%で最も多く、次いで「必要な治療や薬を確保してほしい」(35.9%)となっている。また、知的や難病、重度の方では「避難場所までの避難を支援してほしい」「避難場所で介護してほしい」「福祉避難所での支援」などが多くなっている。《「18歳以上」問58》 ●18歳未満では、災害発生時に支援してほしいことについて、「避難場所までの避難を支援してほしい」が48.7%で最も多く、次いで「避難時の声かけをしてほしい」(39.8%)、「福祉避難所での支援」(35.4%)となっている。《「18歳未満」問61》
防犯	●精神障がいのある人の約2割が、消費者トラブルに巻き込まれた経験がある。	●悪徳商法などの消費者トラブルに巻き込まれた経験について、「ある」は精神で22.0%と多くなっています。《「18歳以上」問44(再掲)》

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

(2) 関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
● 民生委員・消防・自治会等が、支援者を事前に把握し、災害時にスムーズに避難誘導できるよう、日常の避難訓練を行うことが必要。 ● 特別な支援を必要とする子どもが何処に住んでいるかを地域で把握し、地縁団体、民生委員との緊密な連携のもと、災害時に地域で助け合いができる仕組み作りに取り組んでほしい。 ● 視覚障がいを抱える方は防災メールを登録するまでに至らない。中には携帯を持つことを不安視される方もいる。災害メールは音声で読めるので普及させるのがよいと思う。 ● 重度の肢体障がい(車椅子)の人には、事前に自宅から避難所までの距離や避難場所の希望を伺い、避難所の座席指定をしてはどうか。 ● 親の不安解消のため、災害時要支援者名簿制度の周知を積極的に図ってほしい。	災害前の対策の推進
● 高齢者、障がい者等の施設が災害時に福祉避難所として開設される仕組み作りに努めてほしい。 ● 災害発生後、市からの被害状況の確認の問い合わせをいただけることはありがたい。 ● 高齢の方はスマホを持っていないので、災害時SNS等では連絡が取れない。 ● 携帯も電話もない一人暮らしの精神障がい者もあり、非常時は連絡が取れない。 ● 精神疾患を抱える方は大勢の人の中に入るということにストレスを感じる方が多く、また、被害妄想を抱く方もいるので、避難所開設時は個室のブースが必要。 ● 自閉症を抱えるお子様が、自宅と違う避難所で知らない人たちとルールを守って過ごせるかと言えば難しい。保護者の方は自宅で何とかしようと思われるのではないか。	災害時の対策の推進
● 住んでいる環境によって支援の要否が変わる。 ● 水害と地震では対策も異なることから、災害別の対策が必要。 ● 京都市内から事業所に通勤している職員も多く、災害時に適切な対応ができるか不安。また、子どもを抱えているパート職員も災害時は出勤できないのではないか。 ● 一箇所の福祉避難所に避難者が集中しないように分散化させることが必要。 ● 災害は行政だけでは対応できない。自分たちでできることは自分たちですという意識が大切。	防災意識の向上
● 特に知的障がいのある人たちが犯罪等に巻き込まれるトラブルが多く報告されている。本人の学びの場の設定もさることながら、見守りなど周囲の人たちの学習の場も合わせて必要だと思う。 ● 犯罪被害ではSNS等の普及により、異性間での金銭的被害が起こっている。消費者トラブルと合わせて被害を未然に防止する啓発の取り組みが必要だと思う。	防犯対策の推進
● 聴覚障がいの方はインターホンが聞けないから来客があれば玄関を開けてしまう。色々な営業をかけられ、トラブルに巻き込まれる可能性はある。 ● 精神疾患を抱えた方が、過去に消費者トラブルに巻き込まれお金を取られたことがあったと聞く。携帯での不正請求に応じたとのこと。 ● 相談支援センターお結びで定期的に希望者を募り、訪問販売の人が来たらどう対応すればよいか等を教えてくれる講座を開催いただいている。そういう取組が定着すればよいと思う。	消費者トラブルの防止

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

③-5 療育・教育、文化芸術活動・スポーツ等

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
療育	●療育機関で支援を受けた人が前回H25調査に比べて減少しており、療育機関の利用しにくさによるのか、病院など利用形態が多様化しているのかをみていく必要がある。	●支援を受けている方が受けた機関について、「療育機関」が25.7%で最も多くなっているが、前回(61.8%)に比べると大きく減少している。《「18歳未満」問9》
	●就学前と高校・高等部では、日常のスキルを身につけるための支援のニーズが高く、小学校・小学部と中学校・中学部では、社会的なスキルを身につけるための支援のニーズが高い。	●特に希望する療育に関する支援について、就学前と高校・高等部では「着替え・食事など身の回りのことに関わる日常のスキルを身につけるサポート」、小学校・小学部と中学校・中学部では「適切な行動や対人コミュニケーション能力など社会的なスキルを教えてくれる」がそれぞれ最も多くなっている。《「18歳未満」問36》
施策の評価	●第3期計画期間でのインクルーシブ教育システムの構築について、就学前児童や要介護家族あり児童の満足度が低い傾向にある。	●「①療育・保育・教育における支援体制の充実」については、満足度は2.71、重要度は4.66で、属性による大きな差はみられない。また、「②インクルーシブ教育システムの構築」については、満足度は2.40で、就学前や要介護家族ありの人の満足度が特に低くなっている。《「18歳未満」問69》
休暇、放課後の過ごし方	●現在の休暇や放課後は、自宅で過ごす子どもが多く、高校・高等部では放課後等デイサービスを利用している子どもが多い。	●休暇、放課後などの主な過ごし方について、高校・高等部は「放課後等デイサービスを利用している」、それ以外の就学段階では「自宅でテレビなどを観て過ごす」がそれぞれ最も多くなっている。《「18歳未満」問20》
	●放課後・休日には、障がい者手帳を所持している子どもは障がい福祉サービス事業所を利用することが多いが、手帳を所持していない子どもや、療育を受けていない子どもは、習いごとをして過ごす傾向にある。	●放課後・休日の施設などの利用状況について、利用している人(「日常」と「時々」の合計)は手帳不所持者と療育を受けていない人では「④習いごと」、それ以外のグループでは「⑥障がい福祉サービス事業所」がそれぞれ最も多くなっている。《「18歳未満」問21》
	●18歳以上では、休日はゆっくり休息して過ごす希望が多い。 ●18歳未満では、放課後・休日・長期休暇には、家族や友人との団らんで過ごす希望が多く、旅行や軽い運動の希望もある。	●18歳以上では、休みの日の過ごし方の希望は、「ゆっくり休息する」が障がい種別・年齢によらず多くなっている。《「18歳以上」問26》 ●18歳未満では、放課後や休日、長期休暇中の過ごし方の希望について、「家族や友人との団らん」が82.3%で最も多く、次いで「泊りがけや日帰りの旅行」(58.4%)、「軽い運動(ダンスや散歩など)」(55.8%)となっている。《「18歳未満」問22》
社会参加の状況	●現在の社会参加の状況は、買い物や家族・友人・知人との交流が多い。 ●将来の社会参加の希望は、現在と同様に買い物や交流が多いが、知的障がいのある人、発達障がいのある人では、「地	●地域活動への参加状況について、月に1回以上参加している方の割合が最も多いのは「買い物(日常の買い物を含む)」(49.1%)で、次いで「家族・友人・知人との交流」(37.2%)となっている。また、参加意向については、意向あり(「はい」)が多いのは「⑩家族・友人・知人との交流」(50.9%)で、次いで「④買い物(日常の買い物を含む)」(49.7%)となっている。知的および

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

質問項目	傾向・特徴	集計結果
	域の行事や祭り、学校・職場の行事」のニーズが多い。	発達障がいでは「⑧地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が4割以上と多くなっている。《「18歳以上」問24》

(2) 関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
●療育の必要な子どもが待機状態になっている。必要な時期を逃さず利用できるように受け入れ人数を増やしてほしい。 ●花ノ木の受け皿を増やしてほしい。 ●検診の聴力検査で難聴を指摘される子がいたが、発達障がいと間違われるケースがある。聴力検査もまめにやってほしい。 ●発達外来に職員を一人配置する予定である。重度の方は早急に初診につなげ、グレーゾーンの子は検査を受けるまでの間に指導スタッフが支援をする仕組み作りに努めている。	療育支援体制の充実
●診断がつきにくい子ども達への教育・療育などの支援の充実が必要。 ●特性のある子は授業の内容が分からないと教室を飛び出すこともある。分かりやすい板書の仕方を工夫したり、授業にゲーム的な要素を含めながら集中させるなど、45分間の授業の計画を立てることが重要。 ●若い先生は大学で発達障がいの特性等を学んできている。年配の先生の方が知識が足りないところがある。 ●教職員に対する障がいの特性に応じた教育に関わる研修の実施について。障がいについて教師が理解しておくことで、子どもに必要な支援ができる。そして、適した支援をすることで子どもの困り感を軽減、または二次的問題を減らすことができると考える。そのためには教師自身が障がいについて知識を深めることが必要であると考え。 ●指導に関わる中で近年、愛着に課題のある児童、虐待への対応など、教育の現場、教師としての立場で対応できることの限界を感じる。そのため、児童相談所や警察、子育て支援課等の「他機関との連携」を上手くスムーズにとりながら指導に当たっていくことが大切である。	教育環境の整備
●聴覚障がいや、難聴の子は、中学、高校、大学と進学を重ねるにつれ、孤立する傾向にあるように思う。 ●療育教室の数が絶対的に少ない。 ●就学前の年中、年長の療育指導がすごく重要に感じている。 ●早期発見、早期支援の大切さが世間一般でも非常に重要とされていることと、支援を義務教育に関わらず引き継いでいくことが当事者の生きやすさに繋がると思う。	早期発見・療育体制の充実
●療育や特別支援について相談しやすい環境整備が必要。 ●現在、就労前の発達相談を小学校の通級指導が担っている。本校在籍もしくは、他校からの通級指導や教育相談だけでも、対応が十分できない現状にある中、就学前の教育相談に対応するのは大変困難である。他市町村では、就学前の教育相談は保健所等の専門機関が行っている例が多いと聞く。本市でも小学校通級教室ではない専門機関での対応が望まれる。 ●就学前の相談については、保健センター等が担い手となってやってほしい。	相談体制の充実
●教員の方々は特別支援に関する研修を受けられているが、実践できていないように感じる。 ●特別支援についての保護者に対する教育も必要だと思う。 ●通級指導の対象児童が40人おり、それを担当が3人で見ている。 ●他校の児童も抱えており、就学前の発達検査まで入ると本来必要となる指導ができない。研修、出張等が入ると業務が回らなくなる。 ●支援学校に対するネガティブなイメージが保護者にある。保護者は自分の子	特別支援教育の充実

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

ご意見	計画における課題
子どもが支援学校に進むと将来就労できるかどうかとても不安視されている。 ●生活ベースの支援学校の教育スタイルは、教科書通りに積み上げていく一般の学校の教育スタイルと異なることから、どこまで学習を積み上げてもらえるかという点で保護者は不安を抱えられている。 ●特別支援教育の充実に向けては、支援学級や通級指導教室の体制整備も大切だが、通常学級担任が理解を深め、ユニバーサルデザインの観点で授業を組み立て、指導・支援に当たることが最も重視される。さらに、通級指導教室が設置されていない学校については巡回指導を取り入れ、通級指導を受ける条件格差をなくしていくことも必要だ。 ●通級指導教室は保護者が家で児童とどう関わるかが重要。 ●市内各校への特別支援教育支援員の配置について。特別支援学校の子どもの数や通級指導教室に通う子どもは年々増加傾向にある。様々な特性を持った子どもがいる中、支援のニーズは多様化している。生徒一人一人に適した支援を行うためにも各学校に支援員の配置は必要であると考える。	
●御家庭と特別支援の児童の家庭は経済的に苦しい家庭も多く、放課後児童会の運営が難しい状況である。 ●放課後児童会では狭いスペースの中、30人くらいの児童がいる。理科室、音楽室を使用する事もあるが、その両室が使用されている場合がある。支援が必要な子は環境が変わることにナーバスになる。自治会と放課後児童会の施設の関係で話をしたことがあるが、自治会館を常時放課後児童会施設として利用することも難しい。プレハブを置いて臨時施設として運営するのも一案である。 ●放課後等デイサービスが保護者の就労支援の一助になっており、放課後等デイサービスの方が放課後児童会より便利だからという理由で放課後等デイサービスを利用されているケースがある。そうすると、障がいのある子と無い子が一緒に過ごすという理想の姿からは離れていく。 ●放課後等デイサービス事業所の不足を解消する必要がある。	放課後等の支援の充実
●学校教育を見ても、インクルーシブ教育の推進が充実されなければ、障がい理解の場が損なわれると思います。 ●インクルーシブ教育に対する保護者の希望が強くなっているように感じる。	インクルーシブ教育システムの構築
●施設への移動支援。仮に施設が十分に整備されたとしても、その場所への移動手段も併せて整備がされないと参加を制限される。 ●障がいのある人も自由にでき、心とさせる事ができる内容も大切。また、支援者の充実は全てにおいて必須項目である。	文化芸術活動・スポーツ等の場の整備
●聴覚障がいをお持ちの方で、絵画が好きな方も多い。発表の場が増えれば良いと思う。 ●障がいのある人が創作した芸術作品の発表の場があると、自信になる。銀行等のロビーで展示できるようになればよいと思う。 ●大型文化施設に視覚的に楽しめるフラットではなく劇場型舞台のあるホールを要望したい。	文化芸術活動の振興
●町民運動会のような地域のスポーツレクリエーション事業に健常者も障がい者も一緒に参加できるような環境整備を進めてほしい。 ●障がいをもっている人でも楽しめるスポーツ競技であれば参加できる。障がいの有無に関わらずみんなが楽しめ、参加できるスポーツ事業開催等の取り組みを進めてほしい。 ●今年度は、府立のサッカースタジアムがオープンし、3月には視覚障がい者のマラソン大会も催される。障がい者の方々が、他の方々とともに、スポーツに接する機会が増えるとういのは、と思う。 ●スポーツ練習場(全天候型)の確保。 ●下肢障がいを抱える方の障がいの悪化予防のため、温水プールの整備を進めてほしい。	スポーツの振興

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

ご意見	計画における課題
● 亀岡には車椅子駅伝の練習場がない。	

③-6 雇用・職業、経済的自立への支援

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
仕事の状況	● 65歳未満の人の約6割が周到している。	● 就労している人は65歳未満の方の57.2%となっている。《「18歳以上」問77》
	● 身体障がいのある人は、正社員・正職員として働いている人が多いが、他の障がい種別の人は、福祉的就労が多い。	● 就労している方の就労の状況について、身体では「企業などで正社員・正職員として働いている」、それ以外の障がいでは「福祉施設・障がい者就労施設などで働いている(福祉的就労)」がそれぞれ最も多くなっている。《「18歳以上」問78》
	● 知的障がいのある人、発達障がいのある人で、企業などで働いている人の7割以上が、障がい者雇用の制度を利用している。	● 企業で働いている方が障がい者雇用の制度を利用しているかについて、知的と発達障がいは7割以上が制度を利用しています。《「18歳以上」問79》
	● 将来の就労の希望は、18歳以上では約3割、18歳未満では約5割が、正社員・正職員として働くことを望んでいる。	● 18歳以上では、今後の就労希望について、重度でない方は約3割が「企業などで正社員・正職員として働く」を希望しています。《「18歳以上」問85》 ● 18歳未満では、働き方の希望について、「企業などで正社員・正職員として働く」が49.5%で最も多くなっている。年齢が高くなるほど「福祉施設・障がい者就労施設などで働く(福祉的就労)」が多い傾向がみられる。《「18歳未満」問42》
就労条件に必要なこと	● 就労のための条件として、身体障がいのある人、精神障がいのある人は賃金の妥当性、知的障がいのある人は通勤手段の確保、発達障がいのある人、難病のある人は働き方の選択肢、を挙げる人が多い。	● 働く上で必要な条件について、身体と精神では「賃金が妥当であること」、知的では「通勤手段があること」、発達障がいと難病では「仕事に選択肢があること」(発達障がいでは「就業を継続するための支援体制が充実していること」、難病では「自宅で仕事ができること」もそれぞれ同率)がそれぞれ最も多くなっている。《「18歳以上」問82》
	● 雇用・就業のための条件として、長く仕事を続けられるための支援、および、雇用と福祉の連携、が多く挙げられている。	● 特別な支援の必要な人の雇用・就業に関して必要なことについて、「特別な支援の必要な人が長く仕事を続けられるための支援」が42.0%で最も多く、次いで「雇用と福祉が連携した就労支援の充実」(36.2%)となっている。《「18歳以上」問83》

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

(2) 関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
●公共機関(京都府等)の障がい者採用はレベルが高く、募集も若干名のため知的障がいを抱える人が採用されることはないと思う。 ●あんま、マッサージについては、無免許で開業している人もおり、視覚障がいを抱えている方の仕事が減っている。 ●視覚障がいの方が、企業の中であんま、マッサージ、はり、きゅう等でヘルスキーパーをすることは可能。 ●一般企業での障がい者雇用意欲は向上している。背景には深刻な人手不足と障がい者雇用率達成もある。雇用を進めたい企業に対して、就労準備性の整った当事者が不足している。就労準備性の整わない当事者の短期間での離職も多い。 ●障がい者の一般企業への就労のハードルは下がっている。労働市場における人手不足も理由の一つであり、積極的というより消極的な理由のように感じる。 ●公共機関等の発送業務等で実習という形で障がい者雇用の入り口を作ってほしい。	就労支援の充実
●障がいを抱える方の一般就労の就職率、定着率、離職率の把握に努めてほしい。 ●就労後のアフターフォローを充実させてほしい。 ●中途失明の方は自分が勤めている会社等での継続雇用が可能かどうかを不安に感じている。 ●障がい者雇用は、昇給がない場合も多く、雇用条件が良いとは言えない。また、障がい者雇用された当事者同士のトラブルも多い。 ●すぐ退職することがない様に、アフターケアを支援学校と事業所等と連携して実施してほしい。	就労定着支援の充実
●聞こえの問題を会社の人に説明しても、分かってもらえないことがある。 ●会社の理解が得られず、辞められる難聴の方もいる。 ●難聴の方から、会社の朝礼時に何を言っているか分からない、お昼の休憩時間の過ごし方が分からないという声を聞いたことがある。 ●視覚障がいの方は就労の際の介助者も必要(事務作業従事者 移動支援者等)。 ●雇用側に盲導犬に対する理解・認識を深めてもらいたい。盲導犬ユーザーで就労を試みようとしている方は、盲導犬をどうしようかと不安に感じておられる。 ●亀岡市内には障がいのある人たちを「就労」という形で受け入れる企業・団体が少ないように思う。パーソナルアシスタント的な「人の支え」の充実と受け入れる企業の増加を今後望む。 ●手話言語の情報提供が職場に定着している事業所は少ない。	企業等の理解の促進
●事業所に継続的な仕事がないと賃金が減り、利用者のモチベーションが下がる。 ●(農福連携について)気候に左右される農業は希望者が少ないのが現状。利用者の特性を考えた場合、農作物の工場生産等は適していると思う。 ●働く力がまだない子がB型事業所に来ることがある。 ●「なんたん障害者就業・生活支援センター」ができて以降、就労支援が充実してきた。就労支援について、これまでは事業所で全て対応していたことを「なんたん障害者就業・生活支援センター」に繋げることで、手厚いサポートが受けられるようになった。 ●就労継続A、B型事業所の拡充を図ってほしい。	障がい特性に応じた就労支援
●教育委員会から「支援学校への通学適」の判定が下りた園児の保護者が、将来自分の子どもが経済的に自立できるかどうかとても不安を感じておられる。 ●将来自立した生活が出来るための就労保障についてはニーズが高く、現在の	多様な就業の機会の確保

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

ご意見	計画における課題
状況に不安を持っておられる保護者も多い ●支援学校から就労への道筋を示すことが、将来の子どもの就労を不安視する保護者の理解に繋がる。情報発信が課題。また、一般企業の障がい者への理解が必要。	

③-7 保健・医療

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
通院の状況	●1か月に1回程度の通院をしている人が多く、知的障がいのある人、発達障がいのある人は定期的な通院はしていない傾向にある。	●18歳以上では、現在の通院状況について、知的と発達障がいは「定期的な通院はしていない」、それ以外の障がいでは「1か月に1回程度」がそれぞれ最も多くなっている。《「18歳以上」問60》 ●18歳未満では、現在の通院状況について、月に1回以下が約半数を占めている。《「18歳未満」問63》
	●かかりつけ医のいる人は8割前後で、高齢の人、難病のある人、重度の障がいのある人ほど多い。	●18歳以上では、かかりつけ医がいる人は全体では74.5%で、年齢別にみると高齢ほど、また難病・重度など症状の重い人ほど多くなっています。《「18歳以上」問61》 ●18歳未満では、「かかりつけ医」がいる人は82.3%となっている。《「18歳未満」問64》
	●夜間や休日に急に具合が悪くなったときには、救急・夜間休日診療を受診できた人が多い。 ●ただし、病院や診療所の診察が始まるまで我慢した人も一定数いることに注意が必要である。	●18歳以上では、夜間や休日に急に具合が悪くなったときの対応について、「急に具合が悪くなったことはない」を除いて、精神では「薬を服用するなどして、病院や診療所の診察が始まるまで我慢した」、それ以外の障がいでは「救急・夜間休日診療で診てもらった」がそれぞれ最も多くなっている。《「18歳以上」問62》 ●18歳未満では、夜間や休日に急に具合が悪くなったときの対応について、「救急・夜間休日診療で診てもらった」が65.5%で最も多くなっています。身体では「『かかりつけ医』にすぐに診てもらった」が3割以上と比較的多くなっています。《「18歳未満」問65》
医療を受ける上で困ること	●医療を受ける上で困ることとして、医療費や通院の負担を感じている人が多い。 ●18歳未満では、負担を感じている人が前回H25調査から減少している。	●18歳以上では、医療を受ける上で特に困っていることについて、「特になし」を除いて、「医療費の負担が大きい」が20.0%で最も多く、次いで「通院(病院までの移動)が困難である」(19.1%)となっている。《「18歳以上」問65》 ●18歳未満では、医療を受ける上で特に困っていることについて、「特になし」以外はいずれも1割未満にとどまっており、「医療費の負担が大きい」「通院(病院までの移動)が困難」「専門的な治療をする病院が近くにない」などは前回から大きく減少している。《「18歳未満」問68》

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

(2) 関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
● 亀岡市には精神科病棟が無いため、緊急入院すると洛南病院や長岡ヘルスケアセンターなど遠方への入院となる。亀岡市立病院へ1床でも病床を作っていただくと緊急時に助かる。 ● 視能訓練ができたり、残された視力を活用するための眼のリハビリができ医療機関を南丹圏域で一箇所つくってほしい。	保健・医療機関の整備
● 難聴者は検診時、レントゲン、バリウム検査の際にコミュニケーションが上手く図れない。検診の流れやパターンを文章で示してほしい。 ● 医療機関によって難聴者への配慮に差がある。 ● 精神疾患を抱える人のオーバードラッグが問題。事業所と医療機関との連携が重要。 ● 障がいのある方は自分で自覚症状を訴えられないので、疾病が悪化する。 ● 障がいのある方は内視鏡検査等は難しい。	障がいの特性に対応した保健・医療の充実
● 療育Bの方でも薬代等の医療費の負担が大きく、負担軽減策がないと経済的に苦しい状況である。 ● 子どもは成長とともに補装具、車椅子のサイズがすぐに変わるが購入費用が高いという声を聞く。助成制度の周知・制度啓発に継続的に取り組んでほしい。 ● 市立病院で透析ができるようになれば負担軽減になる。	経済的支援の充実

③-8 情報アクセシビリティ

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
相談先	● 相談機関や窓口の認知度には、居住地域や障がい種別によって差がみられる。	● 18歳以上では、相談機関や窓口の認知度について、「障害者相談支援センター『お結び』」は認知度の高い南部地区(47.4%)と低い西部地区(25.6%)で20ポイント以上差があり、地区によって認知度が大きく異なっている。《「18歳以上」問68》 ● 18歳未満では、療育・重度・発達障がいでは他のグループに比べて相談機関や窓口の認知度が高くなっている。《「18歳未満」問70》
	● 相談相手は、18歳以上では相談支援事業所、18歳未満では学校の教職員も多いが、同様に、家族や友人に主に相談する人も多い。	● 18歳以上では、介助(介護)に関する相談相手について、知的と発達障がいでは「相談支援事業所」、それ以外では「家族・親戚」がそれぞれ最も多くなっている。《「18歳以上」問90》 ● 18歳未満では、困ったときの相談相手について、「家族・親戚」が69.9%で最も多く、次いで「学校の教職員」(57.5%)、「友人・知人」(54.0%)となっている。《「18歳未満」問51》
サービスに関する情報の入手先	● サービスに関する情報を、相談支援事業所や医療機関から入手している人が多いが、同様に、家族や友人から主に入手している人も多い。	● 18歳以上では、サービスに関する情報の入手経路は、身体では「家族・親戚」、精神では「医療機関」、それ以外では「相談支援事業所」がそれぞれ最も多くなっている。《「18歳以上」問41》 ● 18歳未満では、サービスに関する情報の入手について、就学前と中学校・中学部では「友人・知人」、小学校・小学部と高校・高等部では「相談支援事業所」が

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

質問項目	傾向・特徴	集計結果
		それぞれ最も多くなっています。《「18歳未満」問54》
	●特に提供してほしい情報として、障がい福祉サービスの利用手続や利用方法、相談できる窓口についての情報のニーズが多い。 ●18歳未満では、福祉や医療、教育などの制度についての情報のニーズが、前回H25調査より増加している。	●18歳以上では、特に必要な情報について、「障がい福祉サービスの利用手続や利用方法について」が34.7%で最も多く、次いで「相談できる窓口について」(20.6%)となっている。《「18歳以上」問42》 ●18歳未満では、子どもの発育に関して提供してほしい情報について、「福祉や医療、教育などの制度についての情報」が74.3%で最も多く、前回(52.2%)より20ポイント以上増加している。《「18歳未満」問55》

(2) 関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
●ガレリアかめおかに相談支援事業所があれば相談に行きやすいと思う。 ●計画相談の量が増えており、相談支援の質の向上が必要。計画相談のできる人(スタッフ)を増やしていかないといけない。 ●発達相談がエンドレスに続く。このままこの状況が続くと相談業務が破綻する。 ●相談体制の充実から様々な支援が広がるのが一番の近道になるかと思えます。知的障がいの重たい人たちにとってはそこに辿り着くことすら困難かと思う。日常的に訪問できる人の確保も含めて、相談支援の体制充実が望まれる。 ●SNS等の便利なツールがある一方、障がいのある人たちの生活は複雑かつ多岐にわたるようになった。そのため、相談の件数は増えている。相談を受ける職員もSNS等に関わる知識と技術が少ないのが現状だ。	情報提供・表示などの方法の整備
●市は積極的に意思疎通支援を進めていただいていると思う。 ●京都市内は市の広報の点字版があるが、亀岡は音声版(声の広報)を提供している。音声の方が高齢者にとってもやさしい。また、声の広報の作成についても亀岡市は当事者団体に託していただいている。目の不自由な方への選挙広報についても当事者団体が関与しているのは亀岡だけである。	コミュニケーション手段の確保
●精神疾患を抱える方は情報受け取りや発信の仕方が上手くないので、そのあたりを理解し対応していただきたい。 ●一斉広報等を行う際に視覚障がいを抱える方に情報伝達のタイムラグが生じないような対策をお願いしたい。 ●災害時のテロップ掲示板の普及を図ってほしい。 ●他市町では発達障がいの方への情報提供あるいは発達障がいの方からの発信のための視覚支援ツールを日常生活用具として給付しているところがあると聞く。 ●10年後を見越して、IT、デジタル技術を活用した情報提供の講習会等を実施してほしい。	コミュニケーション支援の利用しやすさの推進

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

③-9 行政サービスにおける配慮

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
施策の評価	● 第3期計画の施策「選挙における配慮」の満足度は、他の施策に比べて高い。	● 亀岡市の施策の満足度の平均について、「相談体制の充実」が3.09点で最も多く、次いで「在宅福祉サービスの充実」(3.04点)、「選挙における配慮」(3.00点)となっている。また、施策の重要度について、「経済的支援の充実」が4.25点で最も多く、次いで「障がいを理由とする差別の解消」「防災対策の推進」(ともに4.23点)となっている。《「18歳以上」問67》

(2) 関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
● 障がい者手帳の切り替え時期についての連絡があれば助かる。そこまで認識できていない人がおり、切れたことに気付かずそのままという人がある。 ● 制度紹介冊子に点訳版があればよい。 ● デジタルサイネージやヒアリンググループ、筆談ボード等を積極的に活用してほしい。 ● 市役所に置いてある植木鉢を時折蹴飛ばしそうになる。置き場所を配慮いただければうれしい。 ● ほっとはあと製品販売会を常設してほしい。	行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進
● 職員それぞれが制度内容等をきちんと理解し、たらい回しにならないよう努めてほしい。 ● 市庁舎はインクルーシブの一番中心となる施設だと思うが、行政の窓口で障がいのある方が来られても、職員の方はできる限りのことをするしか術が無いように思う。 ● 障がいを抱える市の職員の方には是非当事者団体に加入いただきたい。	職員等の理解の促進
● 投票用紙と同じ枠のプラスチック枠があれば視覚障がいを抱える方は書きやすいと思う。	選挙における配慮
● 保育所で手話歌の研修を実施したことがある。 ● 障がいをお持ちのお子様の保護者が安心して保育所に通えるような環境づくりや、子どもたち自身が自然な形受け入れられる環境づくりを目指している。そのために、研修会にも参加している。	関係機関との連携

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

③-10 団体の活動状況

(1) アンケート調査結果概要

ご意見	計画における課題
●現場職員、施設職員が足りない。 ●新卒の応募がなく、新規採用職員の確保が難しい。 ●大学で専門知識を学んでこられた方に来ていただけると一番良い。 ●会員が減っており、高齢化も進んでいる。新しい会員が入ってこない。	スタッフの確保
●ヘルパー養成研修や制度の勉強会を市が主催してやってほしい。また、事業所がそういった研修を実施する場合は補助金を出してほしい。 ●ヘルパー研修受講料を補助したり、ヘルパー資格取得者が市内の事業所に就労した際の補助制度等を設けてほしい。 ●一年以上ボランティアで毎日事業所に来てくれていた人を今年4月に採用予定である。ボランティアを通じ事業所の仕事に関心を持ってくれた子をスタッフにほしい。 ●他の福祉事業所の新規採用職員との交流等を深めたい。	スタッフの人材育成
●会員の高齢化で役員の担い手が不足している。魅力ある会にするためにも、相談の充実、会員の要望に沿った活動の見直しが必要。	責任者・指導者の確保・育成
●訪問、送迎が困難。それに伴うサービスが緊急に必要。 ●視覚障がいの方は会議開催時等に送迎が必要となる。 ●亀岡会館跡の駐車場を整備いただいたことや、福祉センター駐車場代の障がい者減免の適用は大変ありがたい。	訪問・送迎の向上
●一般市民向けのヘルパー研修等が最も福祉の啓発になると思う。 ●障がい当事者だけではなく、障がいを抱える子どもの保護者にも公共施設の駐車場代の減免等を適用してほしい。 ●スタッフの確保については、生産世代の人口減少により、スタッフの質を担保しながら必要数を確保するのは至難の業である。何らかの施策が必要(従来からの処遇改善加算や新設された特定処遇改善では改善が見込めない)。	団体の活動を支える制度・施策の整備

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

③-11 他の団体や機関などとの連携

(1) アンケート調査結果概要

ご意見	計画における課題
●毎年開催しているハートフェスタのような事業は、他の事業所と連携せざるを得ない事業である。 ●保育所から作業所見学に行ったことがある。他の福祉施設の取り組みを知る良いきっかけとなった。他の福祉施設との繋がりを密にしていかなければならないと感じる。 ●ひきこもり、発達に何か課題を抱えている子どもなど、将来的に精神的なしんどさに繋がり精神疾患を発症する、または既に発症している恐れもある中で、関係機関同士の連携ができていれば、発達過程の中で継続した見守り、支援ができるのではないかなと思う。 ●介護保険分野や警察、司法関係等の連携も必要であるし、現状の連携体制のパイプを太くしていくことも重要。	円滑な連携の推進
●作業療法士や心理士等の専門スタッフを拡充してほしい。 ●医療的ケア児について、何かあった時にすぐに対応してくれる緊急の受け入れ先を確保してほしい。 ●視覚障がいの分野は、医療機関(眼科)、福祉、行政との連携が大事。今後眼科医に当事者団体の存在を働きかけることが重要と感じている。 ●病院の利用者が事業所見学に来られる。ケースワーカーと連携し体験実習も実施している。	医療機関との連携の推進
●特に、学齢期の発達障がい児は教育機関との連携が重要。 ●乳幼児、就学児童で聞こえない、聞こえにくい子どもたちの把握と連携。 ●事業所が城西小学校校区にあるが、学習交流が一度もできていない。こちらでもアプローチしないといけなと感じている。学校の授業の一環として、事業所見学に来てほしい。	教育機関との連携の推進
●一番連携しなければならないのが民生委員だと思うが、民生委員の基本スタンスが老齢福祉のような気がする。民生委員は担当地域の障がい者を把握し切れていない。 ●障がいのある人たちが働き、活動していることをまだまだアピール出来切れていない。「知らなかった」との声を聞くことがある。自然体にて地域で生きられる関係づくり、理解の場(学びの場)づくりが必要。	地域住民との連携の推進
●自治会や他の障がい者団体との話し合いの場があってもいいと思う。 ●ネットワーク会議のような場がないと行政も事業者も市民の声が聞けないのではと感じる。 ●当事者のニーズを行政がつかむのなら、相談支援ネットワーク会議に加え、当事者を支える事業者のニーズを聞くためのネットワーク会議も必要。	連携をコーディネートする機関の整備

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

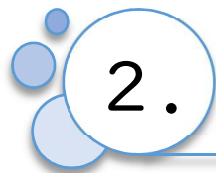
③-12 支援の届きにくい人たちの把握・支援

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
支援の届きにくい特別な支援の必要の有無	●「アルコール依存、薬物依存」「ギャンブル等依存」などの診断を受けた人が少数だがおられる。	●18歳以上では、「アルコール依存、薬物依存」「ギャンブル等依存」の診断を受けたという回答が1%以下だがある。《「18歳以上」問14》
	●障がい者手帳所持者で、成人後にひきこもっている人が一定数おられる。	●18歳以上では、介助者が本人との関係で困っていることについて、「ひきこもっている」という回答が全体で5%未満あり、精神(11.8%)でやや多い。《「18歳以上」問95》

(2) 関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
●法人としての課題である。中々把握まではいかない。 ●相談支援を通じて実態を知ることは多くあるが、まだまだ一般化していない。 ●民生委員の活動・情報連携も重要である。 ●ひきこもり家族教室や、ひきこもり相談等を通じての把握となる。 ●ひきこもりの問題は家庭内の状況も絡むため、介入が難しいが、まずは相談窓口を広げることが大事。難しい面もあるが、相談を待っているだけではなく、時にアプローチすることも必要だと思う。 ●ひきこもり支援をしているボランティア団体等への支援を図る方が早く対応できるのではないか。	支援の届きにくい人たちの状況の把握
●手帳取得までは至らないが、他人とのコミュニケーションが取れず、社会生活がしんどい方がいる。家庭事情も絡み、介入はしづらい。医療面から治療方法を提案し、解決に繋げてほしい。 ●支援の必要な園児は、本人だけでなく、父母、祖父母など、課題を抱えていることが多く、保育だけでは解決できない様々な分野の支援が必要なケースがほとんどである。家庭が安定しないために二次的に発生する障がいもあり、困難なケースになりやすい。 ●ひきこもり等の制度の狭間にいる人の就労場所がもう少しあればよいと思う。 ●引きこもり、在宅になりがちな聴覚障がい者(ろう者)の生活相談支援が不十分(市内には少なからずいる)。行政とどうタイアップしていくかが課題。 ●引きこもりのお子様の支援については、そのお子様が学校を卒業されると情報がとぎれ、継続した情報共有ができない。継続支援のためには情報共有の仕組み作りが必要。そのために行政が橋渡し役を担ってほしい。 ●ひきこもり対策にはボランティアスタッフ等の確保が必要。ひきこもりの方の支援策として家で内職してもら場合も、配送スタッフが必要となる。	支援の届きにくい人たちへの支援



2. 亀岡市障害者施策推進協議会条例等

○亀岡市障害者施策推進協議会条例

昭和 57 年 4 月 1 日

条例第 16 号

(平 9 条例 4・題名改称)

改正 平成 9 年 3 月 31 日条例第 4 号

平成 24 年 3 月 30 日条例第 14 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項の規定に基づき、亀岡市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平 24 条例 14・全改)

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員の任命又は委嘱)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 障害者及び障害者の自立と社会参加に関する事業に従事する者

(2) 学識経験者

(3) 市及び関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 24 条例 14・一部改正)

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、会長は、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 6 条 協議会に幹事若干人を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 14 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2. 亀岡市障害者施策推進協議会条例等

○亀岡市障害者基本計画等策定委員会規則

（位置づけ）

第1条 亀岡市障害者基本計画等を策定するにあたり亀岡市障害者施策推進協議会（昭和57年条例第16号）を亀岡市障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）として位置付ける。

（目的）

第2条 亀岡市障害者基本計画（以下「基本計画」という。）及び第4期亀岡市障害福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定することを目的とする。

（座長）

第3条 委員会に座長を置き、座長は、亀岡市障害者施策推進協議会会長（以下「会長」という。）の指名によって決定し、次の事務について会長の事務を代行する。

（1）委員会に関する議事の進行

（2）前号に係る意見集約及び意志決定

2 座長は、前号第2項による最終報告を会長に行い、会長の承認を以て亀岡市障害者施策推進協議会の決定に代えるものとする。

（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規則は、平成26年8月11日から施行する。

2. 亀岡市障害者施策推進協議会条例等

○亀岡市障がい者基本計画等庁内検討委員会設置要領

(設置の目的)

第1条 障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（以下「基本計画等」という。）の策定に関し、計画に係る亀岡市主体事業部分等の調査・研究を行い、庁内横断的な情報の交換・共有化を進めることにより基本計画等の策定に寄与することを目的として亀岡市障がい者基本計画等庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 庁内検討委員会は、次の12人で組織する。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 地域福祉課長
- (3) 障がい福祉課長
- (4) 高齢福祉課長
- (5) 健康増進課長
- (6) 子育て支援課長
- (7) 保育課長
- (8) 人権啓発課長
- (9) 商工観光課長
- (10) 教育総務課長
- (11) 学校教育課長
- (12) 社会教育課長

2 委員の任期は、計画策定終了までとする。

(会長)

第3条 庁内検討委員会に会長を置く。

2 会長は、職務を総理し、庁内検討委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

4 会長は健康福祉部長を充てるものとする。

(会議)

第4条 庁内検討委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長はその都度会長が指名するものとする。

2 会長及び議長は、必要に応じ会議に市職員及び計画策定業務受託業者等の関係者等を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

3 庁内検討委員会に付議する事案は、次に掲げる事項とする。

- (1) 基本計画等の策定に必要な調査・研究に関する事項
- (2) 基本計画の策定過程における議事・議題に関する事項
- (3) その他会長又は議長が必要と認める事項

4 庁内検討委員会の事務局は、障がい福祉課に置く。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に会長が定める。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

3. 各種会議等名簿

○亀岡市障害者施策推進協議会（亀岡市障害者基本計画等策定委員会）

（令和3年3月現在）

〔順不同・敬称略〕

氏 名	選 出 団 体
高木 信義	亀岡市身体障害者福祉協会
酒井 忠繁	亀岡市障害者相談員協議会
山内 節子	亀岡市障害児者を守る協議会
永田 一夫	亀岡市社会福祉協議会
中村 克子	亀岡市社会福祉施設協議会
松井 やす子	亀岡市民生委員児童委員協議会
寺田 直人	亀岡市医師会
○ 峰島 厚	日本障害者センター
◎ 中村 雄一	特定非営利活動法人 諸星塾
光井 貢	京都府南丹保健所
岩間 邦男	京都西陣公共職業安定所
石野 茂	亀岡市副市長
神先 宏彰	亀岡市教育長

※◎：会長 ○：職務代理者

○第4期亀岡市障がい者基本計画等策定に係るワーキンググループ会議

〔順不同・敬称略〕

氏 名	選 出 団 体
小 林 仁	社会福祉法人 松花苑 みずのき
井 内 祐 司	社会福祉法人 亀岡福祉会
日下部 育子	社会福祉法人 亀岡福祉会 第三かめおか作業所
安部 正徳	社会福祉法人 花ノ木
竹林 亜樹	社会福祉法人 信和福祉会
◎ 永田 一夫	亀岡市社会福祉協議会
松本 輝夫	亀岡市視覚障害者協会
三 浦 邦 俊	亀岡市肢体障害者協会
高 木 信 義	口丹聴覚障害者協会亀岡支部
加 藤 恵	亀岡市難聴者協会
山 内 節 子	亀岡市障害児者を守る協議会
荒 樋 博 利	亀岡市障害者相談支援センター お結び
◎ 和田 誠司	なんたん障害者就業・生活支援センター

※◎：座長

○亀岡市障がい者相談支援ネットワーク会議

〔順不同・敬称略〕

氏 名	役 職 名・所 属 等
三 浦 邦 俊	身体障害者相談員
山 内 節 子	知的障害者相談員
谷 口 裕 美	精神障害者相談員
平 尾 豪	精神障害者相談員
岩 崎 百 合 人	南丹圏域障害者総合相談支援センター 結丹
和 田 誠 司	なんたん障害者就業・生活支援センター
荒 樋 博 利	亀岡市障害者相談支援センター お結び
青 山 壱	花ノ木医療福祉センター
中 江 ひ と み	亀岡市教育委員会(指導主事)
土 井 み ず ほ	亀岡市子育て支援課(家庭児童相談員)
木 村 邦 彦	亀岡市障がい福祉課(課長)

4. 計画策定経過

日	程	会 議 、 調 査 活 動 等	内 容
令和元年	7月30日	亀岡市障害者施策推進協議会	次期障がい者基本計画等策定についての検討及び現行計画の中間評価
	9月25日	第4期亀岡市障がい者基本計画等策定に係るワーキンググループ会議	アンケート調査票の検討
	10月23日	亀岡市障害者施策推進協議会	アンケート調査票の検討
令和2年	1月16日 ～1月31日	アンケート調査の実施	障がい者手帳の所持者等を対象としたアンケート調査を実施
	1月～3月	関係団体ヒアリングの実施	障がいのある人の関係団体に対してヒアリングを実施
	6月26日 ～7月8日	庁内各課への意見照会	計画案についての意見等
	7月15日	庁内検討委員会	計画案についての検討
	8月4日	亀岡市障害者施策推進協議会 (第1回亀岡市障害者基本計画等策定委員会)	計画案についての検討
	9月14日	第4期亀岡市障がい者基本計画等策定に係るワーキンググループ会議	次期亀岡市障がい者基本計画案についての検討
	11月4日	第4期亀岡市障がい者基本計画等策定に係るワーキンググループ会議	次期亀岡市障がい福祉計画案についての検討
	11月12日	亀岡市障がい者相談支援ネットワーク会議	計画案についての検討
	11月26日	庁内検討委員会	計画案についての検討
	12月3日	亀岡市障害者施策推進協議会 (第2回亀岡市障害者基本計画等策定委員会)	計画案についての検討、パブリックコメントについて
	12月14日	計画策定に係る議会説明	計画策定に係る環境厚生常任委員会委員への説明
	12月21日 ～1月8日	庁内各課への意見照会	計画案についての意見等
	12月25日 ～1月21日	パブリックコメントの実施	市ホームページ等において計画案を公表し、市民からの意見を募集
令和3年	3月1日	亀岡市障害者施策推進協議会 (第3回亀岡市障害者基本計画等策定委員会)	計画最終案についての検討、まとめ
	3月12日	亀岡市障害者施策推進協議会(亀岡市障害者基本計画等策定委員会)より計画の提言	会長から提言書を亀岡市に提出

5. 関係法令等

○障害者基本法（抜粋）

（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）

最終改正：平成二五年六月二六日法律第六五号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者

計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

第四章 障害者政策委員会等

（都道府県における合議制の機関）

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

- 一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附則抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

○障害者総合支援法（抜粋）

（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）

最終改正：平成二六年六月二五日法律第八三号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

（市町村等の責務）

第二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第七号 に規定する職業リハビリテーシ

ンをいう。以下同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

- 二 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

- 三 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

- 2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

- 二 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。

- 三 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

- 四 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

- 3 国は、市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

- 4 国及び地方公共団体は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない。

第五章 障害福祉計画

（基本指針）

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

5. 関係法令等

- 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
 - 二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 三 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
 - 四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
 - 3 厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 厚生労働大臣は、障害者等の生活の実態、障害者等を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。
 - 5 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (市町村障害福祉計画)
- 第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
 - 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
 - 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるも

のとする。

- 6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
 - 9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
 - 10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
 - 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。
- (協議会の設置)
- 第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。
- 附則（平成二六年六月二五日法律第八三号） 抄
(施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（以下略）

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（抜粋）

（平成二十五年法律第六十五号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当た

り、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

○障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）（抜粋）

（平成 26 年 1 月 20 日締結）

（平成 26 年 2 月 19 日我が国について発効）

第一条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

第五条 平等及び無差別

1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。

2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。

3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。

4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

第八条 意識の向上

1 締約国は、次のことのための即時の、効果的なかつ適当な措置をとることを約束する。

（a）障害者に関する社会全体（各家庭を含む。）の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。

（b）あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行（性及び年齢に基づくものを含む。）と戦うこと。

（c）障害者の能力及び貢献に関する意識を向上

させること。

2 このため、1 の措置には、次のことを含む。

（a）次のことのための効果的な公衆の意識の啓発活動を開始し、及び維持すること。

（i）障害者の権利に対する理解を育てること。

（ii）障害者に対する肯定的認識及び一層の社会の啓発を促進すること。

（iii）障害者の技能、長所及び能力並びに職場及び労働市場に対する障害者の貢献についての認識を促進すること。

（b）教育制度の全ての段階（幼年期からの全ての児童に対する教育制度を含む。）において、障害者の権利を尊重する態度を育成すること。

（c）全ての報道機関が、この条約の目的に適合するように障害者を描写するよう奨励すること。

（d）障害者及びその権利に関する啓発のための研修計画を促進すること。

第三十三条 国内における実施及び監視

1 締約国は、自国の制度に従い、この条約の実施に関連する事項を取り扱う一又は二以上の中央連絡先を政府内に指定する。また、締約国は、異なる部門及び段階における関連のある活動を容易にするため、政府内における調整のための仕組みの設置又は指定に十分な考慮を払う。

2 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み（適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。

3 市民社会（特に、障害者及び障害者を代表する団体）は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参加する。

○京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例（抜粋）

（平成 27 年 4 月 1 日施行）

第1章 総則

（定義）

第1条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（基本理念）

第2条 共生社会（全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をいう。以下同じ。）の推進は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 全て障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- (4) 全て障害者は、障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- (5) 障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての府民の問題として認識され、その理解が深められること。
- (6) 共生社会を推進するための取組は、府、府民、事業者及び市町村、国その他の関係機関（以下「市町村等」という。）の適切な役割分担並びに相互の連携及び協働の下に行われること。

第2章 障害者の権利利益の擁護のための施策

第2節 特定相談等

（特定相談）

第9条 障害者及びその家族その他の関係者は、知事

に対し、障害者に関する次に掲げる相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

- (1) 第6条に規定する不利益な取扱いに関すること。
- (2) 第7条第1項の均等な機会及び同条第2項の不当な差別的取扱いに関すること。
- (3) 前条第1項に規定する配慮に関すること。
- (4) 第2条第4号に規定する配慮に関すること。
- (5) 当該障害者の障害を理由とする言動であって当該障害者に不快の念を起こさせるものに関すること。
- (6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第3条の虐待に関すること。

2 知事は、特定相談があったときは、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 特定相談に応じ、関係者に必要な助言、情報の提供その他必要な援助を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

第3節 不利益取扱いに関する助言又はあっせん等

（助言又はあっせん）

第14条 障害者は、第6条又は第7条の規定に違反する取扱い（以下「不利益取扱い」という。）を受けたと認めるときは、京都府障害者相談等調整委員会に対し、当該不利益取扱いに該当する事案（以下「対象事案」という。）の解決のために必要な助言又はあっせんを行うよう求めることができる。

2 対象事案に係る障害者の保護者、後見人その他の関係者は、当該障害者が不利益取扱いを受けたと認めるときは、京都府障害者相談等調整委員会に対し、前項に規定する助言又はあっせんを行うよう求めることができる。ただし、当該求めをすることが明らかに当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。（以下略）

○亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例

平成30年3月27日

条例第16号

亀岡市は、昭和57年に「健康で文化的な生活の基礎的条件が確保されることにより、生涯にわたり人間に値する生活と人格の自由な発展がひとしく保障される社会こそ、福祉社会といえる。」として、「福祉都市」を宣言し、障害福祉に係る施策を計画的に推進しています。

社会は、人と人が関わり合い、お互いの思いを伝え合うことによって成り立っています。助け合い、敬い合うためにはコミュニケーションが必要です。

ろう者のコミュニケーションの手段である手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語（手話言語という。以下同じ。）であり、音声言語である日本語と同等の言語です。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話言語を大切に育んできました。

しかしながら、今まで手話言語は言語と認められていなかったため、手話言語を学び、手話言語で学ぶ環境が整備されてこなかったこと、また、社会においても、手話言語への理解は乏しく、手話言語を使用する環境が十分には整えられてきませんでした。

また、ろう者だけでなく、多くの障害者が、生活に必要不可欠な情報取得及びコミュニケーションに著しい困難を抱えています。

こうした状況に鑑み、手話言語を言語として認識するとともに、あらゆる障害者が必要とするコミュニケーション手段の普及を促進することにより、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら自分らしく豊かに暮らすことができる地域社会を構築するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及並びに多様なコミュニケーション手段（手話言語、触手話言語、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆及び代読、その他日常生活又は社会参加を行う場合に必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報及びコミュニケーション支援用具等をいう。以下同じ。）の利用の促進に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、手話言語及び多様なコミュニケーション手段に関する施策を推進することにより、障害者と障害者以外の者が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及は、手話言語が独自の言語であることを基本に行われなければならない。

2 多様なコミュニケーション手段の利用の促進は、障害者と障害者以外の者が相互の違いを理解し、互いに人格と個性を尊重することを基本に行われなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、基本理念に基づき、手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及並びに多様なコミュニケーション手段の利用の促進のため、必要な施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念に基づき、手話言語に対する理解を深めるとともに、多様なコミュニケーション手段の利用の促進のための市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念に基づき、手話言語に対する理解を深めるとともに、多様なコミュニケー

ション手段の利用の促進のため、多様なコミュニケーション手段を必要とする者に利用しやすいサービスを提供するよう努めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

（観光旅行者その他の滞在者への対応）

第6条 市、市民及び事業者は、多様なコミュニケーション手段を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、多様なコミュニケーション手段への理解のある対応をし、又は利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

（施策の推進及び検証）

第7条 市は、第3条に規定する市の責務を果たすため、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関すること。
- (2) 多様なコミュニケーション手段を習得する機会の創出に関すること。
- (3) 多様なコミュニケーション手段の利用を促進する意思疎通支援者その他の支援者の確保及び養成支援に関すること。
- (4) その他手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及並びに多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関すること。

2 市は、前項の施策の推進を図るため、亀岡市障害者基本計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。）に位置づけ、検証を含め総合的かつ計画的に推進するものとする。

（財政措置）

第8条 市は、手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及並びに多様なコミュニケーション手段の利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

亀岡市においては、市が提案した「かめおか霧の芸術祭」×X（かけるエックス）～持続可能性を生み出すイノベーションハブ～が、SDGs未来都市および自治体SDGsモデル事業の選定を受けました。

これは、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた地方自治体の優れた取組をSDGs未来都市として、またその中でも特に先導的な取組を自治体SDGsモデル事業として、内閣府が選定するものです。今後亀岡市はSDGs未来都市として、さまざまな施策を分野横断的に推進し、持続可能なまちづくりをすすめます。

本計画においても、持続可能な開発目標（SDGs）の理念の普及をすすめるとともに、関連する障がい福祉分野における目標の達成を目指します。

1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	
	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。
2 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	
	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
	5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。

	開発途上国、特に後開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。 ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。
3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	
	2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。 2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 2030 年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。 開発途上国、特に後開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。 すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。
4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	
	2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。 2030 年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。 2030 年までに、すべての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。

5. 関係法令等

	2020 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。 2030 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。
5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	
	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
	未成年者の結婚、早期結婚、強制的結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
	国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
	女性の能力強化促進のため、ICT をはじめとする実現技術の活用を強化する。 ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。
6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	
	2030 年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
	2030 年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
	2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
	2030 年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
	2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。
7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	
	2030 年までに、安価かつ信頼できる現代エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
	2030 年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	
8 働きがいも 経済成長も 	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率 7%の成長率を保つ。
	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
	2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。	
2020 年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。	
9 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する。
	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020 年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。

10 各国内及び各国間の不平等を是正する	
 10 人や国の不平等をなくそう	2030 年までに、各国の所得下位 40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
	世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
	2030 年までに、移住労働者による送金コストを 3%未満に引き下げ、コストが 5%を越える送金経路を撤廃する。
11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	
 11 住み続けられるまちづくりを	2030 年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
	2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
	2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	2030 年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
	2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物の整備を支援する。

12 持続可能な生産消費形態を確保する	
	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
	2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。
13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するという、UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。
14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	
	2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
	2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。
	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。

	2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勧奨しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。 「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。
15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	
	2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。 2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。
16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	
	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。 2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。 2030 年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

17

パートナーシップで
目標を達成しよう

課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。

先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.20% にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。

複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。

必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。

後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。

科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。

開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。

2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する。

すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的を絞った能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の結果を含めた WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。

開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。

後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。

政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。

持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。

貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。

すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。

さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。

2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

6. 用語の解説

あ

アクセシビリティ

情報やサービス、ソフトウェアなどが、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす用語。利用のしやすさ。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

NPO

Non Profit Organization の略で、民間非営利団体と訳される。日本においては、市民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない市民活動団体という意味で用いられる場合が多い。平成 10 年（1998）12 月に施行された「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

か

かかりつけ医

現在、医療にかかっている、かかっているに関わらず、日常的な健康相談をしたり、病気になったときに初期の医療を受けられる地域の診療所や医院の医師のこと。

ケアマネジメント

援助を必要とする人に対し、保健・医療・福祉などさまざまな社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行うこと。

限局性学習症（学習障がい・SLD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す。原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定される。Specific Learning Disorder を訳した教育上の用語。（従来はLDと表記）

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利やニーズ表明を支援し代弁すること。

高次脳機能障がい

頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難になる障がい。

コミュニティバス

JR 亀岡駅とその周辺に点在する公共施設、医療施設、商業施設などを公共交通で結ぶことを目的に、JR 亀岡駅を起点として路線バスの走っていないなかった中心地域を巡回運行。

さ

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童が、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を受けることができる施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

自閉症

脳機能に何らかの質的な障がいがあると考えられ、「人間関係を作ることが苦手」「コミュニケーションのとり難さ」「特定のものへのこだわりや想像力の乏しさ」といった共通の特徴があり、通常3歳位までに症状が現れる。

社会モデル

不利益を個人の特征と社会のあり方との相互作用から生じるものとし、社会の側にそれを改善する責務があると考えられる。平成18年（2006）に採択された国際連合の「障害者の権利に関する条約」も社会モデルに基づくもの。

手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚障がいのある人のために手話通訳を行う人。

障害者基本法

障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和45年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成5年に「障害者基本法」として全面的に改正された。この際、障がい者とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と定義された。また、平成16年、平成23年に一部改正が行われている。

障害者週間

従来、国際障害者年を記念し、障害者問題について国民の理解と認識をさらに深め、障害者福祉の増進を図るため12月9日を「障害者の日」として定めていたが、平成16年の「障害者基本法」改正により毎年12月3日から9日までの1週間が「障害者週間」と定められた。

障害者総合支援法

「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称、「障害者総合支援法」）に改題されたもの。正式名称は「地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）」。

施行日は平成25年4月1日。

障害者の権利に関する条約

2006年12月、国連総会において採択され、障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加などを一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとることなどを定めている。

障害者優先調達推進法

国などによる障がい者就労施設などからの物品などの調達の推進などに関し、障がいのある人の就労施設などの受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がいのある人の就労施設などが供給する物品などに対する需要の増進を図るための法律。施行日は平成25年4月1日。

情報通信技術（ICT）

情報・通信に関する技術の総称。情報通信技術を表す IT に、コミュニケーションの概念を加えた Information and Communication Technology の略。

ジョブコーチ

知的障がいや精神障がいなど、円滑なコミュニケーションが困難な障がいのある人の職業生活の安定を図るため、一緒に職場に入り、付き添って仕事や訓練をサポートしたり、職場内の人間関係の調整などにあたることで、職場環境などへの適応を支援する指導員。

自立支援医療

心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療で、具体的には、育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されている。

身体障がい

先天的あるいは後天的な理由（疾病や事故など）で身体の一部が機能しない状態のこと。視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、脳性麻痺、内部障がいがおなどがある。

精神障がい

意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能障がいにより、社会生活に支障が出ている状態。統合失調症、気分障がい、てんかん、精神薬物による中毒・依存などがある。

成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人などを法的に保護し、支援するため、平成 12 年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。

た**地域活動支援センター**

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設。

地域自立支援協議会

障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関など地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。

地域生活支援事業

「障害者総合支援法」に基づく事業で、介護給付や訓練等給付などによるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市町村及び都道府県が主体となって取り組むさまざまな事業の総称。

地域生活への移行

入所施設で生活する障がいのある人や、治療の必要が乏しいにもかかわらず病院に長期入院している障がいのある人が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。

地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が中心となり、介護予防のマネジメント、高齢者への相談支援、包括的・継続的ケアマネジメント支援など、地域における高齢者への総合的な支援と課題解決に向けた取組を実践する機関。

知的障がい

社会生活に適應していく能力（記憶・知覚・運用する能力、理解・思考・判断など）の発達が遅滞し困難な状態のこと。主に発達期（18歳以下）に現れる。知能指数（IQ）を基準に使い、軽度・中等度・重度・最重度に分けられる。

注意欠如／多動性症（注意欠陥／多動性障がい・ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

道路運送法

道路運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保し、道路運送に関する秩序を確立するための法律。昭和26年（1951）施行。

特別支援学級

知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がいなどの障がいのある児童生徒のために、小中学校に設置された学級。

特別支援学校

従来の盲・ろう・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度。対象とする障がいは、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障がいの程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小・中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、限局性学習症（SLD・ILD）、注意欠如／多動性症（ADHD）、高機能自閉症を含

めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な**難病**

昭和47年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病、とされている。

ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求などと訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

日常生活用具

日常生活上の便宜を図るための用具で、①介護訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥住宅改修費の6種類がある。

は**発達障がい**

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、限局性学習症（SLD・ILD）、注意欠如／多動性症（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

発達障害者支援センター

発達障がいのある人への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関。発達障がいのある人とその家族が豊かな地域生活を送ることができるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がいのある人とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行う。

パブリックコメント

市民生活に関わる計画や条例案などを制度化する際に、事前にその趣旨や原案を公表し、市民の意見や情報提供を求め、提出された意見等を考慮して計画や条例案を決定するとともに、意見に対する考え方について公表する一連の制度。

バリアフリー

高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。

避難行動要支援者名簿

「災害対策基本法」に基づき、災害が起こった時、自宅から避難所まで、自力で避難することが難しい人をあらかじめ把握し災害発生時、要支援者の避難を支援するための名簿。

福祉教育

学校の児童・生徒に限らず、地域の住民などの福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。

福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練などを受けながら作業を行うこと。

福祉避難所

災害時に高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病者など、一般的な避難所では生活に支障を来す人を受入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。

福祉有償運送

タクシーなどの公共交通機関によっては要介護者、身体障がいのある人などに対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合で、特定非営利法人などが、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって定員 11 人未満の自家用自動車を使用してその法人等の会員に対して行う、原則としてドア・ツー・ドアの輸送サービス。

ふるさとバス

2005 年 4 月から民間事業者の破綻による廃止バス路線の代替措置として、市が主体となり市内周辺地域の生活交通を確保するため運行開始。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がい者雇用の割合。

訪問看護ステーション

自宅で療養する人に対して訪問看護を行う目的で運営される事業所。看護師・保健師・助産師・理学療法士などが所属し、医師や関係機関と連携して在宅ケアを行う。訪問看護事業所。

補装具

身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いすなどの器具をいう。

ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力などを他人や社会のために提供することを指す。その内容・形態は多様となっている。

ま**民生委員・児童委員**

「民生委員法」に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・都道府県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。

任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力などである。また、「児童福祉法」による児童委員も兼ねている。

や**ユニバーサルデザイン**

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、さまざまな違いを超えて考慮し、計画・設計することや、そのような状態にしたもの。

ら**ライフステージ**

人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期などに分けられる。

療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある児童及びその家族、障がいに関し心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療又は訓練などによる障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行なうこと。

レスパイト

本来の休息、息抜きという意味から、福祉では介護からの一時的な解放という意味で使われる。レスパイトサービス（レスパイトケア）とは、障がいのある人等を介護する家族などを、一時的に、一定期間、介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、介護負担を軽減する援助である。

第4期亀岡市障がい者基本計画 及び第6期亀岡市障がい福祉計画

提言 亀岡市障害者施策推進協議会

発行 令和3年3月 亀 岡 市
〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

編集 亀岡市 健康福祉部 障がい福祉課
電話 0771-25-5031 FAX 0771-25-5511



亀岡市